

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400001	総務省	公務員法を改正し、国・地方公共団体等の公務員の数と人件費を半分にする	(国) 行政機関の職員の定員に関する法律(総定員法) (地方公共団体) 地方自治法172条3項	(国) (定員の総数の最高限度) 第1条第1項 内閣の機関(内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。)、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。 (地方公共団体) 地方公務員の職員数においては、地方自治法172条3項に基づき「職員の定数は条例でこれを定めている」とされているところ。	(国) - (地方公共団体) d	-	(国) 行政機関の定員管理の仕組みは、総定員法が定める定員の総数規制の下で、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現するもの(地方公共団体) 地方公務員の職員数においては、地方自治法172条3項に基づき「職員の定数は条例でこれを定めている」とされているところであり、現在においても、地方公共団体が条例で定数を半分にするという意志を持って、条例定数を改正すれば、対応は可能。ただし、地方公共団体は地域において様々な事務を行っているところであり、一律に半分にするというのは現実的ではない。		要望者は以下のとおり意見を提出しているところであるので、要望者の意図も踏まえ、改めて検討されたい。 (国) 行政機関の定員管理の仕組みは、総定員法が定める定員の総数規制の下で行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現するものであるとの回答であるが行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置がされていない所がある為、事実関係に基づき別添資料を証拠として提出している。各省庁の出入り局の下に又、出入り機関があり地方自治体・都道府県にも縦割組織の総合庁舎があり又、その下に市町村がある。その間に国の特殊法人・都道府県の特設法人があるという仕組みになっている。これらを国と地方自治体二ヶ所でチェックする仕組みにするという統合化で人員が半分に出来るという提案である。地方公共団体は地域において様々な事務を行っている事において一律に半分するという事は出来ないが私が16年間の経験におけるレポート(総理大臣目安箱へA4で3000ページ)通り、日本全体で地方公務員を含め半分にし、削減した職員は民間で人件費削減分の50%・総人件費25%で確保する事で充分に出来る。各省庁の局長・各地方自治体・局長・部長クラスも民間人等含め立候補で決め、出来ない人には交替して頂く(組織にする(競争原理の導入)期間を5年で実現させる。(能力主義の配置)	(国) - (地方公共団体) d	-	(国) 国の行政機関の定員管理については、総定員法が定める定員の総数規制の下で、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を行っているところであり、今後とも引き続き努めてまいる所存。(地方公共団体) 地方公務員の職員数においては、地方自治法172条3項に基づき「職員の定数は条例でこれを定めている」とされているところであり、現在においても、地方公共団体が条例で定数を半分にするという意志を持って、条例定数を改正すれば、対応は可能。ただし、地方公共団体は地域において様々な事務を行っているところであり、一律に半分にするというのは現実的ではない。
z0400002	総務省	行政手続法に対して則則規定を設ける	(行政手続法)	(該当制度なし) なお、行政手続法第35条第2項では、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から要求があるときは、行政上特別の支障がない限り、行政指導の趣旨等を記載した書面を交付しなければならないことを定めている。	e	-	いかなる文書による照会に対しても文書による回答を義務付けることは、制度としての必要性、合理性に疑問がある。また、一般に、罰則規定を設けるに当たっては、法令違反たる行為が明確であり、かつ、その可罰性等を慎重に検討する必要がある。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討し、具体的な対応策を示されたい。 (該当制度なし)との回答であるが別添資料の事実関係における提出書類の様に現実には不作為や契約違反(口約束)が各省庁・各地方自治体で堂々と行われている通りである。いかなる文章による照会に対して、文章による回答を義務付ける要望でない事は、私の要望内容・要望理由通りである。一般に罰則規定を設けるに当たっては、法令違反が明確でありかつ、その罰性等については慎重に実施する事は言うまでもない。現状の役人天国の仕組みになっている制度に対して、裁判所へ罷免請求を求めない出来ない様な風土になっている所を改善する事で行政の能率や生産性は20%アップ、民間の時間的コストも50%以上削減される。不作為や契約違反(口約束)が防止される事で行政改革を提案する民間人への仕返し行政が防止され、民主主義の本質・主権在民・公務員は全体の奉仕者である事の実現が出来る。 社会主義の長所と自由主義・効率主義の長所を併せ持つ新しい行政の組織風土・制度変更の提案である。	c	-	いかなる文書による照会に対しても文書による回答を義務付けることは、制度としての必要性、合理性に疑問がある。また、一般に、罰則規定を設けるに当たっては、法令違反たる行為が明確であり、かつ、その可罰性等を慎重に検討する必要がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
z0400001	総務省	公務員法を改正し、国・地方公共団体等の公務員の数と人件費を半分にする	5004	50040010	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・インタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	10	公務員法を改正し、国・地方公共団体等の公務員の数と人件費を半分にする	組織が複雑で人が多過ぎる為、組織をシンプルにし、判断に時間がかかり過ぎる事を是正して欲しい 公務員が半になった数と人件費で民間で出来る仕事は民間人に任せ競争条件を公平にし公正な状況を作って欲しい 行政改革を提案した者が仕返し行政判断を受け不公平な競争条件で公正な状況に落ち込まれない様にセーフティネットを完備して欲しい	(1)現行法で地方公共団体にしか出来ない公共事業で民間に出来ると思われる補助金が付いた公共事業は一定の要件を満たした中小企業の起業家にベンチャー支援措置として実現させる (2)国や地方自治体における局長や部長クラスは民間人(マスコミ関係者を含め)を採用し、行政権力を分散化させ業務効率化と財政負担の削減を行う (3)補助金事業の監査を行う人は民間人を事務局長(弁護士・公認会計士・マスコミ関係・労働会代表)にし、行政と民間人が競争条件が公平・公正に行われているかの監視を行う	別途資料通り、コンピューターの導入で事務手続きが簡素化されたにもかかわらず人員が多い為、いらぬ仕事を新に作り、民間化出来る事業を遅らせている。 平成元年より、当時の建設省道路課長とPF1事業での肥大化した公共事業を削減する議論を50時間~70時間行い116年間行政に提案・実現の努力をしてきた結果、社会福祉法人取得まで13年間と2億円の資金を使い取得したが、現在ではデイスサービスセンターのみしか出来ず、内閣府等各省庁へPF1事業での公共事業に資金的に余裕のない中小企業の起業家に支援する提案を行ってから41ヶ月間、助成金・寄付金・政府系金融機関の低利融資が別途資料の様に止められている	【別添資料】 A039 A041 A042 A043 A050 A051 A059 A060 A061 A062 A063 A065 A069 A070 A074 A075	文書番号 A040 A042 A050 A059 A061 A063 A065 A069 A074
z0400002	総務省	行政手続法に対して則則規定を設ける	5004	50040014	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・インタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	14	行政手続法に対して則則規定を設ける	(1)行政側の文章回答は、文章で回答請求を行った案件に対して文章で回答しなければならぬとの規定を設ける(メモでも可) (2)上記(1)の内容で文章で回答出来ない理由のあるものに関しては、その出来ない理由を文章で回答しなければならないとする規定を行政側に義務付ける (3)上記(1)(2)内容を1週間以内で文章回答しない者に対して1週間以内に人事異動を行う等の罰則規定を設ける	(1)葉書きサイズ(複写)の回答メモの提出する事を公務員に義務付け、協議内容・相談内容を双方が確認出来る事で事実確認と民間の時間的コストを削減するようにする(5分間作業) (2)行政を監査する所には民間の弁護士・学識経験者・マスコミを代表する人が事務局長になり官と官のなれ合いを防ぐ (3)国民が主権者であり、公務員は全体の奉仕者である事を認識する為、地方自治体の職員が民間で行える公共事業を行う一定要件を満たした中小企業に意向して双方の問題点を発見や解決する策を提案し法律を作る	(1)別途資料通り、行政手続法に則則規定がない為、300年前の発想「官尊民卑」という組織風土が根強くIT機器の発達で事務手続きが簡素化されたにもかかわらず、従来と同じ発想で仕事が出来、身分が保証されている所が問題 (2)行政は、許認可権や助成金を出す強大な権限を持っているにも関わらず、行政手続法のその他の自己に対して何らかの付与する処分を求める行為を条文解釈は行政府が可否の権限がある事を盾に何百時間も相談したり100ページ以上の質問状を文章で提出したものもでも具体的な説明責任を求めている国民の権限を無視する行為は、憲法違反である(憲法15条・16条) (3)国民が憲法を盾に国家賠償の行政訴訟を起こすには、時間とお金がかかり現実問題は解決しない。内閣府や総務省で事実関係に基づき行政を監査する所が指導を強化して欲しい	【別添資料】 A178 A182 A183	文書番号 A177 A180

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400003	総務省	携帯電話の電波が全てのエリアに届くこと	電波法第四条	無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。	c	-	無線局の免許を受けることなく個人や団体が電波を増幅して中継する無線局を開設した場合、携帯電話に対する干渉を与え、携帯電話サービスの利用に影響を与える可能性があるため、措置困難である。 なお、個人、団体がアンテナを買うことについては、電波法上に規制はない。		要望は、防犯のために携帯電話の通じない場所をなくすことを求めており、こうした要望の実現に対する御省の取組状況を具体的に示されたい。	c	-	再検討要請で示すことが求められた取組状況は次のとおりです。 防犯の目的に限らず、既存の無線局に干渉を与えずに携帯電話の通じない場所をなくすこと、を実現するためには、各携帯電話事業者において携帯電話サービスエリアを整備することが不可欠であります。このため、各携帯電話事業者は不感地帯の解消に努めているほか、低廉な共同中継装置の開発等にも取り組んでいるところです。また、国としても、民間事業者に委ねては整備が進みにくい過疎地域等については、移動通信用鉄塔施設整備事業(市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその設置経費の一部を補助)の実施等により、不感地帯の解消に努めているところであり、こうした取組を着実に押し進めていくことが重要と考えます。
z0400004	総務省	コミュニティ放送(市区町村放送)の放送免許申請に当たり、上限一律20ワット以上の出力等を希望する場合、その地域の実情を審査、検討する「コミュニティ放送検討委員会設置」を条件とする制度の導入	電波法第6条第7項第4号、電波法施行規則第6条の4第7号別表第一号注14、放送普及基本計画第1、1(1)(イ)、放送用周波数使用計画第1、10	コミュニティ放送局の免許等の処分は総務省(地方総合通信局等)が行っている。	C	-	1 コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ることを目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても放送区域の広狭にかかわらず一律の上限(20W)が定められ、放送区域が一部の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競争処理、比較審査等の手続きを省くことなく、簡易かつ迅速な手続きを可能としているものである。 要望は、その前提として、コミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することを想定しているが、このようなコミュニティ放送についての空中線電力の制限の緩和は、そもそもコミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなり不適当である。 2 要望では、「コミュニティ放送検討委員会」の設定が提案されているが、その機能及び性格、構成並びに選任方法が明らかでないばかりではなく、放送を行う無線局の免許の申請について「コミュニティ放送検討委員会」の事前審査を要することとし、その審査を経なければ放送を行う無線局の申請を行えないこととするのは、本来、簡易迅速な手続きを設けているものに、法令が要求する以上の手続きを求めることとなり、申請者に対して法令に基づき適正な行政手続を保障するという観点からも、採用しがたい。 さらに、コミュニティ放送局をはじめとする無線局の免許については、周波数の無線局との間の混信を防止し、有限希少な周波数を有効利用するためには、全国的に統一した周波数管理を行う必要があるが、国において統一した検討・判断を行う必要があることから、第三者機関である検討会に、このような周波数管理に関わる事項の判断を行わせるのは不適当であること。 無線局の使用する周波数の適否を判断するためには、全国的な周波数の割当て及びその使用状況について把握する必要があり、さらに、これらの資料を元に混信の可能性の有無等について検討する専門的知識を有する人員の配置	『各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する』というコミュニティ放送局の本来の目的からすれば、放送対象地域であっても聴取不可能、もしくは難聴地域が存在するという事は、その目的に反すると解される。また、災害等が発生した場合、円滑な被災者対策を構築するためにもコミュニティ放送の活用を図ることは重要であることから、行政区域が広大で、聴取不可能、もしくは難聴地域に関しては、特区等を活用することで、出力制限を緩和することを真剣に検討すべきである。以上を踏まえて検討し、具体的な対応策を示されたい。	C	-	コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ることを目的に、各市区町村の一部において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を行うコミュニティ放送の特性が十分に発揮される区域を放送対象地域とする小規模な放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一部の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競争処理、比較審査等の手続きを省くことなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能とし、放送対象地域全域のあまねく普及義務を負わない等の特徴を有しているものである。 要望及び再検討要請は、放送対象地域であっても聴取不可能、もしくは難聴地域が存在するというが、前述のようにコミュニティ放送は市町村の全域を放送対象地域とするものではなく、機能の集積や施設の整備状況等を勘案して、その普及を図ることとされた市区町村の一部の区域を放送対象地域とするものであることから、行政区域の広域化が放送対象地域の広域化に連動するものではない。 このようにして定められる放送対象地域をカバーするには、現行の空中線電力の上限で十分であり、更に、放送対象地域が飛び地になる等、一の放送局によりカバーすることが困難な場合は、現行制度下においても、中継局の設置による対処が可能なものと考えられる。 なお、災害時においてコミュニティ放送を活用し、災害情報を伝送することは望ましいこととされるが、災害情報はコミュニティ放送制度が本来想定している放送の主たる内容と言えず、災害情報等の住民への周知・広報については、コミュニティ放送の他にも、県域放送も含む各種の放送や防災無線等、多様なメディアの活用が可能であり、更に災害時の実際のニーズに応じて、災害対策の放送を行う臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0400003	総務省	携帯電話の電波が全てのエリアに届くこと	5022	50220001	11	中上清吾	1	携帯電話の電波が全てのエリアに届くこと	個人、団体でアンテナを買うことができる。民間の電波に関して仕事をしている業者は、アンテナを作るアンテナは電波増幅器、電波中継器という。アンテナは検査に合格した製品とする。	防犯の為に携帯電話の過疎地を無くす。	携帯電話の所持者が多く防犯に役立つと思われる。しかし、電波の過疎地がある小学生、中学生、ご婦人の方達の変質者に困る被害を受ける場所は携帯電話の届かない場所があり、通学、通勤の途中を安全圏と捉えるのは無理がある。携帯電話の技術的に飛躍して信賴がおける。	
z0400004	総務省	コミュニティ放送(市区町村放送)の放送免許申請にあたり、上限一律20ワット以上の出力等を希望する場合、その地域の実情を審査、検討する「コミュニティ放送検討委員会設置」を条件とする制度の導入	5023	50230001	11	北海道コミュニティ放送協議会	1	コミュニティ放送(市区町村放送)の放送免許申請にあたり、上限一律20ワット以上の出力等を希望する場合、その地域の実情を審査、検討する「コミュニティ放送検討委員会設置」を条件とする制度の導入	コミュニティ放送の出力の上限は全国一律20ワット。このために、北海道のように広大な面積を有し、或いは合併によって行政区域が広域化した市町村では、出力が弱く、放送対象地域であっても聴取不可能、もしくは難聴地域が存在する。しかし、上限20ワット以上の出力で放送をした場合、地域によっては増力に伴う諸問題が発生する可能性がある。については、増力を希望する場合、その可能性について、地域ごとに審査、検討する委員会を設置することを条件とし、同委員会の客観的事実に基づく審査を経て増力が認められた場合のみ「一律以上の増力を求める免許申請」を可能とする新たな制度の導入を要望する。これにより、地域の実情に合致した出力で対象地域全域への放送が可能となり、コミュニティ放送による地域振興がさらに図られる。	現行の市町村区域で聴取不可能な地域に放送ができる。災害緊急時の情報を地域全域に放送することで、地域内の安全化がさらに推進される。基幹産業の振興や教育・福祉の向上。域内全体の情報化の推進。	コミュニティ放送局が上限20ワット以上の出力で放送した場合、既存放送局との「混信」や「新規コミュニティ放送局の開設に支障をきたす」などの問題が発生する可能性がある。しかし、この可能性が極めて低い、或いは全く無いにも拘わらず、放送対象エリアが広いなどのために出力が足りず、その全域をカバーできない市区町村区域が全国に存在する。については、増力に伴う問題発生の可能性を地域ごとに厳密に審査・検討する「検討委員会」の設置が必要と考える。構成員は有識者、地元住民、関係放送業者等で、検討項目は「混信の可能性」「周波数の逼迫状況」「周辺地域での放送局開設の困難性」「過疎地域等における放送の普及・継続に対する支障」「地域に密着した情報提供の内容」「中継局設置等の代替手段」等。同委員会の客観的事実に基づく検討の結果、申請(上限20ワット以上等)の妥当性が認められた場合のみ、総務省に適正な増力の免許申請ができる仕組みとする。これにより、地域の実情に合致した出力で対象地域全域への放送が可能となり、コミュニティ放送による地域振興がさらに図られる。現行法令では受信状況を改善するため「中継局の設置」が可能。しかし、地震などの災害時の倒壊や送信所増力に比べ高コストになる場合がある。については、同項目についても検討委員会での実状を調べ増力の妥当性を検討する。	資料1「コミュニティ放送検討委員会イメージ図」資料2「各地コミュニティ放送局の放送カバー率」資料3-1「エフエムおびひろ試聴評価表」資料3-2「同参考図」資料4「新潟中越地震とコミュニティ放送に関する掲載記事」資料5「ラジオが命綱だった」～コミュニティFMラジオと防災～抜粋資料6「防災とコミュニティ」～日本コミュニティ放送10年史から抜粋～

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400005	総務省	日本放送協会への受信料の納入義務の廃止	放送法(昭和25年法律第132号)第32条第1項(ただし、受信料納入義務ではなく、受信契約締結義務として規定)	放送法第32条第1項の規定に基づき、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされており、当該契約に基づき、契約者は、同協会に受信料を支払うこととなる。	c		1 我が国の放送は、受信料収入を財源とするNHKと、広告収入等を財源とする民間放送との二元体制の下、お互いに切磋琢磨しつつ、着実に発展してきているところ。 2 公共放送であるNHKが存在することにより、例えば、 - 広告主の意向や視聴率にとらわれない豊かで良い番組のあまねく日本全国への提供 - 放送の進歩発達への先導 - や少数者向けの番組の提供 - 放送技術における先導的な開発 などが実現しているものと認識している。 3 また、現行受信料制度は、財源を広く国民全体に直接求めることにより、公共放送としての高度な自主性、中立性を財政面から可能とするものであり、NHKの財源方式として今後も引き続き維持すべきものと考えている。 4 よって、御指摘のように、日本放送協会と他の放送事業者との法的位置付けを全く同じとすることは、上記のようなメリットそのものを国民が享受できなくなる恐れがあるため、適当ではないものと考えている。		別紙の要望者からの更なる意見を踏まえて、検討し、具体的な対応策を示されたい。	c		我が国の放送は、受信料を主な財源とする日本放送協会(NHK)と、広告収入等を財源とする民間放送が併存する、いわゆる二元体制の下で行われている。 このような二元体制の意図するところは、民間放送と、国民全体に基盤を置くNHKの併存を通じて、放送における言論表現の多様性・多元性を確保し、健全な民主主義の発展に寄与すること等を確保しながら、放送の効用が国民に最大限にもたらされることを保障しようとするところにある。 したがって、御指摘のように、NHKと他の放送事業者との法的位置付けを全く同じとすることは、先に回答した事項に加え、上記のような現行制度のメリットそのものを国民が享受できなくなる恐れがあるため、適当ではないと考えている。
z0400006	総務省	選挙管理委員会の委員の数の緩和	地方自治法第181条第2項	選挙管理委員会は、4人の委員を以てこれを組織する。	c		選挙管理委員会の委員の数については、合議制の執行機関たる委員会の円滑な運営の確保という観点から3人を4人とした経緯があること等から、その数を変更することには慎重な検討が必要である。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400005	総務省	日本放送協会への受信料の納入義務の廃止	5026	50260001	11	個人	1	日本放送協会への受信料の納入義務の廃止	テレビ受信機所有者の日本放送協会への受信料納入義務の廃止	日本放送協会と他の民間放送と法的位置付けを全く同じとする。	日本放送協会だけの放送があった時代であれば受信料の納入義務があったとしても当然であるが、他の民間放送が自由に見える時代にこのような法律は納得できない。そもそも受信機があるというだけで、見ているか見ていないかも確認せずにこのような事が正当なのだろうか。放送の内容もコマースがないだけで、民放の内容とほとんど変わらない。そういう意味でも受信料徴収の必然性に欠けるのではないかと。受信料の中にそれとは全く関係の無いラジオ放送やNHK交響楽団等の費用が入っているのではないかと。受信料での運営だから分かりやすい放送が当然だがその姿勢が無い、難解な外来語アーカイブス、アスリート、コスチューム等を平気で使用している。	
z0400006	総務省	選挙管理委員会の委員の数の緩和	5030	50300002	11	地方自治改革の会	2	選挙管理委員会の委員の数の緩和	選挙管理委員会の委員の数は市においては4人とされているが、上限或いは下限もしくは一定の範囲を示し市町村の判断に任せられるようにされたい。またその場合には、行政コスト低減を図るために監査委員等に見られるように最低人数を3人程度にされたい。		行政改革により公務員の定数管理などを行うにあたり、一般の行政職員のみならず、非常勤の委員についても自治体独自の効率化を図っていくことが必要だと考える。監査委員などは2人または4人とされていることから他の委員の人数も削減可能と考える。またこれら委員は名譽職的なものもあると聞くので尚更削減を可能とされたい。	連絡はメールでお願いします。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400007	総務省	ノーアクションレター制度の地方公共団体が処理する事務への拡大	-	行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月27日閣議決定)によれば、行政機関による法令適用事前確認手続(いわゆる日本版ノーアクションレター制度)とは、民間企業等が、その事業活動に関係する具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうか、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に文書で確認し、その行政機関が文書回答を行うとともに、当該回答を公表する手続である。照会の対象となる法令の条項は、民間企業等の事業活動に係るもので行政処分に当たるもの(地方公共団体が処理する事務は対象外)である。	c	-	本閣議決定は、国の各行政機関における法令適用事前確認手続について規定したものであり、自治事務及び法定受託事務に係る行政処分の処分権限は各地方公共団体にあることから、これらについての照会は、各地方公共団体に対して行われるべきものである。なお、各地方公共団体において、本手続と同様の趣旨・目的を有する手続を整備することは可能である。	-	回答では、各地方公共団体において、本手続と同様の趣旨・目的を有する手続を整備することは可能であるとのことであるが、要望者より、全国の地方公共団体で本手続と同様の趣旨・目的を有する手続が整備されるようにしてほしいとの再意見をいただいているところである。例えば、ノーアクションレター制度を地方公共団体に紹介して、各地方公共団体が独自の判断で同様の手続を整備する環境をつくるような措置ができないか、改めて検討され、示されたい。	d	-	国のノーアクションレター制度については、各地方公共団体に周知し、行政改革の推進の参考とするよう要請しているところである。
z0400008	総務省	土地・家屋(固定資産)の名寄せ帳(課税台帳)の取得のための申請手続き、申請書類(フォーマット)等の全国統一(固定資産課税台帳の縦覧時)	地方税法第387条	【具体的要望内容 について】名寄せ帳の交付の申請方法については、法令等で定めていない。また、申請書様式、手数料も定めていない。 【具体的要望内容 について】名寄せ帳の様式については、地方税法第387条第2項に基づき、総務省令様式第28号様式及び第29号様式で定められている。ただし、市町村の必要に応じ適宜補正することができるものとされている。	c	~	名寄せ帳の写しの交付については法定化されているものではなく(実施は市町村の任意)、その交付対象者、交付条件等は各市町村が独自に定めているものである。したがって、市町村においては他の証明書等の交付と様式などを共通化している場合も考えられ、この場合一般の市民にとっては、むしろ便利な側面もあることなどから、直ちにご指摘の申請方法を全国的に統一することは難しい。 また、名寄せ帳の様式については、総務省令で定められているが、課税事務の必要に応じ適宜補正することができるものとされていることから、市町村によって、当該市町村が導入したシステム等に対応してその様式に差異もみられるところである。したがって、これを統一するにあたっては、既存のシステムの変更が余儀なくされ、市町村に経費の負担が発生することから、ご指摘の事項について直ちに措置することは困難である。		名寄せ取得するにあたり、必要な情報は限定できると思われる。各自治体の書式を全て統一化を直ちに行うことは困難と思われるが、必要な情報のガイドライン等を示すことにより、書式のばらつきなどは、少なくとも、事務処理の軽減が図られると思われるので、見解を示されたい	c	~	名寄せを取得するに際して必要となる書類については、要望主体の意見を踏まえつつ、さらに実情を把握した上で検討することとしたい。 ただし、手数料については、地方分権の観点から、これを統一する、またはガイドラインを示すことは適当でない。(平成11年度の改正において納税証明書の交付に係る地方税法の手数料規定を削除。) また、名寄せの様式については、前回の回答のとおりである。 なお、納税通知書とともに送付される課税明細書には、個々の資産の価格、課税標準額等が記載されているので、御活用していただきたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400007	総務省	ノーアクションレター制度の地方公共団 体が処理する事務への拡大	5034	50340006	11	佐藤賢易	6	ノーアクションレター制度の地方公共団 体が処理する事務への拡大	地方公共団体が処理する事務でも、ノーア クションレター制度での回答を法令を所管 する省庁あるいは、都道府県知事や市町村 町より回答していただけるようにしてい たきたい。また、省庁のみを対象としな い、都道府県知事や市町村長が行政処分 を行っている場合、都道府県知事や市町村 長へも照会・回答ができるように、地方分 権を認めていただきたい。		ノーアクションレター制度は、地方公共 団体が処理する事務は含まれていないが、大 臣の権限に属する事務で、都道府県知事が 事務を行うこととされているような場合、 権限は地方公共団体ではなく大臣にあるの で、法令の所管省庁あるいは該当する都道 府県知事等を通じてノーアクションレター 制度による回答がいただけるようにその範 囲を拡大していただきたい。また、事案に よっては、行政処分が国と地方公共団体の 両者より必要となるため、現在の制度は地 方公共団体は含まれておらず、活動を制限 されてきたままである。	
z0400008	総務省	土地・家屋(固定資産)の名寄せ帳(課 税台帳)の取得のための申請手続き、 申請書類(フォーマット)等の全国統一 (固定資産課税台帳の縦覧時)	5036	50360008	11	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	8	土地・家屋(固定資産)の名寄せ帳(課税台 帳)の取得のための申請手続き、申請書類 (フォーマット)等の全国統一 (固定資産課税台帳の縦覧時)	郵送で申請する場合の申請方法の統一に ついて ex. 申請書のフォーマットが自治体により 異なる(存在しない)。 ex. 取得時に、各自治体により手数料の有 無が存在。(無料もあり) 名寄せ帳のフォーマットについて ex. 各自治体により記載項目内容や表記配 列がことなり、見づらい。 ex. 該当物件の所在地表示が、町名のみ の記載があり、物件所在地が判別し難い。		自社資産の評価を確認する際、各自治体 により取得手続き、フォーマットが統一さ れていないため、確認作業が煩雑になって おり、手続き等の簡素化を要望するもので あります。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400009	総務省、厚生 労働省	コンビニエンスストアにおける地方自治体との料金収納契約の契約自動更新	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項、地方公営企業法第33条の2	普通地方公共団体(地方公営企業を除く。)は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。政令では、使用料、手数料、賃貸料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り認められている。 地方公営企業は、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、当該業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託することができる。	d	-	地方公共団体は、議会の議決により成立した予算に基づき行政運営を行っているため、予算の根拠のない契約を締結することができない。なお、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を設定すること、同法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき地方公共団体の条例により長期継続契約を締結することなどにより、提案の趣旨に対応することは現行制度上可能である。	-	要望者としては、業務委託契約において、一定期間の予告付での自動更新を付す事により、契約書の事務処理など軽減することが可能となる。要望者にとって、各自治体と同様の契約を同内容で締結しており、その処理が負担となっている。地方自治における事務処理の削減を図るべく、各自治体に対し、長期継続契約を締結することを推進するよう周知することを検討されたい。	d	-	長期継続契約は、平成16年の地方自治法施行令の改正によりその範囲が拡大されたところであり、地方公共団体に対しては、都道府県知事あての通知により、改正内容の周知を図っているところである。
z0400010	総務省	地方自治体のCVS本部及び店舗の立ち入り検査の免除及び緩和	地方自治法施行令第158条、地方自治法施行令第158条の2第3項、地方公営企業法第33条の2、地方公営企業法施行令第26条の4	普通地方公共団体(地方公営企業を除く。)の歳入のうち、使用料、手数料、賃貸料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。その場合において、必要があると認めるときは、出納長又は収入役は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。地方公営企業は、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、私人に当該業務に係る公金の徴収又は収納の事務を委託することができる。その場合において、その職員に公金の徴収又は収納の事務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 出納帳又は収入役は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。	c	-	私人への公金の収納委託は、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り可能であるとされていることから、当該要件を担保するための措置は必要不可欠であり、普通地方公共団体の必要に応じて実施される立入検査を免除することはできない。 地方税は地方公共団体が徴収する公金の中でもっとも大きなものであり、反復性・定期性があることなどから、収納代理金融機関並みの手続を求めているものとして、収納の事務が適切かつ確実に実行されていることを確認するため、地方公共団体による検査を免除することはできない。	-	要望者からの次の意見に対し、見解を伺いたい。 1. 検査の実施は地方自治法施行令第158条の2第3項に規定されておりますことは了解しました。 2. 検査について (1)検査についてはCVSへの負荷がかからない方法でお願いしたい。 (2)検査方法については、具体的検査要領の明記がありません。 (3)必ずしも金融機関と同様な検査が必要とも思われません。 (4)収納代理金融機関と同様な検査はCVSには負荷が大きく人的、金銭的に多大になるため、出来るだけ簡素化された方法でかつ実効性が認められる方法でお願いしたい。 3. CVSの検査方法の改善例 (1)検査期間、検査日、検査店舗は、CVS及び代行会社及び自治体で協議して決める。 (2)検査時間は2時間以内で終了する。 (3)収納フローの説明(紙資料又はスライドなど) 収納フロー見学 サンプル実査 データとの照合等。 (4)検査対象は、1店舗の1日のデータとする。	c	-	私人への公金の収納委託は、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り可能であるとされており、当該要件を担保するために、地方公共団体の必要に応じて検査が行われるものである。よって、本要望はそれぞれの地方公共団体に相談すべき内容である。 地方税の収納の事務の委託は、各地方公共団体の規則において、委託を受ける者の基準が定められているところであり、検査の時期、実施方法等についても、各地方公共団体の判断に委ねられているところであるので、各地方公共団体とご相談いただきたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400009	総務省、厚生労働省	コンビニエンスストアにおける地方自治体との料金収納契約の契約自動更新	5036	50360009	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	9	コンビニエンスストアにおける地方自治体との料金収納契約の契約自動更新	地方自治体や地方公営企業と単年度契約している。 水道・ガス料金及び地方税(自動車税・固定資産税・市県民税等)、国民健康保険料等の料金収納契約を自動更新していただきたい。 また、今後の契約についても契約自動更新としたい。		現在、地方公営企業及び地方自治体との単年度契約数は40を超えており、毎年、新年度の始まる4~5月に再契約を行うための契約書の再作成に膨大な時間と手間がかかる。	
z0400010	総務省	地方自治体のCVS本部及び店舗の立ち入り検査の免除及び緩和	5036	50360010	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	10	地方自治体のCVS本部及び店舗の立ち入り検査の免除及び緩和	地方自治体による納付済通知書(CVS本部控)保管状況確認の立ち入り検査の免除。 また、報告書に代えるなどの緩和措置。		全国47都道府県の3,000以上の市町村が公金(水道料金、自動車税、固定資産税、市県民税等)収納の納付済通知書(CVS本部控)の保管状況の立ち入り検査を実施した場合、CVS側の準備作業の負荷が大きい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400011	総務省	県立病院における使用料(医療費等)の収納方法	地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条、地方公営企業法第33条の2、地方公営企業法施行令第26条の4	地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。また、地方公営企業は、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、当該業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託することができる。	c	-	現時点において実施時期等を示すことはできないが、今後、現行制度の検証を含め、提案の趣旨を十分踏まえて検討を進めたいと考えている。	-	回答では実施時期等を示すことはできないと記載されているが、国立病院機構の病院でのクレジットカード対応が進んでいる状況であり、利用者の利便性確保の観点からも早急に検討、結論を得て対応すべきである。17年度までに検討、結論を得る等、検討、結論の時期について明示されたい。	b	-	今後、クレジットカードによる使用料等の収納に関する研究会を開催し、現行制度の検証、関係業界や提案主体に対するヒアリング等を行った上で、提案の趣旨を十分踏まえ、第三者弁済によるクレジットカードの導入について早急に検討を始めたいと考えている。当面、早ければ1月中旬にも第1回研究会を開催し、その状況を踏まえ、年度内にも方向性を出してまいりたい。
z0400013	総務省	公務員(地方)採用の受験資格における年齢制限の撤廃	-	採用試験の受験資格は、各地方公共団体において定められている。	e	-	地方公務員の採用試験における受験資格は、法律において制限しているものではなく、各地方公共団体において規則等により定めているところであり、年齢制限が撤廃されている地方公共団体もある。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400011	総務省	県立病院における使用料(医療費等)の 収納方法	5043	50430001	11	愛知県	1	県立病院における使用料(医療費等)の収納 方法	県立病院において、医療費等の支払いにク レジットカード・デビットカードによる収 納が行えるように措置(法律の改正等)す る。	民間病院を始め独立行政法人国立病院機構 の病院でも医療費の支払いにクレジット カード等が使用できる医療機関が増えてき ている。県立病院においても患者サービス の一環としてクレジットカード等の導入を 検討したい。	クレジットカード等による収納は、現在、 地方自治法上想定されていない収納方法で あり、導入ができない。	
z0400013	総務省	公務員(地方)採用の受験資格における 年齢制限の撤廃	5044	50440003	21	社団法人全国求人情報協会	3	公務員(国家・地方)採用の受験資格におけ る年齢制限の撤廃	国家・地方公務員及び政府関係諸機関の職 員採用における年齢制限を撤廃する。		雇用対策法および国家公務員法において、 受験者(応募者)に対して、年齢にかかわ りのない平等な取扱いを求めているにもか かわらず、以下のような受験資格が定めら れている(国家公務員採用I種試験(平成 16年度)の場合)。 1昭和46年4月2日~昭和58年4月1 日生まれの者(21歳~33歳) 2昭和58年4月2日以降生まれの者で次 に掲げるもの ア 大学を卒業した者及び平成17年3 月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格 があると認める者 採用における年齢差別の行政の取組み・指 導が官民で差があることについて、平成13 年9月28日、当時の坂口厚生労働大臣は閣 議後の定例記者会見において以下のような 発言を行ったが、まだ実行されていない。 「国家公務員および地方公務員につきまし ては、この年齢制限緩和の努力義務規定は 適用除外となっておりますけれども、公務 員につきましても本改正の理念の具体化に 向け適切な対応が図られるよう努めるべき であるとの国会決議がなされているところ でございます。つきましては、各省におか れまして年齢に関わりなく均等な機会を 与えるとの考え方に沿って選考採用が行わ れるよう適切に対応いただきますようお願い 申し上げます。」	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400014	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間 求人情報事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員の適切な採用について(H15.5.1人企345人事院事務総局人材局企画課長通知) ・非常勤職員の任用等の取扱いについて(H13.1.6総官秘第2-11号、総官会第23号) ・非常勤職員の募集及び採用に関する取扱い(H15.8秘書課事務取扱) 	総務省ホームページによる公募を実施(必要に応じハローワークも利用)	C	(秘書課事務取扱)	効率的な行政の実施の確保と、採用情報への公平なアクセスの確保等を考慮し、新たな費用の発生、新たな登録制度の運用に伴う行政事務の増大・規制の増加、特定の民間求人情報事業者を活用することの是非という観点から、当該要望への対応は不可。	本要望の実施に当たっては、新たな予算の確保が必要となる。				
z0400015	総務省、経済 産業省	特定電子メールによる広告規制 の適用除外範囲の拡大[新規]	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2項	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義されている「特定電子メール」は、個人に対して送信される広告・宣伝メールを対象としているが、「事業のために電子メールの受信をする場合における個人」に対して送信される広告・宣伝メールは対象としていない。	d	-	従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合、当該従業員は、当該会社の機関として当該メールを受信していることになり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義する「特定電子メール」には当たらない。したがって、事業者が、その従業員に対して、あるいはその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して、さらには株式保有関係のない他の事業者に対して広告・宣伝メールを送信する場合のいずれの場合も、従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合は、本法第2条第2号には当たらない。なお、従業員が業務としてではなく個人として利用するメールアドレスに対し、事業者が、広告・宣伝メールを送信する場合は、法律第2条第2号で定義する「特定電子メール」に該当することとなる。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400014	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
z0400015	総務省、経済産業省	特定電子メールによる広告規制の適用除外範囲の拡大【新規】	5056	50560070	11	(社)日本経済団体連合会	70	特定電子メールによる広告規制の適用除外範囲の拡大【新規】	電子メールによる広告規制について、「事業者が実質的に支配するグループ会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」を行う場合も、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の適用除外とすべきである。 特に、実質的に同一会社とみなすことのできる完全子会社の従業員に対しては、早期に同法の適用除外とすべきである。		「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの回答について」(平成15年7月28日)において、経済産業省は、事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員を法の適用除外とすることについて、「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、同法の適用除外とすることは困難である」と回答している。経済産業省の説明によれば、「団体の内部自治」とは人事・組織のあり方や、利益分配の方法に関する裁量性といったものを指すとされているが、そうした観点からは親会社と親会社が実質的に支配するグループ会社の間も十分な内部自治が働いていると見ることができるところから、法の適用除外とすべきである。とりわけ、完全子会社の場合にあっては、実質的に親会社の一部とみなせるため、内部自治の観点上の問題はないことから、早期に法の適用除外とすべきである。 なお、このような子会社の従業員に対して特定電子メールによる広告をしようとする際に、受信拒否の意思表示をした個人のみを送信しないことはシステム上難しく、その企業単位で送信することが出来なくなるため、同法の適用除外とすることが必要である。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2項に規定する特定電子メールにより広告をする際は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の規制を受けるが、団体の内部自治の観点から例外的に従業員については適用除外となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400016	総務省、経済 産業省、厚生 労働省	保安四法の一体的な保安規制	消防法第10条第 4項 危険物の規制に 関する政令第11 条第1項第4号	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c	-	保安四法については、各法令の趣旨目的により保安を確保するための規制が設けられているところであるが、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。 また、例えば屋外貯蔵タンクの水圧試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。		要望者は以下のとおり意見を提出しているところであるので、要望者の意図も踏まえ、改めて検討されたい。 石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会報告書)を受けて、一つの製油所における許可申請の実例を基に装置を構成している設備が殆ど例外なく2法の法令が重複適用されていることを各省の担当官に説明している。3省庁は、何故“対応不可”なのか理由を説明すべきである。 労働安全衛生法上、機械(例えば圧力容器)の設置計画については届出となっており許可制ではないとの説明であるが、その圧力容器を設置した者は法第38条第3項により、当該圧力容器及び配管に状況については所轄労働基準監督所長の検査をうけなければならないと規定されており、罰則規定もある。これは実質的な許可制のものである。また、設置者は落成検査に合格していても、消防法上、許可申請を出し、技術上の基準に適合しないと設備の設置・変更はできない。この実態は重複規制そのものである。なお、このような規制は高圧ガス保安法との間ではない。 性能規定化については確認している。	c	-	保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであるが、更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、手続きの整合化、技術基準の整合化等の様々な措置を講じてきているところである。
z0400016	経済産業省、 総務省、厚生 労働省	保安四法の一体的な保安規制	消防法第10条第 4項 危険物の規制に 関する政令第11 条第1項第4号	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c	-	保安四法については、各法令の趣旨目的により保安を確保するための規制が設けられているところであるが、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。 また、例えば屋外貯蔵タンクの水圧試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。		同一機器の検査を複数の法規に応じて重複実施するような規制は排除されているが、管理体制(例えば安全管理組織)などは法規ごとに独立のものである。国際競争力を強化する上でも、これらを一体的に管理できるように現状の規制体系を抜本的に見直すことが必要であると考え、この点について改めて検討され、示されたい。	c	-	保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであるが、更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、手続きの整合化、技術基準の整合化等の様々な措置を講じてきているところである。 なお、保安管理組織等のソフト面の体制に関して定める規定についても他法令との整合確保に努めてきており、例えば、製造所等の保安に関する社内規定が法定の要件を満たしていれば、保安に関する消防法上の予防規程として認可する取扱いをしているところである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400016	総務省、経済産業省、厚生労働省	保安四法の一体的な保安規制	5056	50560110	11	(社)日本経済団体連合会	110	保安法令の重複適用の排除	<p>装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <p>・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行。技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間企画の積極的活用</p> <p>国際整合性のとれた保安規制の整備</p>		<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。一設備または一装置について法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「压力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>
z0400016	経済産業省、総務省、厚生労働省	保安四法の一体的な保安規制	5067	50670001	11	石油化学工業協会	1	コンビナート事業所施設に対する一体システムとしての保安規制	<p>高圧ガスや危険物等を多量に扱う石油コンビナート事業所の保安確保の将来のあり方として、設備全体を一つのシステムとして管理する合理的な法体系の検討を行い、保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。</p> <p>検討に当たっては、社会に開かれた高度の保安管理体制の確立を前提とし、次の点に主眼をおかれたい。</p> <p>・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)に移行する。</p> <p>・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。</p> <p>・リスクの大小を考慮し国際整合性のとれた保安規制とする。</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法規ごとに各省庁に分割所管されているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、官庁検査への対応などに多大の労力が必要。また法規が性能規定化されても採用が認められる技術基準(規格)は個別法規毎に異なったものとなる例が多い。</p> <p>現行法規の枠内での保安四法の合理化、整合化については保安四法実務者検討委員会の報告に基づき、改善がなされつつあるが、法改正などを伴う抜本的な合理化・整合化の検討は当時の検討の対象外とされた。</p> <p>このような日本の規制の現状は、欧米における1970年以前の状況に類似している。</p>	<p>コンビナート事業所の各機器は全体でひとつのシステムとして機能する。現在の保安諸法はこれを高圧ガス、危険物、压力容器、レイアウト等に分けて規制している。各法は、それぞれ異なった目的と対象を有しているものの、コンビナート事業所に關する限り、所内の人と設備の安全及び地域の安寧の確保という目的は共通であり、これを分割規制するのはプラント全体の総合的な保安確保の目的にはそぐわない。コンビナート事業者は設備配置や自衛防災組織を義務づける石炭法と併せて、設備全体を一つのシステムとして管理し合理的な保安規制とする法体系が必要である。特に、事業の国際化により事業者は柔軟な技術基準の採用が必要になっているが、保安四法の規制対象が技術基準に及んでおりその制定・維持管理に官民とも多大な労力と費用を要している。なお、コンビナート事業所に対する日本の規制の現状は、英米における1970年以前の状況に類似しており、日本においても現在の社会と産業の実態に即したものはなっていない。</p> <p>【効果】効果的な保安規制とすることができ、事業者の国際競争力の強化に寄与する。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400017	総務省	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進	石油コンビナート等災害防止法第16条第4項 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条～第17条	特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備(以下「防災資機材等」を備え付けなければならない。	b		新しい防災資機材については、「随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置すること」としており、新たな提案があれば検討することはやぶさかでない。 なお、要望理由にある「新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明」等を受けたことはない。	—	海外における浮き屋根タンク全面火災、リング火災の消火実績、消火方法については平成15年度「石油コンビナート等防災体制検討会」において報告している。 実証試験については平成12年、13年と2年にわたり危険物保安技術委員会に設置された委員会等で全面火災とリング火災について審議し、審議結果に基づいて米国で試験を行い、かつその試験結果についての評価も委員会で受けている。 全ての疑問に答えたとはいえないかもしれないが、説明を受けたことがないというのは事実誤認である。	b		再検討要請にある「海外における浮き屋根タンク全面火災、リング火災の消火実績、消火方法の報告」については検討会で報告を受けているが、これは - S型泡放射砲の導入を検討するにあたり説明を受けたものである。 - S型泡放射砲については、当該検討会において「大型高所放水車との一部代替可能」の結論を得て平成17年度に措置を予定しており、対応策にある「随時必要に応じた見直し」を既に行ったものである。 なお、これ以外のもので新たな提案があれば検討することはやぶさかではない。
z0400018	総務省	1-S型泡放射砲のリング火災への適用【新規】	石油コンビナート等災害防止法第16条第4項 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	特定事業所に一定規模以上の屋外貯蔵タンクがある場合には、自衛防災組織に大型化学消防自動車、大型高所放水車、泡原液搬送車を備え付けなければならない	c	—	いわゆる - S型泡放射砲については、学識経験者や業界代表者を交えた検討会において「複数の3点セット(大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替が可能である」と結論を得て、平成17年度に措置を予定しているところである。 なお、タンクトップアングルでの消火については、当該検討会において、「タンク上部に防災要員が上がり消火活動を行うことに対する安全性の確保、タンク上部への搬送、組み立て、消火活動を行うまでに一定の時間を要することを動議した場合における有効な初期消火の実施の担保、等の面において疑問があり、現時点においては一般的な消火活動と言えるだけのデータが揃っていない」とされていることから、 - S型泡放射砲のリング火災への適用は認められない。	—	要望者は以下のとおり意見を提出しているところであるので、要望者の意図も踏まえ、改めて検討された。 リング火災について、米国では地上からの泡放射は浮き屋根沈下の2次災害を防止する観点から絶対禁止となっている。十勝沖地震で浮き屋根が沈下し全面火災になったことを踏まえれば、防災要員がタンクに登り側板上部に泡放射砲を取り付けて消火する方法によって、浮き屋根を沈下させることなく安全な消火は可能と考えられる。防災要員がタンク上部に上がり消火活動を行う際の安全確保は当然であり、そのため工夫は必要である。 消防自動車に比べて消火活動を行うまでに時間を要するとの指摘があるが、消火までに要する全体の時間を比較すれば、タンク上部からの消火方法は圧倒的に速効性があると思われる(米国での実績では、泡放射砲の平均消火時間は3分である)。安全性や実効性からみて、消防自動車による地上からの泡放射法について再考すべきである。	c	—	タンクトップアングルでの消火については、「現時点においては一般的な消火活動と言えるだけのデータが揃っていない」としているものであり、 - S型泡放射砲の1セット目からの適用については、防災要員がタンク上部に上がり消火活動を行う際の安全性の確保や有効な初期消火の実施を担保するデータが提出されれば検討する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400017	総務省	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進	5056	50560111	11	(社)日本経済団体連合会	111	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進	<p>防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。</p> <p>規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月)においても、防災資機材については、随時必要に応じた見直しを行う等により、可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしており、早急に性能規定化を進めるべきである。</p>		<p>新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせた防災体制の高度化を図ることができない。</p>	<p>防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。</p>
z0400018	総務省	1-S型泡放射砲のリング火災への適用[新規]	5056	50560112	11	(社)日本経済団体連合会	112	1-S型泡放射砲のリング火災への適用[新規]	<p>リング火災の消火に対して、1-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。</p>		<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車 で地上から放射しても、フォームダム内の 火災状況や泡投入状況が見えないため、殆 どの泡が浮き屋根に落下することとなり、 浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効 率的な消火が困難である。 1-S型泡放射砲は、タンクのトップアン グルに設置できるため、フォームダムの火 災に対してピンポイントの消火が可能であ り、効率的な消火が可能となる。</p>	<p>タンクのリング火災については、法令上 3点セット(大型化学消防車、大型高所放 水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務 付けられている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400019	総務省	消防法の認定制度の範囲拡大	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号	例えば屋外タンク貯蔵所については、次の検査について自主検査結果を活用した完成検査等を実施することができる。 容量1,000kl以上のタンク本体の変更工事を除く完成検査 容量1,000kl以上を除くタンクの水張試験を要する変更工事の完成検査前検査	b	-	近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことは不可欠である。このため、市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用できる屋外タンク貯蔵所は、事故等の発生実態及び事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から1,000kl未満に限られているものである。なお、これまでの実績も踏まえ、認定事業所の要件等については、安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討する。また、認定の際に必要な提出資料は、当該事業所が危険物施設の適正な保安管理を行っていることを担保するために必要なものであるが、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」(消防危第22号 平成11年3月17日消防庁危険物規制課長)により提出資料は既存資料の活用も可として手続を簡素化していることから、消防本部との調整により円滑な処理が可能であると考えている。		要望者は以下のとおり意見を提出しているところであるので、要望者の意図も踏まえ、改めて検討されたい。 高圧ガス保安法に基づく認定制度は液化石油ガスの球形タンクも対象になっているが、タンク容量の大小で足切りはしていない。自主検査を行った認定事業所の球形タンクで事故は起きていない。従って、官庁検査を受ければ事故が起きずに自主検査の場合は事故が起きるといった判断は合理的ではない。例えば対象タンクの条件として耐震設計の新基準に合格し、且つ管理が良好なタンクについては自主検査を認め、安全管理、保守管理の面でのインセンティブを付与すべきである。官庁の検査だけが安全を保てるものではなく、自主保安を一層活用すべきである。消防機関が現地に赴いて安全のチェックを行うことが不可欠であれば、自主保安の実行状況を現地に赴いて審査すべきである。	b		近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、法令で担保する最低限の安全性を確認するうえで重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことは不可欠と考えている。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用できる屋外タンク貯蔵所は、事故等の発生実態及び事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から1,000kl未満に限られているものである。なお、これまでの実績も踏まえ、認定事業所の要件等については、安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討する。
z0400019	総務省	消防法の認定制度の範囲拡大	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号	例えば屋外タンク貯蔵所については、次の検査について自主検査結果を活用した完成検査等を実施することができる。 容量1,000kl以上のタンク本体の変更工事を除く完成検査 容量1,000kl以上を除くタンクの水張試験を要する変更工事の完成検査前検査	b	-	近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことは不可欠である。このため、市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用できる屋外タンク貯蔵所は、事故等の発生実態及び事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から1,000kl未満に限られているものである。なお、これまでの実績も踏まえ、認定事業所の要件等については、安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討する。また、認定の際に必要な提出資料は、当該事業所が危険物施設の適正な保安管理を行っていることを担保するために必要なものであるが、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」(消防危第22号 平成11年3月17日消防庁危険物規制課長)により提出資料は既存資料の活用も可として手続を簡素化していることから、消防本部との調整により円滑な処理が可能であると考えている。		要望内容は、認定範囲の拡大に対する回答を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 ご回答では「認定事業所の要件等については安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討する」とあるが、一般的な見直し検討ではなく、現行の自主完成検査認定事業者と他の事業者間の事故数比較や、認定取得前後の事故数比較を実施し、その結果から制度の見直しを図るべきと考えるが、その点について検討され、示されたい。	b		近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、法令で担保する最低限の安全性を確認するうえで重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことは不可欠と考えている。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用できる屋外タンク貯蔵所は、事故等の発生実態及び事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から1,000kl未満に限られているものである。なお、これまでの実績も踏まえ、認定事業所の要件等については、安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400019	総務省	消防法の認定制度の範囲拡大	5056	50560117	11	(社)日本経済団体連合会	117	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	<p><範囲の拡大> 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。</p> <p><自主検査の導入> さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。 当面の措置として、事業者の検査結果で問題がない場合は、その時点で施設の仮使用を可能とすべきである。</p>		<p>高压ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。</p> <p>経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・統合化促進に関する実務者検討会の最終報告(平成12年11月)でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることとなっており、統合化を図るべきである。</p>	<p><範囲の拡大> 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1,000kl未満のタンクに制限されている。</p> <p><自主検査の導入> 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高压ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>
z0400019	総務省	消防法の認定制度の範囲拡大	5067	50670004	11	石油化学工業協会	4	消防法の認定制度の合理化及び適用範囲の拡大	<p>危険物施設に関する完成検査認定事業者制度において、認定工事対象範囲を次のように拡大する。</p> <p>a) タンク容量1万kl未満までの特定屋外貯蔵タンクを認定対象範囲に含める。</p> <p>b) 「製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの」を「製造プロセスの新設又は製造施設の貯蔵取扱指定数量の増加が20%を超えるもの」に変更する。</p> <p>c) 上記認定対象内であれば保安距離又は保有空地に変更を伴うものも認定制度対象に含める。</p> <p>また、事業者の検査結果で問題のない場合、その時点で施設の仮使用を可能とする形式とされたい。</p>	<p>危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができる制度である。</p> <p>対象となる変更工事のうち、タンクについては、タンク容量1,000kl未満に限定されている。その他についても下記項目は適用範囲外となっている。</p> <p>a) 保安距離又は保有空地に変更を伴うもの b) 製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの</p>	<p>危険物施設の保安管理には、一定要件を備えた事業所が自ら検査を行う認定事業者制度は極めて有効であるが、認定の範囲が狭く、求められる要件や提出資料等が多く、現状での制度の活用ではメリットがなく、認定取得事業所が極めて少ない。また、自主検査実施後も報告書受理まで施設の使用が出来ないため受理待ちによるスタートの遅れがある。</p> <p>本制度の適用範囲を特定タンク等に拡充することで、事業者のニーズに応じた最適な時期にタンク等の施設変更や改修後の検査を実施できるようになり、自主保安推進による保安管理レベルの向上が図れ、また検査待ちや報告受理待ちによる無駄な検査費用の削減にも寄与する。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400020	総務省	引火性液体危険物の定義の見直し	消防法	引火点250 未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	c	-	消防法における引火性液体の規定のあり方について調査検討を行った結果により、引火性液体の引火点の上限に関し消防法改正を行い、平成14年6月から施行されたところである。危険物施設における火災の発生件数や被害は、他の石油類等と比べて第3石油類・第4石油類が低いとは言えない状態にあり、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。	要望者は以下のとおり意見を提出しているところであるので、要望者の意図も踏まえ、改めて検討されたい。 第3石、第4石も第1石、第2石同様に事故が多いとのことであるが、明細を開示すべきである。引火性液体である以上、一定の条件さえ与えれば引火点の上限である250度を超えても燃焼するものであり、重油や潤滑油が燃えるような特殊な燃焼条件まで含めて全国一律に規制することは国民経済的にみて不経済、非効率である。規制には重要度、メリハリをつけるべきである。 引火性液体について93度を上限とすることについては、国連は「物理化学的危険性」「健康及び環境影響に関する有害性分類」「危険有害性に関する情報伝達」の3つの視点、所謂、化学品の危険有害性(ハザード)を基本として議論されてきた結果をふまえたものである。 地震への対応については、最大規模の地震を想定した短周期型地震動、長周期型地震動を予測し、被害をできるだけ小さくするための耐震改修を行っており、世界的に見てこれだけの耐震対策を施している国は他に見当たらない。 なお、GHSは2003年7月に国連勧告発効、2006年までにアジア太平洋地域で統一、2008年までに世界全体がGHSで統一される予定である。GHSの危険有害性情報伝達者の対象者は、緊急時対応者の消防機関はもとより事業者、消費者、輸送担当者等多くの関係者の参加を得る情報網の構築であり、化学物質管理に関する包括的システム確立の基礎となるとともに、わが国全体の安全性のレベル向上につながるものである。対応不可とする回答の合理的な根拠を示すべきである。		c	-	引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に関し消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 これらのことから第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあり、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。
z0400021	総務省	危険物施設移設に伴う完成検査の見直し【新規】	-	-	-	-	要望内容が具体的でなく、要望内容の詳細が不明確な現時点では回答できない。	要望内容の詳細を確認された上で、改めて示されたい。		c	-	要望内容を確認したところ、危険物施設内に設置されている設備を他の施設に移設し、使用をする際の完成検査の見直しを図るべきとの提案とのことであったが、移設に伴う設備の健全性の保持、移設先の施設における安全対策の確認等を行う必要があり、完成検査を省略することはできない。 なお、完成検査の迅速な対応に関しては、「完成検査済証等の交付手続の迅速化について」(平成10年5月22日消防危第54号)等により対応してきているところである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400020	総務省	引火性液体危険物の定義の見直し	5056	50560118	11	(社)日本経済団体連合会	118	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直すべきである。		世界各国（英、仏、独、蘭、米）の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。昨年度要望に対しては、「日本における危険物保安の観点」から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。
z0400021	総務省	危険物施設移設に伴う完成検査の見直し【新規】	5056	50560119	11	(社)日本経済団体連合会	119	危険物施設移設に伴う完成検査の見直し【新規】	移設前に完成品検査済証が発行されている危険物対象設備は、事前に各種の申請書類を提出しており、完成検査の短縮を図るとともに、検査対象項目を見直し、迅速な再稼働を可能とすべきである。		危険物施設を移設する場合、移設前に検査済証を発行されているにもかかわらず、変更に伴う検査済証の発行を受けるまで生産ができない。しかしながら、検査期間は地域により違いが大きく、円滑な生産に支障をきたしている。	使用中の危険物対象施設を移設する場合、市町村長等が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用することができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400022	総務省	危険物一般取扱所の許認可における基準の統一【新規】	消防法第10条、第11条 危険物の規制に関する政令第9条、第19条	危険物の規制に関する政令により技術上の基準は定められている。	c	-	危険物製造所等の設置、変更の申請においては、その製造所等の位置、構造及び設備が危険物の規制に関する政令の技術上の基準に適合しているときは、許可を与えなければならないことになっており、基本的には地域差は生じてないと考えている。なお、許可申請時の提出書類についても、危険物の規制に関する規則において、様式及び添付書類について定めている。		地方公共団体の裁量による上乘せ、横出しが行われないよう周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。	c	-	危険物製造所等の位置、構造、設備については、危険物の規制に関する政令の技術上の基準で定められており、その解釈についても通知で地方公共団体に提示しているため、地域差は生じていないと考えている。
z0400023	総務省	移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の最大ハッチ容量の緩和【新規】	消防法第10条、第11条 危険物の規制に関する政令第15条第1項第3号	すでに国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するものについて規定の適用除外の特例が認められている。	d	-	移動タンク貯蔵所の4,000kg以上の間仕切りについては、すでに国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するものについて規定の適用除外の特例が認められている。		回答では間仕切りについて適用除外の特例が認められているとされているが、要望内容はハッチ毎の容量制限の緩和により容量選択を可能とすることであって、間仕切板の廃止ではない。現在一般的に使用されているタンクローリーの性質条件をふまえて、ハッチ毎の容量制限(現行4KL)を緩和し、6kl、8kl、10klなど、選択が可能となるよう改めて検討され、示されたい。	d	-	国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するものについては、要望されているタンクローリーのハッチの容量制限の4klについてはすでに緩和されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400022	総務省	危険物一般取扱所の許認可における基準の統一【新規】	5056	50560120	11	(社)日本経済団体連合会	120	危険物一般取扱所の許認可における基準の統一【新規】	一般取扱所の位置、構造および設備の基準については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令に定められたものであることを確認し、同一の基準に基づいて許可が行われるよう指導するとともに、提出書類についても明確にし、地方公共団体の裁量による上乗せ、横出しが行われないよう徹底すべきである。		許可基準の地域間格差が生じるとともに、申請先によって求められる提出資料の内容が異なる結果、過大な負担が生じており、競争上の不公平が生じている。	危険物一般取扱所の認可・変更については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令において、当該施設の位置、構造および設備に関する基準が定められている。しかし、申請先の自治体の裁量によって、提出を求められる書類が異なっている。
z0400023	総務省	移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の最大ハッチ容量の緩和【新規】	5056	50560121	11	(社)日本経済団体連合会	121	移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の最大ハッチ容量の緩和【新規】	タンクローリーのハッチについては、最大容量を現在の4klから拡大すべきである。		イギリス、オランダ等EU諸国では、4kl以上のハッチが可能となっており、わが国において4klに限定すべき理由はない。ハッチ最大容量の緩和により、タンクローリー車体の軽量化による燃費改善、荷役作業時間短縮による配送効率の向上、荷役作業工程数の減少による荷役トラブルの抑制等の効果が期待される。	規制緩和の進展により、現在タンクローリーの最大積載容量は最大30klまでとなっているが、各ハッチの最大容量は、最大積載容量が20klであった時と同じ4klとなっている。このため、ハッチ数の多さ(最大8ハッチ)が荷役時間の長期化に繋がり、効率的な荷役作業を阻害することとなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400024	総務省	タンク底板溶接部検査の省略 【新規】	消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」昭和52年3月30日消防庁通達消防危第56号	特定屋外タンク貯蔵所においては、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項の検査を行わなければならない。	c	-	屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外部応力によるもの等が考えられ、今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。なお、保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある。		要望者は以下のとおり意見を提出しているところであるので、要望者の意図も踏まえ、改めて検討されたい。 「消防庁危険物技術基準委員会」において、以下の検討結果が報告されている。 1. 繰り返し低ひずみ範囲下の隅角部の亀裂進展性解析 初期亀裂(深さ1.5mm、長さ4mm)が先在する隅角部について、2倍の降伏歪に相当する繰り返し曲げ荷重に対する亀裂進展解析を実施し、破断回数は1000回以上であることが確かめられている。 2. 繰り返し高ひずみ範囲下の隅角部の亀裂進展性解析 隅角部T型試験片を用いた亀裂進展曲げ試験及び繰り返し高ひずみを受ける隅角部隅肉溶接止端部アニュー板の亀裂進展規則の解析結果、破断回数は最低のものでも53回である。 3. 隅角部の経年変化を考慮した亀裂進展性解析 初期亀裂(深さ1.5mm、長さ4mm)が存在し、2倍の降伏歪相当の繰り返し曲げを10回/年負荷し、同時に当該部外面から0.1mm/年で減肉としたケース、及び当該部外面から0.1mm/年で減肉、1倍の降伏歪相当の繰り返し曲げ(アニュー板厚の減少に従って線形的に増加する繰り返し曲げ)を10回/年負荷するケースでも、破断寿命は100年以上と算定され、亀裂進展より腐食速度に依存する。 4. 底板突合せ継ぎ手の経年変化を考慮した亀裂進展性解析 底板に初期亀裂(深さ3mm、長さ6mm)が存在し、2倍の降伏歪に相当する繰り返し引張りを10/年負荷し、同時に当該部外面から0.1mm/年で減肉とした時、破断寿命は75年-80年程度と算定され、亀裂進展速度(0.1mm/年)に依存している。0.5mmで減肉する時は、破断寿命は16年程度と算出され、減肉速度の影響は大きい。破断寿命は亀裂の進展より腐食減肉に依存していることが確認されており、消防庁の説明は科学的合理性に欠ける。 なお、保安検査において溶接部欠陥が発見されているとのことであるが、有害な傷はどのような評価を基に判断しているのか、またその欠陥は繰り返し疲労によるものか、製作時の欠陥であるのか明確化すべきである。	c	-	屋外貯蔵タンクからの漏えい事故については、腐食劣化による開孔による漏えい、外部応力による応力集中部の破壊による漏えい等が考えられる。「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」においては、供用期間中に各種荷重や腐食減肉等を受ける特定屋外貯蔵タンクの構造健全性を評価するための余寿命評価手法を求めるうえで、想定した長さ及び深さの表面亀裂であった場合の破断寿命は亀裂進展速度より腐食減肉速度に依存することが整理されたものであるが、このことから要望内容にある溶接部検査が不要であるといえるものではない。
z0400025	総務省	危険物施設の変更の際の仮変更部分に係る仮使用許可申請の廃止【新規】	消防法第11条第5項 危険物の規制に関する規則第5条の2	製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分(非対象設備)の変更を行う際は、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては変更の許可を要せず仮使用の申請も必要ないこととされている。	d	-	製造所等を構成する部分のうち、危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分の変更と併せて危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分(非対象設備)の変更を行う際には、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、当該部分についての変更の許可を要せず、変更工事中に当該部分を使用する場合にも仮使用の申請は必要ないこととされているところである。		要望内容は、非変更部分についての仮使用承認申請の廃止を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	c	-	危険物施設の事故は非正常な取扱いの際に多く発生している。このため、製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするときは、許可及び完成検査の手続きをし、完成検査を受けて基準に適合することが確認されるまでは使用できないが、仮使用により当該変更の工事に係る部分以外の部分を使用する場合には、市町村長等の承認を受けることとしているものであり、製造所等を稼働させながら工事を行う場合の安全確保のため仮使用承認は必要なものである。なお、工事完了まで非変更部分も含め施設を使用しない例も多くあり、仮使用を行う場合に限り、その安全性についてチェックを行う現行制度は合理的と認識している。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400024	総務省	タンク底板溶接部検査の省略【新規】	5056	50560122	11	(社)日本経済団体連合会	122	タンク底板溶接部検査の省略【新規】	タンクの保安検査、内部点検は、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または1度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。		消防庁の「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」で明らかになったように、タンクの安全性については、腐食の速度の方が割れの進展より支配的である。応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出し入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても、100年要するとの結果が得られている。	タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線（側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手）についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。
z0400025	総務省	危険物施設の変更の際の非変更部分に係る仮使用許可申請の廃止【新規】	5056	50560123	11	(社)日本経済団体連合会	123	危険物施設の変更の際の非変更部分に係る仮使用許可申請の廃止【新規】	当該施設のうち変更を伴わない部分については、施設の変更申請時に、工事期間中に講じる火災予防上の措置についてあわせて審査することとし、仮使用許可申請は不要とすべきである。		施設の変更を行う際、高圧ガス保安法、労働安全衛生法では、当該部分の変更のみ申請を行い、変更を伴わない部分については引き続き使用することが可能となっている。消防法についてのみ、仮使用許可申請の承認が求められるのは合理的でなく、制度間の整合性を確保すべきである。	危険物施設の変更工事に際しては、変更申請を行うが、申請後は完成検査を受けるまで、当該施設全体が使用できなくなるため、施設のうち変更部分以外を使用するためには、仮使用許可申請を行い、市町村長などの承認を得る必要がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400026	総務省	2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信(Power Line Communication)の商用化に向けた、関係法令の早期改正	電波法第100条、電波法施行規則第44条及び第46条、無線設備規則第59条及び第60条、平成16年総務省告示第87号	2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備は、その漏えい電波が既存の航空・船舶の重要通信や短波放送の受信等に影響を与える可能性があることから、漏えい電波の低減技術を検証するための実験を行うものについて認められている。	b		電力線搬送通信については、平成14年に開催された「電力線搬送通信設備に関する研究会」において、実環境実験の結果等を踏まえ、「現時点においては、電力線搬送通信設備の使用周波数帯を拡大することは困難であるが、今後、漏えい電波を大幅に低減するための技術の開発が期待されることから、研究開発等を継続することが必要」とされ、本年3月よりデータ取得等に必要の実験が実施されている状況にある。 この実験の結果が得られれば、当該結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行うこと」としているところであり、要望の趣旨等について質問を行った。 当初の要望では「総務省は、実証実験の結果を得た後、技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとしているが、関係法令改正までの具体的なスケジュールを示し、早急に商用化に向けた手続きを進めるべきである。」としていたが、頂いた回答では「実証実験の結果を得た後、実用上の問題がないことを確認されたものについては、速やかに、総務省に於いて、早急の商用化の実現を目指すための、関係法令改正に至るスケジュールを作成することを規制改革要望として求めている。」とのことであった。	電力線搬送通信については「実験の結果が得られれば、当該結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行うこと」としているところであり、要望の趣旨等について質問を行った。 当初の要望では「総務省は、実証実験の結果を得た後、技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとしているが、関係法令改正までの具体的なスケジュールを示し、早急に商用化に向けた手続きを進めるべきである。」としていたが、頂いた回答では「実証実験の結果を得た後、実用上の問題がないことを確認されたものについては、速やかに、総務省に於いて、早急の商用化の実現を目指すための、関係法令改正に至るスケジュールを作成することを規制改革要望として求めている。」とのことであった。	要望者からの下記の変更意見を踏まえて、検討し具体的な対応策を示されたい。 総務省の回答では、「幅広い関係者が参加する検討などを通じて漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などによって実用上の問題がないことが確認されれば、関係法令改正についての見通しが立てることが可能となるものと考えられ、現在実施されている漏えい電波低減技術に関する研究開発の結果に期待しているところである。」としている。 また、「その他」では、当室が関係法令改正までのスケジュールを示すことを求める要望についてスタンスが変わったように捉えている。 しかし、当室の回答は、総務省の「要望提出の趣旨は、現時点において既に漏えい電波を大幅に低減するための技術が確立し、実用上の問題がないことが確認され、直ちに関係法令改正の手続きを開始すべきである」ということなのか、という質問に対して、「実証実験の結果を得た後、実用上の問題がないことが確認されたもの、関係法令改正までのスケジュール作成を求めている」と回答したものである。 当室は、現在、高速電力線通信推進協議会が実験データを取りまとめ、間もなく(総務省に提出する予定であることを踏まえて、「本年3月より実施されているデータ取得等に必要の実験」で実用上の問題がないことが確認されたものについてスケジュールの作成を求めているのである。「幅広い関係者が参加する検討」で実用上の問題がないことが確認されたものについてスケジュールの作成を求めているわけではない。当室の、関係法令改正までのスケジュール作成を直ちに求めるスタンスに変わりはなく、更に、「実験実施者が実験データを取りまとめた結果、住宅内利用を先行させて検討したい」との要望があれば、そのような要望に応じた検討を行うことは可能であると考え、「と回答している点について、住宅内利用の具体的な時期目標を設定するべきである。」 求めるスタンスに変わりはなく、更に、「実験実施者が実験データを取りまとめた結果、住宅内利用を先行させて検討したい」との要望があれば、そのような要望に応じた検討を行うことは可能であると考え、「と回答している点について、住宅内利用の具体的な時期目標を設定するべきである。」	b	再検討要請において、「当室は、現在、高速電力線通信推進協議会が実験データを取りまとめ、間もなく総務省に提出する予定であることを踏まえて、「本年3月より実施されているデータ取得等に必要の実験」で実用上の問題がないことが確認されたものについてスケジュールの作成を求めているのである。「幅広い関係者が参加する検討」で実用上の問題がないことが確認されたものについてスケジュールの作成を求めているわけではない。」とされているが、実用上の問題がないことを確認するためには、漏えい電波が無線通信等へ及ぼす影響について検討が必要であることから、「幅広い関係者が参加する検討」が必要である。 なお、現在、幅広い関係者が参加する検討に向けた準備を行っているところであり、平成16年12月24日には高速電力線通信推進協議会から電力線搬送通信設備に関する研究会の設置要望の提出を受けたところである。	
z0400027	総務省	小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除(新規)	電波法施行規則第6条第4項第3号	小電力セキュリティシステムの無線局は、家庭、事務所、工場内等における火災、盗難、その他非常時の通報等の情報を、無線を用いて収集し、電気通信回線設備を介して離れた場所において、監視・制御することを目的とした無線システムであり、電気通信回線に接続することを前提としている。	b		電気通信回線の接続前提の排除については、現在の電波利用環境への影響を検討し、支障がある場合には必要な条件等を設け、所要の手続きを経て措置することとする。	要望は、電気通信回線設備との接続前提を排除し、他の小電力無線機器と同様に電気通信回線設備への接続を行わない場合の業務も認めることを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	電気通信回線設備との接続前提を排除し、他の小電力無線機器と同様に電気通信回線設備へ接続を行わない利用形態を認めることとする。ただし、従来の想定される同一構内や建物内以外の利用形態が生じ、現在の電波利用環境へ影響を与える可能性も懸念されるため、これらの検討を行い、支障がある場合には必要な条件等を設け、平成17年中を目途に措置する。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400026	総務省	2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信(Power Line Communication)の商用化に向けた、関係法令の早期改正	5056	50560128	11	(社)日本経済団体連合会	128	2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信(Power Line Communication)の商用化に向けた、関係法令の早期改正	2MHzから30MHzまでの周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の商用化を早期に認めるべきである。総務省は、実証実験の結果を得た後、技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとしているが、関係法令改正までの具体的なスケジュールを示し、早急に商用化に向けた手続を進めるべきである。なお、商用化においては、漏洩の影響が少ない住宅内利用を先行させるべきである。		家庭内の電力線の高速通信への活用は、既存のインフラである屋内電線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、国家的課題である国民への早期のブロードバンド普及に大きく貢献することが期待される。また、その利便性から、高速電力線通信に対する国民の期待も高まってきている。高速電力線通信は早期のブロードバンド環境の実現や、デジタルデバイドの解消にも大きく貢献可能であり、実用化に向けての早期の法整備は国民的課題である。電力線搬送通信の使用が認められている現行の周波数帯(10kHzから450kHz)では、百数十キロビット/秒程度の低速度しか実現できないが、2MHzから30MHzの周波数帯を用いた高速電力線搬送通信では、最大200メガビット/秒程度を実現する可能性がある。「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)においては、「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が盛り込まれている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「実験データの取得が行われつつある現段階で、検討開始時期等具体的なスケジュールを設定することは、実験実施者に不要な制約を加えることになり不都合である」とある。しかし、早期のブロードバンド普及、デジタルデバイス解消に向け、商用化の目標時期を明確にする必要がある。	電力線搬送通信は、無線設備規則第59条により、10kHzから450kHzの周波数帯に限定されているため、低速度しか実現できない。 平成16年1月26日の総務省告示第87号(電波法無線設備規則第59条及び60条の但書)により、2MHzから30MHzの周波数帯を利用した、漏洩電界強度の低減技術を検証するための、高速電力線搬送通信の実験のみが可能となっている。
z0400027	総務省	小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除[新規]	5056	50560129	11	(社)日本経済団体連合会	129	小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除[新規]	電気通信回線設備との接続前提を排除し、他の小電力無線機器と同様に電気通信回線設備への接続を行わない場合の業務も認めるべきである。		セキュリティニーズの増加に対し、学校やマンションでの防犯など同一構内で自営設備として完結する小電力セキュリティシステムを認めることで、警備員が常駐するようなシステムでも、火災、盗難、その他非常の通報での利用を可能にすることができる。上記のようなシステムは既設の建築物に後付けするケースが多く、有線による工事では制約が多い。一方で、無線を用いた早急な解決を望む要望が増加している。またこの場合は、不要な電気通信回線設備との接続機能を無線局に搭載しなければならぬという、電気通信回線設備としての申請や電気通信回線設備への接続も必要となり、利用者に多大なる負担を強いることになる。昨今、パーソナルコンピュータを介して、様々な処理をした後で電気通信回線設備に接続したいとの要望が増えているが、上記を含め本前提により煩雑なシステム構成を余儀なくされている。一方、他の小電力無線機器は電気通信回線設備に接続するものを含むという定義となっており、接続する場合に具備すべき条件が別途郵政省告示第424号等に規定されている。小電力無線システムも同様の扱いとすることは容易に変更可能と判断できる。	小電力セキュリティシステムは特定小電力無線局と異なり、電気通信回線設備に接続し、電気通信回線設備に通報することを前提としたシステムとなっている。そのため、使用方法が限定され、同一構内における自営設備としての通報等の用途に利用しにくい状況となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400028	総務省	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和	電波法第四条第一号 電波法施行規則第六条	微弱無線局については、発射する電波が著しく微弱な無線局として、無線局免許が不要となっている。	b		UWBについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っているところ。本年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいて、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 現在、ITU-Rにおける検討では、FCCの基準よりかなり低い許容送信電力が議論されており、また、欧州(CEPT)においても、現在パブリックコメントを実施している報告書案では、FCCの基準よりかなり低い許容送信電力が示されている。 このため、今後もITU-R等における国際的な検討と整合を図るよう、UWB無線システムの導入について、慎重な検討が必要であると考えます。		国際的な検討との整合性も重要であることは十分認識しているが、規制改革・民間開放推進3か年計画では、本年度に検討・結論とされていることから、御省として閣議決定に反しないよう本年度中に結論を出すべきである。また、CEPTのみに影響されることなく、FCCの動向や米国市場における活用状況に鑑みながら規制緩和を図るべきである。こうした見解を踏まえて検討し、具体的施策を示されたい。	b		ITUでは、CEPTと同様にFCCの送信電力レベルよりかなり低い許容送信電力が議論されています。日本としては、ITUの無線通信規則等を遵守する立場にあり、ITUにおける議論と整合のとれない結論を出すことはできません。閣議決定においても、このような国際的な議論を尊重する必要性から「国際的な動向も踏まえ」と明確に示しており、平成16年10月にITUで検討期限を延長することが決定された以上、その決定を尊重すべきと考えます。 一方、情報通信審議会の中間報告では「FCCの送信電力マスク案等を参考とした共用モデル案及びITU-R勧告等を踏まえた机上の検討結果では、UWBと共用するためには相当の離隔距離又はUWBの台数制限が必要」との結論が示されています。 また、米国のFCCの動向に言及されていますが、米国を含め、国際的にも放送、携帯電話、地球探査衛星等のシステムに対して干渉を与えないことが示されていない状況であり、ITU等の国際的な検討動向を踏まえつつ、今後検討を進める必要があります。日本としても、ITUにおいて早期の結論が得られるように、関係者の協力のもとで実証実験等を行い、有意義な結論についてはITUの議論に反映させていくと考えています。
z0400029	総務省	特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	電波法第38条の33 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項、第39条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの(特別特定無線設備)について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備は、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 特別特定無線設備の対象機器については電波監理審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。	c		技術基準不適合機器の使用は、人命の安全等に関わる重要な通信に重大な影響を及ぼすおそれがあり、また、無線設備の場合は一般的に干渉源の特定が難しい。したがって、技術基準適合自己確認の対象となる特別特定無線設備は、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものに限定されている。 技術基準適合自己確認の対象となる無線設備は、米国でも少数に限定されており、ほとんどの無線設備は第三者による認証を必要としている。また、欧州等における類似の制度においても、第三者機関の一定の関与を必要としており、欧米においても慎重に制度を運用しているところである。したがって、我が国においても、無線設備の製造業者等の利便性と消費者(無線利用者)の保護の双方を考慮することとし、理由もなかつたすべての特定無線設備を対象範囲とすべきとの考え方を採用すべきではないと考えます。 対象範囲については、技術基準適合自己確認制度が本年1月26日に施行されたところであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月閣議決定)を踏まえ、今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得ることとしている。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し具体的対応策を示されたい。 総務省の回答における、「今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」としている部分は、「全国規模の規制改革・民間開放要望に対する各省庁の取り組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)における回答と全く変わっていない。 しかし、当方は「技術基準適合自己確認制度を導入した時点における、技術基準適合自己確認制度の対象を定めた基準及びその根拠となったデータ」と「現時点における検討結果」の公表と、「平成18年度以前に前倒して結論を出す」ことを求めているのである。 よって、総務省の回答は当方の要望に対する回答になっていない。この点を踏まえて回答されたい。	c		技術基準適合自己確認の対象となる特定無線設備は、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとするべきとされている。当初においては、無線設備の運用実績等を踏まえ、この考え方を満たす携帯電話端末、PHS端末、コードレス電話及びデジタルコードレス電話を対象としたものである。 対象範囲の拡大については、無線LAN等の無線設備の、国による市場調査における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への不適合の割合の状況等にかんがみ、今後の改善状況を注視する必要があることから、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月閣議決定)を踏まえて、検討を行っていくことが適当である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400028	総務省	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和	5056	50560130	11	(社)日本経済団体連合会	130	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和	3.1GHz～10.6GHz帯においてUWB用途に微弱電波を使えるように、放射電力密度をFCC規則パート15(FCC:米国連邦通信委員会)と同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げるべきである(放射電力密度を-41.3dBm/MHzまで引き上げることは、電波法施行規則においては距離3mでの電界強度を毎メートル500マイクロボルトまで引き上げることに相当する)。		UWBとは、比帯域が20%以上あるいは絶対値で0.5GHzの帯域幅を占有する無線通信である。UWBは新たな周波数の割当が不要であり、限られた電波を有効活用できる。UWBはパーソナルコンピュータの周辺機器と無線で通信ができるなど、ユビキタスネット社会の実現に向け大きな役割を果たしうる。UWB無線システム委員会中間報告(平成16年3月24日)においては、「ITU-R、IEEE等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討の整合を図ることが必要。また、技術的な検討によって得られた結果等については、ITU-Rの勧告等に反映していくべきである。」とされている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「国際的な検討動向を踏まえつつ、引き続き慎重な検討を行っている」とある。米国FCCにおいては、2002年2月に3.1GHz～10.6GHzの周波数帯がUWB用途に開放され、放射電力密度が-41.3dBm/MHz以下であるUWBのシステムが定められた。日本においてもユビキタスネット社会の実現に向けて、米国に遅れをとらないよう、早期にUWBを利用できるように規制緩和するべきである。	3.1GHz～10.6GHzの周波数帯においてUWBを利用するには微弱電波として扱うことになるが、電波法施行規則第6条第1項において、322MHzから10GHzにおける距離3mでの電界強度は毎メートル35マイクロボルト以下に制限されているため、UWBの実用化にとって十分な通信距離が確保できない。
z0400029	総務省	特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5056	50560131	11	(社)日本経済団体連合会	131	特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備については、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には、公正・透明に除外対象から外すべきである。具体的には、現在、特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の対象は、携帯電話、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話に限定されているが、これら以外の特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。		「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、本要望に対し、「今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」としている。しかし、この回答は技術基準適合自己確認制度の対象からの除外理由の説明になっていない。技術基準適合自己確認制度を導入した時点における、技術基準適合自己確認制度の対象を定めた基準及びその根拠となったデータを公表されたい。その上で、現時点における検討結果を公表し「平成18年度」以前に前倒しして結論を出すべきである。	特定無線設備で技術基準適合自己確認制度の対象となるのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話のみに限定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400030	総務省	電気通信機器に係る技術基準適合自己確認制度における届出の廃止	電気通信事業法第63条、第64条、第65条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第41条、第42条、第43条 電波法第38条の33、第38条の34、第38条の35 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第39条、第40条、第41条	製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、技術基準適合自己確認を行った特定端末機器 / 特別特定無線設備の種類別、設計 / 工事設計確認の方法等、総務省令で定める事項を総務大臣へ届け出ることができる。	c		技術基準適合自己確認を行った電気通信機器について、技術基準不適合機器が現れた場合、他の電気通信機器に不具合を引き起こしたり、有線及び無線のネットワークの広い範囲にわたって甚大な悪影響を及ぼす可能性があることから、迅速かつ確実に当該機器の製造業者、機種等を特定し、国として必要な措置を講じる必要がある。このため、届出によって、届出を行った者の名称、機器の種類及び主な諸元、検証結果の概要等、必要最小限の情報が求められているものである。 また、消費者保護の観点から、技術基準適合自己確認が行われた事実に関する情報を国が消費者に提供できるようにすることにより、消費者が安心して電気通信機器を利用できる環境の維持を図ろうとするものである。 なお、要望理由において、「技術基準不適合機器が流通した場合には、基準不適合機器と製造者を公表し、製造者に罰則を課すこともできる。」とされているが、上述のとおり、技術基準不適合機器が現れた場合に、まず必要なことは、悪影響を最小限に抑えるために迅速かつ確実に機種等を特定し、国として必要な措置を講じることであり、これを可能ならしめるようにしておく必要がある。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し具体的対応策を示されたい。 総務省の回答では、届出が必要な理由として、「悪影響を最小限に抑えるために迅速かつ必要な措置を講じる」ことを挙げている。 しかし、実際には現品を確認すればメーカーを特定でき、迅速かつ必要な措置は可能であるので、届出が「悪影響を最小限に抑える」ということにはならないと考えられる。 この点を踏まえて回答されたい。	c		技術基準適合自己確認を行った電気通信機器について、技術基準不適合機器が現れた場合、まず、これによる悪影響を最小限に抑えるために迅速かつ確実に機種等を特定し、国として必要な措置を講じることが必要である。 再検討要請において、「実際には現品を確認すればメーカーを特定でき、迅速かつ必要な措置は可能である」とのことであるが、現品確認のみをもってその製造業者等を直ちに特定できるとは限らない。 また、消費者保護の観点から、技術基準適合自己確認が行われた事実に関する情報を国が消費者に提供できるようにする必要もあることから、消費者が安心して電気通信機器を利用できる環境の維持を図るため、届出が必要である。
z0400031	総務省	電気通信機器の技術基準適合認定に係る認証取扱業者、及び、技術基準適合自己確認制度における届出業者の検査記録の作成・保存義務の撤廃	電波法第38条の25、第38条の34 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第35条、第40条 電気通信事業法第57条、第64条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第37条、第42条	認証取扱業者は、その取り扱う端末設備 / 特定無線設備が、設計 / 工事設計に合致することを、それぞれ設計認証 / 工事設計認証を受けた確認の方法に基づき検査し、その検査記録を保存しなければならない。	c		設計 / 工事設計認証を受けた電気通信機器又は技術基準適合自己確認を行った電気通信機器について、技術基準不適合機器が現れた場合、設計 / 工事設計認証後又は技術基準適合自己確認後、実際に製造された製品について、設計 / 工事設計合致義務が満たされていたかどうかを事後的に検証できるようにするため、検査記録の作成及び保存が必要とされているものである。 要望理由においては、検査記録の作成及び保存の必要性について、総務省と同じ見解が示されているが、これを義務として課すことにより、制度的に担保しておくものである。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し具体的対応策を示されたい。 総務省の回答では、「実際に製造された製品について、設計 / 工事設計合致義務が満たされていたかどうかを事後的に検証できる」ようにするため、検査記録の作成及び保存が必要とされている」とある。 しかし、この目的を達成するためには、技術基準適合自己確認時のデータを見ることで十分に足りるのであり、検査記録の作成・保存義務を課すことは不要であると考えられる。 技術基準適合自己確認制度の、自己責任を重視する観点からも、検査記録の作成・保存義務を廃止すべきである。この点を踏まえ、回答されたい。	c		設計 / 工事設計認証を受けた電気通信機器又は技術基準適合自己確認を行った電気通信機器について、技術基準不適合機器が現れた場合、設計 / 工事設計認証後、実際に製造された製品について、設計 / 工事設計合致義務が満たされていたかどうかを事後的に検証することが必要である。 再検討要請では、「この目的を達成するためには、技術基準適合自己確認時のデータを見ることで十分に足りる」とのことであるが、電気通信機器の技術基準適合自己確認後に、予想されていない事由により、工事設計に合致しない電気通信機器が製造される事態も想定されるところ、技術基準適合自己確認時のデータのみをもって、実際に製造された製品について、設計 / 工事設計合致義務が満たされていたか否かを事後的に検証することができないことから、設計 / 工事設計認証のみならず、技術基準適合自己確認においても検査記録の作成及び保存が必要とされているものである。 なお、要望理由において、「不適合機器が市場に流通した場合に備えて自ら必要な検査記録を作成・保存している」とあり、検査記録の作成及び保存の必要性については理解頂いていると思われる。現行の義務規定は、この検査記録の作成及び保存を制度的に担保しているものである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400030	総務省	電気通信機器に係る技術基準適合自己確認制度における届出の廃止	5056	50560132	11	(社)日本経済団体連合会	132	電気通信機器に係る技術基準適合自己確認制度における届出の廃止	技術基準適合自己確認制度における届出を廃止すべきである。 なお、廃止に至る間においても、検証の際に用いた測定器等、届出の記載事項の大幅な削減を行うべきである。		技術基準自己確認制度の下では、企業が製品の品質に対する全責任を負っている。総務省は届出により必要な情報を把握する必要があるとしているが、現実には届出の様式のチェックだけで、技術的なデータはチェックされることがないので、届出自体が不要である。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取り組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、総務省は、「自己確認が行われた機器に関する情報を国が提供することにより、消費者が安心して端末機器や無線設備を利用できる環境の維持を確保する」として、「消費者保護」を理由に届出が必要としている。しかし、不適合機器が流通していても、現品確認でメーカーを特定して行政措置が可能であり、届出情報によりあらかじめ機器の情報を把握する必要性は乏しい。技術基準不適合機器が流通した場合には、基準不適合機器と製造者を公表し、製造者に罰則を課すこともできる。このような市場を監視する事後チェックにより、消費者保護は十分に図れ、「消費者保護」は届出を課す理由にはならない。この点、EUにおけるR&TTE指令では届出は不要とされており、日本もその事例にならうべきである。また、不要な届出項目及び届出事項の変更における煩雑さが技術基準適合自己確認制度の普及を阻害している面もあり、届出が廃止される間においても、早急に記載項目の削減が必要である。	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度においては、届出を行わなければならない。
z0400031	総務省	電気通信機器の技術基準適合認証に係る認証取扱業者、及び、技術基準適合自己確認制度における届出業者の検査記録の作成・保存義務の撤廃	5056	50560133	11	(社)日本経済団体連合会	133	電気通信機器の技術基準適合認証に係る認証取扱業者、及び、技術基準適合自己確認制度における届出業者の検査記録の作成・保存義務の撤廃	技術基準適合認証に係る、認証取扱業者及び技術基準適合自己確認の届出業者の検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。		登録認定/証明機関を経由して技術基準適合認定の設計認証を行う場合においては、検査記録の作成・保存義務を課すことは妥当でない。なぜなら、企業は製品の品質管理に全ての責任を負っており、不適合機器が市場に流通した場合に備えて自ら必要な検査記録を作成・保存しているからである。もし検査記録を作成・保存せず、裁判等で責任が問題となった場合、不利なのは企業側である。平成15年の電波法・電気通信事業法改正により技術基準適合自己確認制度が導入されたことは、企業の自己責任を重視する観点に基づくものである。その観点からは、企業は製品に対する自己責任の下で検査記録を作成・保存するのであり、作成・保存義務を課すことは不要である。検査記録を作成・保存しない場合に企業側が不利なのはと同様である。総務省は「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取り組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進会議)において、「技術基準不適合機器に対する迅速な原因究明及び所要の措置を講じることが可能にする」、「技術基準不適合機器が発生し、妨害防止命令や妨害等防止命令を発する場合のために検査記録の保存義務が必要である」としているが、上記の理由により企業は自ら検査記録を作成・保存しており、作成・保存義務を課すことは不要である。また、技術基準不適合機器が発生した場合はまず現品確認を行うことで行政上の措置が可能になるため、消費者保護は図れる。	端末設備、特定無線設備の技術基準適合認証においては、登録認定/証明機関を経由した認証取扱業者も、技術基準適合自己確認の届出業者も、検査を行い、その検査記録を作成して、検査の日から10年間検査記録を保存することが義務付けられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400032	総務省	端末設備の接続の技術的条件の廃止	電気通信事業法第52条、第69条、電気通信事業法施行規則第32条	端末設備の利用者が、その端末設備を電気通信事業者の設備に接続するには、当該電気通信事業者の接続の検査を受けた後、接続し使用することが原則である。ただし、その端末設備が、当該電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合している場合は、接続の検査を行うことなく、利用者は接続し、使用することができる。	c		<p>端末設備の接続に関する技術上の規格のうち、電気通信設備の損傷防止及び他の利用者への迷惑防止の観点からの必要最低限の基準に限っては、ネットワーク全体の安定的な運用を図るため、技術基準として国が定めることとしている。</p> <p>ただし、新サービスのように過渡的なものに係る場合については、その迅速なサービス提供を可能とするため、電気通信事業者自らが定めたものについても、申請の上、総務大臣の認可を得ることにより端末設備の接続の技術基準の一部とみなすこととしている。このように「技術的条件」の認可制度は、国が定めるべき技術的基準と同等の効果を電気通信事業者が自ら定める「技術的条件」にも与えている制度であり、必要なものである。</p> <p>なお、現行制度下において、技術的条件の認可及びその後に行われる登録認定機関での認定業務は速やかに行われており、技術的条件の存在が電気通信事業者の迅速なサービス提供の障害となるとは認識していない。</p>		<p>要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し具体的対応策を示されたい。</p> <p>総務省の回答では、「技術的条件の認可及びその後に行われる登録認定機関での認定業務は速やかに行われており、技術的条件の存在が電気通信事業者の迅速なサービス提供の障害となるとは認識していない」とある。</p> <p>しかし、当方は、「技術的条件には自己確認制度の適用が認められないこと」による障害について述べているのである。総務省の回答には「自己確認制度」についての言及が全くない点において、総務省の回答は当方の要望に対する回答となっていない。この点を踏まえて、回答されたい。</p>	c	l	<p>当初から要望及び具体的な要望内容において、「端末設備の接続の技術的条件の廃止」について要望されており、それについて検討を行った結果、これまでの回答のとおり廃止は困難である。</p> <p>なお、「技術的条件」は、ネットワーク全体の安定的な運用を図りつつ、迅速なサービス提供を可能とする観点から設けられている制度であり、一方、「自己確認制度」は、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものについて、総務省令で定める技術基準への適合性の検査について製造業者等が行うことを可能とする観点から設けられている制度であり、現行の枠組みが適当であると考えられる。</p> <p>(要望理由の中の「自己確認制度の適用がないため迅速なサービス提供の障害となりかねない」という指摘については、調査した結果障害となるような事実が確認できなかったため、その旨を前回回答したものである。)</p>
z0400033	総務省、法務省、経済産業省	電子申請における属性認証の統一の方策の提示	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条第8号	電子署名及び認証業務に関する法律においては、特定認証業務(その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合する電子署名について行われる認証業務)の任意的認定制度を設けている。	d	-	<p>利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く、以下同じ。)についての証明は本認定制度の対象外の事項であるが、認定認証業務の電子証明書に利用者の属性を記載することは可能である。</p> <p>また、属性認証の在り方については、内閣官房、総務省、法務省、経済産業省における検討の結果、次の結論に至り、平成16年12月7日開催のIT戦略本部に報告したところである。</p> <p>「現行制度の下で、行政書士、税理士、社会保険労務士等の資格者団体が認証局を運用し、本人性及び資格保有を証明しているほか、国が資格者名簿を有する医療関係者についても、現行制度を前提として資格認証も含めた認証基盤の整備を進めている。</p> <p>このようなことからすると、他の公的資格についても一定の信用性を担保した上での電子的証明が可能であると考えられること、また、資格認証に関する認定制度創設のニーズがないことから、現時点においては、現行制度の下でそれぞれの必要性等を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当である。</p> <p>なお、電子申請においては、資格者等が代理人となって手続を行うことができず、電子申請においても、代理人による申請が可能となるよう対応していく必要がある。この際、地方公共団体に対する電子申請においても、代理人による申請が可能となるよう、政府としてその取り組みを促進していくことが重要である。」</p>		<p>要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し具体的対応策を示されたい。</p> <p>資格認証および代理人による申請について検討しているとの回答であるが、当会が求めているのは、法人の代表者以外の従業者等が電子申請を行う場合の属性認証についての統一の方策の提示である。</p> <p>また、「地方公共団体に対する電子申請においても、代理人による申請が可能となるよう、政府としてその取り組みを促進していくことが重要である」とされているが、地方公共団体においても国と同様の措置が講じられるよう、政府が責任を持って取り組むべきである。</p>	d	-	<p>事業者に関する手続は通常「事業者」の意思として行う手続であり、かかる手続において従業員等の電子署名による申請がその所属する事業者の意思による申請であると判断するためには、当該従業員の当該申請に係る代理権の確認が必要である。(当該事業者の部長、課長であるといった内部役職の名称から直ちに当該申請の権限を確認することは、一般的には不可能である。)</p> <p>この代理権の確認は代理申請システムにおいて行うことが適当であることから、各府省の電子申請・届出システムにおいて順次代理申請への対応が進められているところである。</p> <p>したがって、引き続き電子政府構築計画に基づき、代理申請機能の導入を図ることが、従業員等が事業者のために電子申請を行うことを可能とするための方策であると考えている。</p> <p>なお、法人に属する代表者以外の者がその名において行うことが可能な手続は例外的な手続であり、かかる手続における申請者が当該事業者に属することの確認方法については、文書による申請の場合の取扱いとのバランスを踏まえ、個々の手続毎に検討されるべきである。</p> <p>また、地方公共団体については、平成14年度に電子申請システムにおける代理人申請に関する体系的な検討を行い、その成果を地方公共団体に提示しているところであり、今後は必要に応じて改定していく予定である。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400032	総務省	端末設備の接続の技術的条件の廃止	5056	50560134	11	(社)日本経済団体連合会	134	端末設備の接続の技術的条件の廃止	技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。		民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。総務省は技術的条件と技術基準には異なる存在意義があり、技術的条件があることによって「新サービスのように過渡的なもの」に係る場合については、その迅速なサービス提供が可能になる」としているが、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁の取組み状況について平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)、技術的条件には自己確認制度の適用が認められないため、企業による迅速なサービス提供の障害となりがねない。 電気通信事業者、製造業者、試験事業者等が試験方法を協議し、民間の任意規格として作成公開し、それへの適合性を確認すれば、技術的条件は不要である。	自己確認制度の対象は技術基準の定まった機器であり、技術的条件については第三者認証を受けることとなっている(電気通信事業者が検査の省略を公示したものは除く)。
z0400033	総務省、法務省、経済産業省	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	5056	50560135	11	(社)日本経済団体連合会	135	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する国としての統一的な方策を提示すべきである。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		書面による申請においては、法人の代表者ではなく、従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子的手段による申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担も大きくなることから、電子申請の積極的な利用が妨げられている。手続の内容によっては、代表者以外の者の電子署名があれば足りると考えられるものもあることから、そのような手続については、書面による申請と同様、従業員等による手続を行うことが可能となるよう、企業の従業員等の属性を証明する手段に関する統一的な方策が示されるべきである。これに関連して、「『e-Japan重点計画-2004』(案)に対する意見及びそれらについての考え方」(平成16年6月15日 IT戦略本部資料)において、「政府においては、医師、弁護士等の資格保有等の電子的手段による証明の検討と併せて、企業の従業員等の属性認証についても検討しているところ」とされているが、具体的な検討スケジュールを明示すべきである。 また、同資料において、「地方公共団体独自の申請手続については、それぞれの団体の判断に委ねられる」とされているが、「電子政府構築計画(改定)」(平成16年6月14日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、電子政府構築の原則の一つとして、「独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する」とされているところであり、国・地方の緊密な連携による行政手続の情報化に向けた取組みの一環として、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられることとすべきである。なお、「評価専門調査会第二次中間報告書」(平成16年9月10日 IT戦略本部資料)においても、「オンライン申請や届出の際、企業の従業員等の属性を確認する手段について、統一的な施策を示すべきである」とされている。	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役割、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400034	総務省	公的個人認証サービス制度の利便性向上【新規】	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(第153号)第5条	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律においては、電子証明書の有効期間を3年間と定めている。 電子証明書発行申請の受付日、受付時間については法令で定めているものではないが、全国の市町村窓口の業務時間帯等を勘案し、平日の午前8時30分から午後5時30分となっている。	C C	-	電子証明書の信頼性は、秘密鍵の唯一性、電子署名に用いられる暗号技術の安全性等に由来することから、一定の有効期間を定めることが求められるところであり、有効期間が長期間になるほど、秘密鍵の危殆化等が生じるリスクが高くなることから、有効期間を3年間と定めている。これを更に長くすることは秘密鍵の危殆化等が生じるリスクを高めることになることから、適当でない。 公的個人認証サービスの認証事務を47都道府県知事が指定認証機関に委任していること、また、電子証明書の発行にはリアルタイムによるシステム上の処理が必要であることから、全国の市町村窓口における電子証明書発行申請の受付日・時間は、全国の市町村窓口の業務時間帯や指定認証機関におけるシステム運用の状況を考慮して決める必要がある。現在の受付日・時間は、全国の市町村窓口に概ね共通すると考えられる業務時間帯とともに、電子証明書の発行以外に必要な日次・週次・月次等のパッチ処理等(失効処理、失効情報の作成処理、各種集計処理等)の認証事務全般に必要なシステム運用に要する時間を勘案して定められているものである。現在の受付日・時間を拡大することは、電子証明書の発行以外の処理に要するシステム運用に支障を来すおそれがあるとともに、更に一部の市町村に限った拡大であればシステムの効率的な運用を損ねることになるものであることから、困難である。(なお、本件は住民基本台帳ネットワークの共通運用時間帯とは関係のないもの。)		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し具体的対応策を示されたい。 公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間と申請手続時間の延長は、共に利用者の利便性向上に資するものと考えられるので、実現に向けた検討を継続していただきたい。	C C	-	電子証明書の信頼性は、秘密鍵の唯一性、電子署名に用いられる暗号技術の安全性等に由来することから、一定の有効期間を定めることが求められるところであり、有効期間が長期間になるほど、秘密鍵の危殆化等が生じるリスクが高くなることから、有効期間を3年間と定めている。これを更に長くすることは、利用者の更新手続の負担を軽減するという点において利用者の利便性を向上するといえども、公的個人認証サービスの信頼性を支える根幹である秘密鍵の唯一性、電子署名に用いられる暗号技術の安全性等について、秘密鍵の危殆化等が生じるリスクを高めることになることから、適当でない。(前回の回答と同様) 公的個人認証サービスの認証事務を47都道府県知事が指定認証機関に委任していること、また、電子証明書の発行にはリアルタイムによるシステム上の処理が必要であることから、全国の市町村窓口における電子証明書発行申請の受付日・時間は、全国の市町村窓口の業務時間帯や指定認証機関におけるシステム運用の状況を考慮して決める必要がある。現在の受付日・時間は、全国の市町村窓口に概ね共通すると考えられる業務時間帯とともに、電子証明書の発行以外に必要な日次・週次・月次等のパッチ処理等(失効処理、失効情報の作成処理、各種集計処理等)の認証事務全般に必要なシステム運用に要する時間を勘案して定められているものである。現在の受付日・時間を拡大することは、利用者が電子証明書の発行を受ける際に時間的制約が少なくなるという点においては利用者の利便性を向上するといえども、電子証明書の発行以外の処理に要するシステム運用に支障を来しサービスの水準全体としては低下するおそれがあるとともに、更に一部の市町村に限った拡大であればシステムの効率的な運用を損ねることになるものであることから、困難である。(前回の回答と同様)
z0400035	総務省	地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認【新規】	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	地方公共団体の財産は一定の場合に普通財産である土地に限って信託することが出来る。	C		地方公共団体の財産は、住民からの税金等を原資とするものであり、法律上特別に認められた方法、手続によって安全かつ確実に管理する必要があること、信託を行うと一時的にであれ信託財産の所有権が受託者に移転することから、その場合の法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があるため、引き続き慎重に検討をしていきたい。		回答では、法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があり、対応不可とされているが、以下の諸点について回答いただきたい。 一部の地方公共団体において、その保有する金銭債権あるいは普通財産である土地・建物について、ローン・パーティシペーション方式あるいはセル&リースバック方式により、流動化、証券化を行い、資金調達を実施している実例が存在するところ、同等の経済的効果を実現することのできる信託方式が認められない理由について明確にされたい。 昭和61年5月30日付「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」では、地方公共団体が保有する普通財産である土地(又はその定着物)を信託に係る信託受益権の取得又は処分については、慎重に取扱うこととすべきである、とされている。斯かる通知を前提とした場合、国有財産については、普通財産である土地(及びその定着物)の信託に係る信託受益権については譲渡が可能であり、かつ譲渡した場合には信託契約の解除ができないこととなっているところ、地方公共団体の保有する財産について、これとは異なる規律を定めていることとなるが、斯様に規律を違えている理由を明確にされたい。あわせて、上記通知の現状における取扱いを明確にして頂きたい。「引き続き慎重に検討していきたい。」としているところ、検討の場、検討内容及び検討終了の目的について、明確にされたい。	:C :d :C		について 地方公共団体の財産の信託は、地方自治法第238条の5第2項の規定により、普通財産である土地に限って認められていることから、他の財産については信託できない。 について 不動産の信託の受益権の取得又は処分については、権利関係の複雑化をもたらすおそれがあること等から、その取扱いについてはそれぞれの地方公共団体において慎重に対応すべきものである。 について 地方公共団体の債権や財産制度については、前回回答にある課題を踏まえながら、引き続き慎重に検討をしていきたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400034	総務省	公的個人認証サービス制度の利便性向上【新規】	5056	50560136	11	(社)日本経済団体連合会	136	公的個人認証サービス制度の利便性向上【新規】	電子証明書の有効期間を5年間に延長すべきである。 電子証明書の発行申請の受付日、受付時間の拡大を可能とすべきである。		住民基本台帳カードの有効期間が10年であるのに対し、公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間が3年となっていることから、住民基本台帳カードの有効期間内に3回の更新申請手続が必要となり、制度を利用する国民の負担を増大させている。公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間を5年間に延長すれば、住民基本台帳カードの有効期間中の更新を1回で済ませることが可能になり、国民負担の軽減、制度の普及促進につながるものと思われる。 なお、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条4号においては、電子証明書の有効期間は、5年を超えないものであることとされている。住民基本台帳ネットワークの運用時間、業務開始手続等については、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関が相互に密接な連携を図り、計画を定めることとなっているが、現在、市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの共通運用時間帯として全国統一されているため、それ以外の時間帯に公的個人認証サービスの申請をすることができない。市町村における広域サービス提供の窓口時間帯外に申請手続をすることが可能になれば、国民の利便性が向上し、制度の普及にも役立つと考えられる。	平成16年1月29日にサービスが開始された公的個人認証サービスにおいて、電子証明書の有効期間が、発行の日から起算して3年とされている。 市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの「共通運用時間帯」として全国統一されている。
z0400035	総務省	地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認【新規】	5056	50560138	11	(社)日本経済団体連合会	138	地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認【新規】	地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産以外の財産についても信託を可能とすべきである。また、その場合に（普通財産の信託も含めて）流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うべきである。		地方公共団体においても、資金調達が多様化のニーズが高まってきているところ、流動化、証券化を目的とした信託の設定が可能となることにより、当該ニーズを充足することが可能となる。 地方公共団体の資金調達手段の多様化が図られることは、地方の自主的な財政運営に資するものであり、また、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。 なお、地方公共団体が有する財産を流動化、証券化のために信託することは、地方公共団体にとって当該財産に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営にも資するものである。	地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分けられるが、地方自治法により、普通財産以外を信託することは認められていない。 普通財産の信託についても、地方公共団体自身が受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体は公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400036	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	(国)民法第466条 〔地方自治体〕-	(国)中小企業庁からの依頼により、契約書上に、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規程する金融機関に対し売掛債権を譲渡することを明記している。 〔地方自治体〕-	d	-	(国)現状譲渡することを認めている金融機関等の他、特定目的会社及び特定債権等譲渡業者に対して、債権譲渡禁止特約の解除を平成17年度からの実施に向けて検討中 〔地方自治体〕地方自治法上、提案にある取組を阻害する要因はない。		(国)平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b	-	平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大することとする。
z0400036	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	(国)民法第466条 〔地方自治体〕-	(国)中小企業庁からの依頼により、契約書上に、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規程する金融機関に対し売掛債権を譲渡することを明記している。 〔地方自治体〕-	d	-	(国)現状譲渡することを認めている金融機関等の他、特定目的会社及び特定債権等譲渡業者に対して、債権譲渡禁止特約の解除を平成17年度からの実施に向けて検討中 〔地方自治体〕地方自治法上、提案にある取組を阻害する要因はない。		(国)平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b	-	平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大することとする。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400036	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に 係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
z0400036	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400037	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	地方税法第151条の2、第152条、第447条第1項及び第2項、第699条の11等、地方税法施行規則第16条	現在、自動車保有に関する手続は、警察署、税事務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続等を行う必要がある。 e-Japan重点計画2002において、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービスのシステム実現が位置付けられている。	(ア)b (イ)d	(ア) (イ)-	(ア)自動車保有関係手続のワンストップサービスの稼働については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況を勘案し、平成17年12月から新車新規登録手続から開始することとしている。また、移転・変更手続等については、運用面・体制面でさらに検討が必要となるため、新車新規登録の運用状況を踏まえて順次拡大することとしている。 (1)納税証明書に代わる電子化の検討 継続検査のOSS申請時においては、これまでの納税証明書の提示に代えて電子的に納税確認が行えるよう仕組みを構築しているところ。また、OSS基盤の活用により出頭申請時においても納税確認の電子化が可能となることから、実現に向けて関係機関と所要の検討を進めていくこととしている。 (2)自動車取得税・自動車税の納付手続等の電子化及び電子化に向けた手続の簡素化 OSS申請に係る納付手続についてはMPNによる電子納付の仕組みを構築しているところ。 検査対象軽自動車についてワンストップサービス化する際には、軽自動車検査協会がワンストップサービスに対応したシステムを構築する必要がある。また、全国で約3,000団体の市町村の中には、電算化していない市町村もあり、電算化している市町村もそれぞれ独自に異なるシステムを構築し課税事務を行っているためにそれぞれのシステムをワンストップサービスに対応させるため改修などの対応が必要である。さらに、市町村は人口規模・検査対象軽自動車の台数等の実態に大きく差異があるため、ワンストップサービスの運用に係る経費等を考え、軽自動車税収入額に対するコストを低くするためにも、登録自動車での進捗状況や安定状況を踏まえてから調整することとしているところである。以上により、登録車と同時期の実施は不可能である。 (イ)二輪の自動車及び二輪の軽自動車についてはOSSグランドスケジュールにおいてワンストップサービスの対象にはされておらず、今後、対象とするには登録自動車での進捗状況や安定状況を踏まえてから調整するべきもの。 原動機付自転車の保有に関する手続については、市町村以外の行政機関への届出等はなく、市町村の税担当窓口に対して軽自動車税に係る申告と課税標識の交付を一体的な手続として一回で完結するものとなっており、自動車保有手続に関するワンストップサービスの対象には含まれない。	ワンストップサービスについて、 回答では「新車の新規登録を 対象とした自動車保有関係手続 き」以外のワンストップサービス については平成20年を目途に段 階的に実施とあるが、具体的な 検討時期について示されたい。 軽自動車のワンストップサー ビスについて、具体的な検討時 期について示されたい 原付に ついてはワンストップサービスの 対象化が要望されているが、こ の点について改めて検討されたい。		b b d	-	平成17年12月から開始する 手続は、新車の新規登録(型式 指定車)とし、継続検査等の手 続は、平成19年から平成20年 にかけて段階的に行うこととし ている。 検査対象軽自動車について は前回お答えしたとおり、約 3,000団体の市町村と関係する 団体も多く、また人口、検査対象 軽自動車の台数、電算化の状 況等の実態も様々であることに 加えて、検査対象軽自動車に係 る税収に対するコストの割合も 高くなっていることから、市町村 等と登録自動車での進捗状況 や安定状況を踏まえてから調整 することとしているところであり、 市町村との調整も非常に難しい ことについてもご理解願いたい。 既に回答済である。
z0400037	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	地方税法第151条の2、第152条、第447条第1項及び第2項、第699条の11等、地方税法施行規則第16条	現在、自動車保有に関する手続は、警察署、税事務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続等を行う必要がある。 e-Japan重点計画2002において、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービスのシステム実現が位置付けられている。	b		自動車保有関係手続(検査・登録・保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービスを進めることとしており、関係機関と連携しながら検討を進めていくこととしている。 検査対象軽自動車についてワンストップサービス化する際には、軽自動車検査協会がワンストップサービスに対応したシステムを構築する必要がある。また、全国で約3,000団体の市町村の中には、電算化していない市町村もあり、電算化している市町村もそれぞれ独自に異なるシステムを構築し課税事務を行っているためにそれぞれのシステムをワンストップサービスに対応させるため改修などの対応が必要である。さらに、市町村は人口規模・検査対象軽自動車の台数等の実態に大きく差異があるため、ワンストップサービスの運用に係る経費等を考え、軽自動車税収入額に対するコストを低くするためにも、登録自動車での進捗状況や安定状況を踏まえてから調整することとしているところである。以上により、登録車と同時期の実施は不可能である。	ワンストップサービスについて、 回答では「新車の新規登録を 対象とした自動車保有関係手続 き」以外のワンストップサービス については平成20年を目途に段 階的に実施とあるが、具体的な 検討時期について示されたい。 軽自動車のワンストップサー ビスについて、具体的な検討時 期について示されたい 原付に ついてはワンストップサービスの 対象化が要望されているが、こ の点について改めて検討されたい。		b b d	-	平成17年12月から開始する 手続は、新車の新規登録(型式 指定車)とし、継続検査等の手 続は、平成19年から平成20年 にかけて段階的に行うこととし ている。 検査対象軽自動車について は前回お答えしたとおり、約 3,000団体の市町村と関係する 団体も多く、また人口、検査対象 軽自動車の台数、電算化の状 況等の実態も様々であることに 加えて、検査対象軽自動車に係 る税収に対するコストの割合も 高くなっていることから、市町村 等と登録自動車での進捗状況 や安定状況を踏まえてから調整 することとしているところであり、 市町村との調整も非常に難しい ことについてもご理解願いたい。 既に回答済である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400037	国土交通省、 財務省、総務 省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップ サービスの対象拡大	5056	50560189	11	(社)日本経済団体連合会	189	自動車保有関係手続のワンストップサービスの 対象拡大	<p>自動車保有関係手続のワンストップサービス化は、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画に基づき、平成17年の稼働開始に向け、検討及び一部で試験運用が行われているが、より利便性の高いサービスを実現するため、以下の事項を早急に検討・具体化していくべきである。(1)検査・登録等諸手続 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 原付のワンストップサービス対象化(2)自動車関連税手続 自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税の納付手続等の電子化および電子化に向けた手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換(3)保管場所証明申請手続 保管場所申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化、添付書類の簡素化等(4)自賠責保険手続 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 自賠責解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認の合理化(具体的には、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とすること。【「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」分野別措置事項1 I T関係工 b 関連】)</p>		<p>手続申請の電子化がなされていないため、その手続の申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要がある。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービス化が実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一化する等、ユーザー(申請者)負担の軽減を目指すべきである。また、年間の自賠責解約手続は各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。</p>	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続は、書類により行うとともに、複数省庁にまたがるため、極めて煩雑である。 現在、政府の「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」に基づき、平成17年中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてはワンストップサービスの対象外である等、一定の制限がある。</p>
z0400037	国土交通省、 財務省、総務 省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップ サービスの対象拡大	5086	50860035	11	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる 諸行政手続の電子化の早期実現等	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。</p>	<p>電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。</p>	<p>手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400040	総務省	車庫申請、登録申請の代行委任に係る規制緩和【新規】	行政書士法第19条の2、第19条第1項	官公署に提出する書類、権利義務に関する書類及び事実証明に関する書類の作成(電磁的記録の作成を含む)は行政書士でなければ行うことができない。但し、他の法律に別段の定めがある場合及び総務省令で定める「定型かつ容易に行える」ものについて、総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合はこの限りでない。	b		行政書士法第19条に関する総務省令の検討については、国土交通省等における自動車保有関係手続のワンストップサービス化の検討状況をふまえ、今後対応していきたい。		検討時期について具体的に示されたい。	b		行政書士法第19条に関する総務省令の検討については、行政機関が所管する手続についてのオンライン化の進捗状況を見極めて対応していかなければならない。要望にあげられている車庫申請、登録申請に関しては、国土交通省等における自動車保有関係手続のワンストップサービス化の進捗状況をふまえる必要がある。
z0400041	総務省	ナトリウム・硫黄電池の貯蔵に関する特例の適用【新規】	消防法第10条危険物の規制に関する規則第10条、第24条、第25条、第26条「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」平成11年6月2日消防庁通知消防危第53号	ナトリウム・硫黄電池は電力負荷平準化のため、建物等の電力貯蔵用の電池設備の危険物一般取扱所として設置される場合に、技術上基準の特例が認められている。	c	-	貯蔵所の危険性が一般取扱所と比較して低いということではなく、貯蔵される危険物の危険性に応じた基準を定めており、ナトリウム・硫黄電池を貯蔵することだけで特例とすることは認められない。		要望者から、下記の通り再意見が提出されており、この意見を踏まえた回答をいただきたい。 (要望者再意見) 危険物保安技術協会で安全性能評価を受けたナトリウム・硫黄電池は一般取扱所での特例が認められており、同様に、同協会で安全性の試験確認を受けたナトリウム・硫黄電池を保管する危険物屋内貯蔵所についても、一般取扱所と同様の特例を適用し、設備基準を緩和することが望ましい。	c	-	一般取扱所と貯蔵所では、その施設形態、危険物の取扱形態等が異なることから、同様の特例を適用することはできない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400040	総務省	車庫申請、登録申請の代行委任に係る 規制緩和[新規]	5056	50560202	11	(社)日本経済団体連合会	202	車庫申請、登録申請の代行委任に係る規制 緩和[新規]	<p>総務省令で定められる「定期的かつ容易 に行える手続」に、道路運送車両法に基づ く登録申請手続および自動車保管場所法に 基づく保管場所証明の申請手続を含めるべ きである。</p> <p>また、総務省令で定められる「相当の経 験又は能力を有する者」に、自動車販売業 に携わる者を含めるべきである。</p>		<p>平成17年より開始される自動車登録申請 手続のワンストップサービス化により、登 録申請手続は簡易に行えることとなるが、 総務省令で定める「定期的かつ容易に行え る手続」に道路運送車両法に基づく手続と 自動車保管場所法に基づく手続の両方が指 定され、かつ、「相当の経験又は能力を有 する者」に自動車販売業に携わる者が指定 されなければ、ワンストップサービスの円 滑な運用が期待できない。 手続費用の削減が期待できる。</p>	<p>他人の依頼を受け、業として、道路運送 車両法に基づく自動車の登録申請書を作成 すること、また、自動車の保管場所に関す る法律に基づく保管場所証明の申請書を作 成することは、官公署への提出書類の作成 であることから、行政書士の専管業務と なっていたところである。</p> <p>平成14年に行われた行政書士法の改正に より、「定期的かつ容易に行えるものとし て総務省令で定める手続」については「相 当の経験又は能力を有する者として総務省 令で定める者」が電磁的記録を作成する場 合は、適用除外となったところである。</p>
z0400041	総務省	ナトリウム・硫黄電池の貯蔵に関する特 例の適用[新規]	5056	50560219	11	(社)日本経済団体連合会	219	ナトリウム・硫黄電池の貯蔵に関する特例の 適用[新規]	<p>危険物保安技術協会で安全性に関する性 能が確認(型式認定)されているモジュ ール電池の保管について、設置の場合に認め られたのと同様の特例を適用すべきであ る。</p>		<p>「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険 物一般取扱所」については、危険物施設の 技術上の基準等に特例が適用されており、 保有空地や消火設備、建築物の構造など について緩和された設備基準が適用されて いる。ナトリウム・硫黄電池を設置する危険 物一般取扱所より危険度が低いと考えられ る、ナトリウム・硫黄電池を保管する「危 険物屋内貯蔵所」についても、一般取扱所 と同様の特例を適用し、設備基準を緩和す ることが望ましい。</p>	<p>ナトリウム・硫黄電池の組み立て検査完 了品(モジュール電池)の保管場所につい ては、保管するモジュール電池に内蔵され る危険物(ナトリウム及び硫黄)の量に応 じ、「危険物屋内貯蔵所」として、保有空 地の確保、消火設備の配置等を行なうこ ととされている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400042	総務省	WTO政府調達協定の適用対象 機関からのNTTグループ各社 の除外	(WTO)政府調 達に関する協定 (1996年)	1996年1月1日に発効した世界 貿易機関(WTO)「政府調達に 関する協定」は、政府機関等 による商品、サービスの調達に、 内国民待遇、内外無差別の原 則を適用し、また、政府調達に 手続の透明性を確保することを 定めている。我が国において は、同協定附属書 付表におい て約束している中央政府機関、 地方政府機関(47都道府県及び 12政令指定都市)、特殊法人及 び独立行政法人による調達に同 協定が適用される。	-	-	WTO政府調達協定は、公正、公 開かつ競争的な政府調達を促進す るための国際ルールである。我が 国は、同協定締約国間の権利及び 義務の均衡並びに同協定に定める 相互に合意された適用範囲に基づ き、内外無差別等の原則に則った 政府調達を行っており、我が国が同 協定付表において約束している機 関については、同協定を誠実に遵 守している。これらの機関を協定適 用機関から除外するためには、同 協定に定める手続により所要の通 報を行ったうえで、各締約国からの 異議申立がないことが条件となるも のであり、我が国の規制改革に対 する枠組みの中で捉えられるもの ではない。 なお、我が国は、平成11年7月1日 のNTT再編に伴い、NTTの承継会 社の1つであるNTTコミュニケー ションズ社は同協定の対象機関とし ない旨の通報を、同協定の手続に 従ってWTO政府調達委員会を通じ 各締約国に対して行ったところ、こ れに対して米国、EC、カナダから異 議申立が行われた。それ以降、同 社が協定の除外基準を満たしてい ることについて同委員会や各種協 議の場を通じて重ねて説明を行っ てきた結果、米国及びカナダは異議を 撤回したものの、依然ECが異議を 留保しているところ、WTO政府調達 委員会会合等の場で継続的な働き		回答では、「依然ECが異議を留 保しているところ、WTO政府調 達委員会会合等の場で継続的 な働きかけを行っていく」として いるが、WTO政府調達委員会 会合等あらゆる場を活用しEC に対して強い働きかけを要請す るとともに、WTO政府調達委員 会会合等の今後の具体的なス ケジュールを示されたい。	-	-	総務省としてもNTTコミュニ ケーションズ社が世界貿易機関 (WTO)「政府調達に関する協 定」の適用対象機関となってい る事態を問題視しており、同協 定からの削除通報に対して異議 を申し立てているECに対して は、同社が協定の除外基準を満 たしていることについてWTO政 府調達委員会会合や各種協議 の場を通じて重ねて説明を行っ てきたところ。 総務省としては、引き続きWT O政府調達委員会会合等のあ らゆる機会を通じて継続的な強い 働きかけを行っていく所存。
z0400043	総務省	コンビニエンスストアの多機能コ ピー機を利用した住民票発行 サービスの実施【新規】	住民基本台帳法 第12条	公共施設以外においても、請求 者識別カードによる請求に基づ く住民票の写しの交付に係る端 末機を設置することができる。	d	-	多機能コピー機であっても、「請 求者識別カードによる請求に基づ く住民票の写し等及び印鑑登 録証明書の交付に係る端末機 の設置場所について(平成14 年3月29日総行市第58号総務 省自治行政局市町村課長通 知)」に定める一定の機能を備え るものは、設置することが可能 である。なお、「構造改革特別区 域法の施行に伴う請求者識別 カードによる請求に基づく住 民票の写し等の交付及び印鑑登 録者識別カードによる申請に基 づく印鑑登録証明書の交付の特 例」の全国化に伴い、平成16年 度中に、当該通知についても改 正が行われる予定である。		要望者からの下記の更なる意見 を踏まえて、改めて検討され、具 体的な対応策を示されたい。 「多機能コピー機であっても、「請 求者識別カードによる請求に基づ く住民票の写し等及び印鑑登録 証明書の交付に係る端末機の設 置場所について(平成14年3月29日総行 市第58号総務省自治行政局市町 村課長通知)」に定める一定の機能 を備えるものは、設置することが可 能」とあるが、同通知における設置 基準は各自治体の自動交付機の機 能を前提として定められており、多 機能コピー機の機能をこれらの基 準に合致させることは不可能であ る。多機能コピー機を利用した住 民票発行サービスを行うためには、自 動交付機と同等レベルのセキュリ ティ確保を前提として、既存の設置 基準の大幅な見直し、あるいは、多 機能コピー機の特長を活かした設 置基準の新たな検討が必要であ る。 多機能コピー機のような既存の民 間機器を利用することで、24時間 サービスの実施、低コストでの拠点 拡大が可能となり、住民サービスの 向上を実現することができる。		d	提案主体は、「自動交付機と同 等レベルのセキュリティ確保を 前提として」とあるが、現在の通 知(「請求者識別カードによる請 求に基づく住民票の写し等及び 印鑑登録証明書の交付に係る 端末機の設置場所について(平 成14年3月29日総行市第58 号総務省自治行政局市町村課 長通知)」)においても、「上記の セキュリティ機能の強化のため の対策に代えて、同等又はそれ 以上と認められるセキュリティ機 能の強化策を講ずる場合は、こ の限りではない」と規定してい るところである。 また、提案主体は、「既存の設 置基準の大幅な見直し」が必要 であるとするが、既に述べたと おり、現在、通知の見直し作業を 進めているところである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400042	総務省	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	5056	50560239	11	(社)日本経済団体連合会	239	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な働きかけを行うべきである。		NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4~5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業に比べて非常に不利な状態となっている。 対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達ができるようになる。	NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手法を進めることが義務付けられている。 また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細な調達手続きが求められている。
z0400043	総務省	コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施【新規】	5056	50560250	11	(社)日本経済団体連合会	250	コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施【新規】	個人情報保護のためのセキュリティ基準の確保を前提に、自動交付機に加えて、コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施を認めるべきである。		コンビニエンスストアA社が実施した2003年顧客調査の結果、コンビニエンスストアで提供するニーズが高いと考えられるサービスとして、回答の約35%が「住民票、戸籍謄本等の引渡し」を挙げており、調査の中で最もニーズの高い項目となっている。 コンビニエンスストアに既に備え付けてある多機能コピー機を住民票発行サービスに活用することにより、地方自治体は、自動交付機設置に比べると非常に安価なコスト負担で、住民サービスの向上を実現することができる。	9月10日の構造改革特別区域推進本部決定により、特区における特例措置であった「住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業」の全国展開が認められ、個人情報保護のためのセキュリティ基準を満たした上で、市町村の自主的な判断による設置が可能となった。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400044	財務省、総務省	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17	普通地方公共団体は、翌年度以降にわたり、電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。政令では、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱に支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものについても締結することができることとされている。	d	-	地方自治法施行令の一部を改正する政令が、平成16年11月8日に公布、11月10日に施行され、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱に支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものについても締結することができることとされた。このため、地方公共団体において実情にあった対応が可能である。		要望者は、地方公共団体において、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約を含めることを求めており、各地方公共団体に対し、リース契約の対象の拡大について周知する等、その活用を促すことについて回答されたい。	d	-	地方公共団体に対しては、都道府県知事あての通知により、前回回答にて示した内容の周知を図っているところである。
z0400045	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法人通則法第47条第2号	独立行政法人の余裕金の運用先は、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」と規定されており、主務大臣の指定があれば信用金庫及び信用金庫協会も余裕金の運用先になり得るものであり、一律的な差別的取扱を行うものではない。	d	-	(説明) 独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、独立行政法人通則法(通則法)第47条により、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」等に限定されている。 この規定は、 独立行政法人が公共性の高い事業を実施していることに鑑み、安定的に業務運営を行わせる必要性から、余裕金の運用先を安全資産に限定するとともに、 具体的な運用先の範囲については、各法人の業務・財務の性格に応じて決められるよう、通則法で一律に列挙せず、各法人を監督している主務大臣の判断に委ねるとの考え方によるものである。 したがって、通則法の改正を行わなくても、主務大臣の指定があれば信用金庫と信用金庫連合会を独立行政法人の余裕金の運用先に加えることは可能である。 なお、御指摘のあった「政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大」を行った際には、独立行政法人と同様に「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」などと規定されている特殊法人についても、各所管府省は当該規定の改正を行わず、信用金庫と信用金庫連合会を追加指定することにより対応している。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400044	財務省、総務省	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	5056	50560264	11	(社)日本経済団体連合会	264	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	<p>国の行政機関においても、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象にリース契約を含めるべきである。</p> <p>また、地方公共団体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約を含めるよう検討すべきである。</p>		<p>本年6月の規制改革集中受付月間における財務省の回答から、国庫債務負担行為としてのリース契約の積極的な活用が周知徹底されていることは評価できる。こうした政府の取組みをさらに進め、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象としてリース契約を含めることを検討し、早期に措置すべきである。</p> <p>また、本年5月26日に公布された改正地方自治法によって、リース契約が長期継続契約の対象にされることとなったが、具体的なリース契約の対象については、政令で定められることになっている。政令の策定にあたっては、OA機器に加え、自動車、医療機器など、対象となる物品を幅広く認めるよう求めたい。</p>	<p>国の行政機関がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めておかなければならない。</p> <p>また、地方公共団体が長期継続契約として締結できるリース契約の対象は、本年11月を目途に公布される政令で定められている。</p>
z0400045	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	5059	50590045	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	45	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。		<p>独立行政法人が余裕金の運用にあたり信用金庫又は信用金庫連合会への預金を行うには、主務大臣の指定が必要とされている。また、政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされており、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法の改正を要望する。</p>	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400045	総務省	独立行政法人の余裕金の運用 先に係る制限緩和	独立行政法人通 則法第47条第2 号	独立行政法人の余裕金の運用 先は、「銀行その他主務大臣の 指定する金融機関への預金又は 郵便貯金」と規定されており、 主務大臣の指定があれば信用 金庫及び信用金庫協会も余裕 金の運用先になり得るもので あり、一律的な差別的取扱を行 うものではない。	d	-	〔説明〕 独立行政法人の業務上の余裕金 の運用方法については、独立行政 法人通則法(通則法)第47条によ り、「銀行その他主務大臣の指定す る金融機関への預金又は郵便貯 金」等に限定されている。 この規定は、 独立行政法人が公共性の高い 事業を実施していることに鑑み、 安定的に業務運営を行わせる必要 性から、余裕金の運用先を安全資 産に限定するとともに、 具体的な運用先の範囲につい ては、各法人の業務・財務の性格に 応じて決められるよう、通則法で一 律に列挙せず、各法人を監督して いる主務大臣の判断に委ねる との考え方によるものである。 したがって、通則法の改正を行わ なくても、主務大臣の指定があれば 信用金庫と信用金庫連合会を独立 行政法人の余裕金の運用先に加え ることは可能である。 なお、御指摘のあった「政府関係機 関等の余裕金の運用先の拡大」を 行った際には、独立行政法人と同 様に「銀行その他主務大臣の指定 する金融機関への預金又は郵便貯 金」などと規定されている特殊法人 についても、各所管府省は当該規 定の改正を行わず、信用金庫と信 用金庫連合会を追加指定すること により対応している。					
z0400141	総務省	原付二輪車の届出関係事務の 統一とワンストップサービスへの 取り込み	地方税法第447 条第1項及び第 2項、 地方税法施行規 則第16条	自動車保有関係の手続きに関 しては、各地方公共団体の判断 で法に則った制度の運用を行っ ている。	d	-	原動機付自転車の保有に関する 手続については、市町村以外 の行政機関への届出等はなく、 市町村の税担当窓口に対して 軽自動車税に係る申告と課税標 識の交付を一体の手続として一 回で完結するものとなっており、 自動車保有手続に関するワン ストップサービスの対象には含ま れない。(軽自動車税に係る申 告書等は省令様式が定められ、 平成16年4月1日より施行され ている。) また、当省が所管する法令に おいて、自賠責保険の手続に関 して原動機付自転車の廃車及 び標識返納の事実を証明する 書類を求めているものはない。 なお、法制度上、市町村が所 有する原動機付自転車の廃車 及び標識の返納に関する情報 の提供に際して、守秘義務に関 する規定を除き、特定の方法と する規制は存しない。	要望元からの下記意見を踏ま え、具体的な対応策を改めて検 討され、示されたい。「第一次回 答に記載内容の現状であるから こそ、廃車申告等の様式、名称 等が各市町村間で統一されてお らず、原付の自賠責保険の異 動・解約実務に支障をきたす ケースがあるものと認識してい る。要望内容は、このような現状 に鑑み、ワンストップサービスの インフラに市町村を加えること で、原付の自賠責保険の異動・ 解約実務における契約者サー ビスの向上と事務効率化を図り たい、というものである。要望理 由に記載のとおり、直接の窓口が 市町村であっても、実務上の便 宜のために統一を図るとともに、 市町村をネットワークでつなぐこ とは主務官庁により検討可能な 事柄と考える。統一とネットワ ーク化に向けた働きかけを行うよ うお願いしたい。」		d	-	軽自動車税に係る申告書等は 省令様式が定められ、平成16年 4月1日より施行されている。 原動機付自転車の保有に関す る手続については、市町村以外 の行政機関への届出等はなく、 市町村の税担当窓口に対して 軽自動車税に係る申告と課税標 識の交付を一体の手続として一 回で完結するものとなっており、 自動車保有手続に関するワン ストップサービスの対象には含ま れない。 また、特に原動機付自転車に 係る税金に対するコストの割合 も極端に高くなっているなか、市 町村は自賠責保険の重要性に 鑑み、課税事務上必要のない 「廃車申告受付証」をサービスと して交付しているものであり、更 に書式の統一等を要請するこ とはできない。 なお、自賠責保険の手続に関 しては、当省は主務官庁ではな い。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400045	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	5107	51070002	11	農林中央金庫	2	独立行政法人の余裕金の運用にかかる制限緩和	独立行政法人（国立大学法人・水資源機構・福祉医療機構）の余裕金の運用先に「農林中央金庫」を追加指定する。		独立行政法人通則法において、独立行政法人が銀行・郵便貯金・信託業務を営む銀行・または信託会社以外の金融機関で余裕金の運用を行なうためには、主務大臣の指定が必要なことから、農林中央金庫を主務大臣の指定する金融機関に追加することを要望する。	
z0400141	総務省	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	5060	50600005	11	(社)日本損害保険協会	5	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	原付の届出・変更等に関して市町村ごとに差異のある書類の名称や様式、手続きを統一したうえで、届出事項・廃車申告・標識返納などの手続きや証明書類の取り寄せが容易となるよう、ワンストップサービスのインフラに市町村が加われる仕組みを検討して頂きたい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	自賠責保険の異動・解約においては、証明書とともに、異動・解約事由を証明する書類を求めている。原付の場合、登録ではなく、届出市町村ごとに管理されており、様式や請求方法も統一されていないこともあって、転居・移転を伴う場合や契約者が遠方の場合など取り付けに支障を来すことがある。たとえば、廃車による解約では、市町村で「廃車申告受付証」を証拠書類として取り付けているが、名称がことなる場合がある。直接の窓口が市町村であっても、実務上の便宜のために統一を図るとともに、市町村をネットワークでつなぐことは主務官庁により検討可能な事柄と考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400046	総務省	身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免措置申請における運用緩和	地方税法第162条、第454条	自動車税及び軽自動車税は、地方公共団体の条例の定めるところにより、特別な事情がある場合において減免することができる。	e	-	障害者等の自動車税減免措置については、地方分権推進計画に基づき自治事務に係る基準については通知によらないこととされたため、減免通知については平成12年4月1日付で廃止し、現在は、全て各地方公共団体の判断により運用がなされているところ。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。「一生計一減免の考え方に基づいているため、旧車を登録抹消した後、新車登録しないと税の減免措置が受けられないという規制とほぼ同様の規定の運用により、身体障害者等は不便を被っている。これらの規定の運用は、各自治体の判断により運営されていることにより、地域ごとの差が生まれ不公平感を生んでいる。従って、健常者が車両を購入する場合と同様、車両買い替え時の空白期間が無くなるよう新車登録後、旧車登録抹消できるような柔軟な運用を行っている北海道、長野県、東京都と同等の扱いを各地方自治体が採用するよう総務省にお願いしたい。」	e	-	既に回答したとおり障害者等の減免措置に係る通知については、地方分権推進計画に基づいて廃止したところであり、減免措置のあり方やその実施については各地方公共団体の判断に委ねられているところ。
z0400047	総務省	住民の直接請求権の拡大	地方自治法第74条第1項	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。	c		納税は憲法に規定された国民の基本的な義務の一つであり、税制に関する国民の信頼を確保しつつ、必要な税収が確実に確保できるようにするには、納税者間の公平性や税制の安定性を維持することが特に重要である。このため、地方税の賦課徴収に関する条例の制定・改廃については、住民の付託を受けた首長や議員による慎重かつ十分な検討が特に必要となるものであり、引き続き直接請求の対象に含めないことが適当と考えられる。 なお、地方6団体が実施したアンケートでも、この規定の改正に賛同する地方公共団体は少なく、大半の地方公共団体が現行制度の継続を支持している。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400046	総務省	身体障害者等の利用に供する自動車 に対する自動車税・軽自動車税・自動 車取得税の減免措置申請における運用 緩和	5061	50610028	11	社団法人 日本自動車工業会	28	身体障害者等の利用に供する自動車に対す る自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減 免措置申請における運用緩和	一生計一減免の考え方の基本は守るとし て、また税の減免適用を前提として、健常 者が車両を購入する場合と同様、車両買い 替え時の空白期間が無くなるよう、新車登 録後旧車登録抹消できるような柔軟な運用 としていただきたい。	一生計一減免の考え方に基づいているた め、旧車を登録抹消した後新車登録しない と税の減免措置が受けられない。(1都1 道2県は運用で1ヶ月程度の猶予が設けら れている)	税の減免適用を前提として、身体障害者等 が車両を買い換える場合、旧車登録抹消か ら新車登録までの間、車両での移動ができ なくなる。(健常者の場合は代替手段があ るが、身体障害者等では他の手段がない)	・重点要望項目 ・<参考資料>参照
z0400047	総務省	住民の直接請求権の拡大	5062	50620002	11	鳥取県倉吉市	2	住民の直接請求権の拡大	住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等 に関する条例の制定又は改廃を加える。	住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等 に関する条例の制定又は改廃を加える。	地方税の賦課徴収等に関する条例の制定 又は改廃については住民の直接請求の対象 から除外されている。これは昭和23年の 地方自治法の改正により、追加されたもの であるが、今なお法の中で制約されている ということは、現在の住民自治の進展等か ら考えて、時代にそぐわないものであり、 住民の直接請求権に地方税の賦課徴収に 関する条例の制定又は改廃を加えるもので ある。	平成12年4月1日施行の地方分権一括法に よる地方税法改正で法定外目的税が創設さ れ、地方自治体の課税自主権が拡充され た。 国・地方を通じての財政難の中、住民に 受益と負担の意識が芽生え始めている。 国民健康保険料の賦課徴収に関する条例 の制定又は改廃は直接請求の対象となる (昭和41・5行政課決定)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400048	総務省	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制の緩和	危険物の規制に関する政令第18条の2 危険物の規制に関する規則第28条の16 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第32条	移送取扱所の配管は、第三者の敷地等に設置するため、万一災害が発生した場合、その地域に与える影響が大きいことから、安全上の観点から、その設置について禁止又は制限を設けているものである。さらに漏えい等の事故発生率も他の危険物施設と比較して相当に高い実態にあり、工業用地域であるからといって危険性が低減されるものではない。 また、上記理由により一般の危険物配管以上に保安措置を講じていることから、一般の危険物配管と同等の規制とすることもできない。 なお、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備、以下同じ。)が次の各号に掲げる要件に適合するものは、移送取扱所に該当しないものであることを申し添える。 1 危険物の送り出し施設から受入れ施設までの配管が一の道路又は第三者(危険物の送り出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限り、以下同じ。)の敷地を通過するもので、次の要件の(1)又は(2)を満足するもの (1) 道路にあつては、配管が横断するものであること。 (2) 第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過する配管の長さが概ね100メートル以下のものであること。 2 危険物の送り出し施設又は受入れ施設が棧橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第一石油類を移送する配管の内径が300ミリメートル以上のものを除く。)の長さが概ね30メートル以下のもの 3 1及び2の要件をみたますもの	シ	-	移送取扱所の配管は、第三者の敷地等に設置するため、万一災害が発生した場合、その地域に与える影響が大きいことから、安全上、技術上、環境保全上等の理由により、その設置について禁止又は制限場所が設けられている。	コンビナート地区の事業所の大部分は移送取扱所となっており、工場全体を流出油防止堤で囲んでいる。したがって、事業所内での事故(漏洩)が発生したとしても、外部に流出する危険性は少なく、一般危険物配管と同様の取扱いが可能である。 (例) A(移送取扱所) - B(移送取扱所:通過300メートル) - A事業所のような場合では一般危険物配管と同等の規制で問題ないと考える。また、棧橋配管の場合には、海上への漏洩が問題となるが、そのような場合でも海上部分のみを移送取扱所とし、陸上部分(流出油防止堤内)は一般危険物配管としても問題ないと考えられる。配管長・径についても、流出油防止堤内であれば適用除外としても問題ないと考えられるため、これらをふまえ、改めて実施に向けた具体策を検討され、示されたい。		シ	-	前回回答のとおり、移送取扱所の配管は、第三者の敷地等に設置するため、万一災害が発生した場合、その地域に与える影響が大きいことから、安全上の観点から、その設置について禁止又は制限を設けているものである。さらに漏えい等の事故発生率も他の危険物施設と比較して相当に高い実態にあり、工業用地域であるからといって危険性が低減されるものではなく、危険物を扱うことのできる工業地域において漏えいした危険物による火災が発生した場合には甚大な被害を生じる潜在的危険性を有している。また、防止堤は危険物の漏えい範囲を局域化するものであり、漏えい防止あるいは漏えいした危険物の出火抑制に寄与するものではなく、防止堤内であっても危険物の漏えいを許容することはできない。
z0400049	総務省	屋外タンク貯蔵所の底板板厚の維持管理の緩和	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号	旧法タンク、新法タンクの区分に応じ、必要とされる板厚を定めている。	シ	-	本要望にあるタンクは、昭和52年以前に設置され現行基準に適合しない、いわゆる旧法タンクであると思慮するが、旧法タンクの底板板厚は3.2mm以上(新基準に適合するタンクにあつては、併せて6年改正規則にある保有水平耐力の規定を満たす厚さ以上)であれば法令上は「技術上の基準に適合している」こととなる。ただし、検査時において板厚測定値が90%以下であった箇所(周囲半径300mmの範囲の平均板厚が80%以下又は次回開放時に4.5mm未満となる)が予測される場合には、当該箇所において相当の局部腐食が進行していると認められることから、補修を指導しているところである。			シ	-	要望内容は「最低板厚または安全性評価(技術援助)をした値以下にならないように管理することとして、採用板厚の80%の項目を削除する」であり、この点についての具体的な対応策を検討され、示されたい。 前回回答のとおり、旧法タンクの底板板厚は3.2mm以上(新基準に適合するタンクにあつては、併せて6年改正規則にある保有水平耐力の規定を満たす厚さ以上)であれば法令上は「技術上の基準に適合している」こととなる。ただし、検査時において板厚測定値が90%以下であった箇所(周囲半径300mmの範囲を概ね30mm間隔で測定し、平均板厚が80%以下又は次回開放時に4.5mm未満となる)が予測される場合には、当該箇所において相当の局部腐食が進行していると認められることから、補修を指導しているところであり、30mm間隔の測定値平均が80%以下となるということは、局部腐食による孔食の危険性が非常に高いことから、補修を指導しているものである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400048	総務省	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制の緩和	5067	50670002	11	石油化学工業協会	2	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制の緩和	<p>石災法の適用を受けているコンビナート内の事業所に対しては、消防法に基づく規制の緩和を要望する。過去からの提案に対して、消防庁の意見は「第三者の敷地等に設置するため、災害発生時にその地域に与える影響が大きい」として、規制緩和は認められないとのことである。しかしながら、コンビナート地域は第三者用地とは言っても工業専用地域、或は、企業内用地であり、一般の地域をパイプラインが通過している訳ではない。競争力強化の切り札として進められているコンビナートルネッサンス計画では原料・製品等の企業間の連絡配管の敷設が必要となってくるが、現状では保有空地・保安距離の問題から、配管の敷設が制限されてしまう。</p> <p>対象を、工業専用地域内の石油コンビナート指定地区（例えば京葉臨海工業地域）の内の企業間及び棧橋と入出荷施設間の危険物配管とする。</p> <p>対象配管についての保有空地・保安距離については、一般の危険物配管と同等の規制とする。その他、安全対策として緊急遮断弁の設置など、危険物の規制に関する規則に示されている「移送取扱所の技術上の基準」に基づく対応をとる。</p>	<p>コンビナート事業所は通常工業専用地域に設置されているにもかかわらず、また、石災法による規制を受けているにもかかわらず、移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、一般事業所と同様に個別法である消防法や石油パイプライン事業法の基準に準じて厳しく定められて過大な規制になっている。また、高圧ガス配管（導管）との間には保安距離規制も適用され二重の規制となっている。このため、円滑な事業計画が阻害され、国際競争上の不利益を受けている。</p>	<p>コンビナート地域では、事業所間移送のための危険物や高圧ガス各種配管が多数敷設されている。また、コンビナート内の各企業の国際的競争力強化のためには、1企業で合理化を目指すことは殆ど不可能となっており、コンビナート全体での対応が不可欠となってきている。このため、コンビナートルネッサンス計画が進められているが、現状では、隣接以外の事業所間での危険物配管は移送取扱所となり、保安距離等の問題で配管の敷設ができなくなり、計画が成り立たなくなることも考えられる。</p> <p>なお、石油コンビナート地域事業所間の配管は、敷設場所が通常限定されており、保安管理のためのパトロールも効率的に実施されている。</p> <p>一方、棧橋との間の配管については、漏洩時の拡散防止のための防油堤の設置など移送取扱所の基準を満たすことで保安は確保できる。</p> <p>したがって、コンビナート地域の移送取扱所配管の保有空地・保安距離については規制緩和を実施してもらいたい。</p>	
z0400049	総務省	屋外タンク貯蔵所の底板板厚の維持管理の緩和	5067	50670007	11	石油化学工業協会	7	屋外タンク貯蔵所の底板板厚の維持管理の緩和	<p>最低板厚または安全性評価（技術援助）をした値以下にならないように管理することとして、採用板厚の80%の項目を削除する。</p>	<p>貯槽の底板板厚は、設計（使用）板厚の80%又は次回開放時に最低板厚が維持できる板厚のいずれか厚い板厚以上を維持する必要がある。</p>	<p>採用板厚を9tとすると、維持すべき板厚は、9t×0.8=7.2tとなる。ところが板厚に余裕をみて12tを採用すると、維持すべき板厚は9.6tとなる。その差は2.4tであり補修のタイミングとして20年以上の差となり、コスト増になるし、かつ不合理である。</p> <p>実例として、5000KL（1970年6月設置）、3000KL（1974年5月設置）の両タンクについて、上記理由によりそれぞれ底板12枚、7枚を取り替えた。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400050	総務省	危険物施設の安全弁点検周期の延長	消防法第14条の3の2 危険物の規制に関する規則第62条の4 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」平成3年5月28日消防庁通知消防危第48号	消防法第14条の3の2により定期点検を行わなければならない危険物施設は、1年に1回以上点検を行っている。	c	-	定期点検は危険物施設の安全のため、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していることを点検するもので、特定の製造所等の所有者等に対し義務を課しているものであり、安全弁については原則として作動確認により1年に1回以上機能の適否を点検する必要がある。		安全弁については、高圧ガス、ボイラー一圧、危険物において、点検に関する差異はない。従って、連続運転が認められた設備の安全弁の点検については、他の保安関係法規と同等にできると考えられ、要望事項について改めて検討され、示されたい。	c	-	危険物施設の危険物取扱者等自らが行う定期点検は、安全確保ため、自らの施設が適切に維持されていることを確認するために1年に1回以上行うものであり、安全弁についても機能の適否について確かめる必要がある。
z0400051	財務省、総務省、国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	-	船舶に係る固定資産税は、当該船舶の停泊の状況等一定の条件によって、各港湾の所在する市町村に配分(さらに、港湾が2以上の市町村に渡る場合は、停泊の状況や港湾費の額等で配分)され、配分を受けた市町村が課税徴収している。 なお、既に各種船舶について固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f		単に税の減免や特例措置を求めるものである。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400050	総務省	危険物施設の安全弁点検周期の延長	5067	50670008	11	石油化学工業協会	8	危険物施設の安全弁点検周期の延長	安全弁開放点検周期は4年に変更する。	消防法の危険物関係通達において、一律に危険物施設の安全弁開放点検（作動確認）は毎年行うことと定めている。	1. 毎年の開放検査で内部の汚れの発生はなく、開放点検周期を4年に延長しても問題はない。 2. 高圧ガス保安法、および労働安全衛生法のボイラー・圧容器の認定取得プラントにおいて安全弁開放点検周期は既に4年迄認められており、危険物についても問題がない。 3. 安全の担保 危険物施設の日常パトロールおよび定期点検（1/Y）時に外観検査で異常の有無を確認できる。異常の発生があれば、開放点検し、整備することができる。	
z0400051	財務省、総務省、国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5076	50760001	11	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税（とん税、特別とん税、船舶固定資産税）並びに諸料金（入港料、公共岸壁使用料等）の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度の適正化を図ること。		外航船はわが国港湾への入港毎に港湾関係諸税である「とん税」、「特別とん税」、「固定資産税」（固定資産税は日本籍船のみに負担）を負担している。このうち、とん税は諸外国ではその徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確であるが、わが国では、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不明確である。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米国などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていない。さらに、「入港料」などの港湾諸料金も負担しており、港湾入港に伴う経費は著しく割高で、わが国港湾の国際競争力喪失の一因となっているので、徴収の目的ならびに考え方を整理し、諸外国と水準が同等となるよう制度を適正にすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400052	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	地方自治法第234条	地方公共団体の公金については、法令で特別の定めがない限り、私人に公金の取扱いを委任することができない。	c		私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方公共団体が直接徴収又は収納するよりもコストの軽減等が図られ、より経済性が発揮できるようなものである必要があると考えている。学校給食費に関して上記のようなメリットは想定できない。		回答では、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方公共団体が直接徴収又は収納するよりもコストの軽減等が図られ、より経済性が発揮できるようなものである必要があると考えており、学校給食費に関して上記のようなメリットは想定できないとして、対応不可とされているが、メリットがあるかどうかは各地方公共団体の実状によって異なると考えられ、実際に歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託するかどうかの判断は、各地方公共団体に任せるべきものであると考える。この点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策及び実施時期を検討され、示されたい。	d		地方自治法第243条の規定においては、原則として地方公共団体が公金を取り扱うこととされており、例外として、同条においては、個別法令に特別の定めを設けているものであれば、当該歳入についてその徴収又は収納の事務を私人に委託することができることとされている。 したがって、学校給食費の私人への徴収又は収納事務の委託については、その性格等に応じ、学校給食費の徴収の根拠を定めている学校給食法を所管する文部科学省における検討を踏まえて対応すべきものである。
z0400053	総務省	指定業者登録様式の統一化	地方自治法施行令第167条の1	普通地方公共団体の長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。	c		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。そのため、登録の様式が地方公共団体ごとに異なるのは当然であり、国が制度として地方公共団体における様式の統一化等を行うことは適切ではない		入札に対する基準については、貴省回答にある事業の内容や地域の実情を踏まえるべきものであることも理解できるが、一方で共通化できる部分も多数あり、事業の効率化を考慮すると共通化する方向も検討すべきと考える。事業の効率化の観点から、ベース部分の共通化に向けた雛型・フォーマット化やガイドラインの明示に関する対応を改めて検討をされ、示されたい。	c		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間で登録情報の共有化や基準の共通化等を自主的に行うのは望ましいことではあるが、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものと考え

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400052	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	5077	50770001	11	石狩市	1	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託できる項目として「学校給食費」を新たに追加する。	当市では現在、市が事業主体となって学校給食を実施しており、全業務のうち、食材購入、調理業務、施設維持・管理、配膳業務を民間事業者に一括委託しているが、さらに「学校給食費」を徴収、収納させ全部委託にすることによって、民間活力を活かす幅がさらに広がり、創意工夫が図れるとともに、市としても一層のアウトソーシングが期待できる。	現施行令では、使用料、手数料、賃貸料、貸付金の元利償還金、前提条件を満たした地方税のみが私人に徴収又は収納の事務を委託できる歳入としているが、「学校給食費」についても、民間活力による創意工夫で、市財政の改善が期待でき、結果として住民の便益の増進に寄与すると認められるため。 なお、前回の提案では、「諸収入」を新たな追加項目としたが、諸収入の中には過料等も含まれることを踏まえ、「当該収入の性質等を勘案し適宜検討することとした」との回答を得ていた。	
z0400053	総務省	指定業者登録様式の統一化	5086	50860041	11	社団法人リース事業協会	41	指定業者登録様式の統一化	地方自治体等への指名業者登録に関し、様式の統一性が無く、登録を行う際、その都度、登録を行う自治体等から所定の申込書を購入しなければならない。業務効率化を図るために登録様式を統一化すること。		各地方自治体の様式はそれぞれ異なっているが、記載内容に大きな差異がない。様式統一化により、登録に係る事務効率化が図れる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400054	総務省	危険物取扱者免状所有者の法定保安講習周期延長	消防法第13条の23 危険物の規制に関する規則第58条の14	危険物取扱者は3年ごとに講習を受けなければならない。	c	-	危険物施設における火災等事故は近年増加しており、昨年は過去最悪の発生件数となっている。しかもその原因は人的要因によるものが依然として多く、危険物取扱者はこれら事故情報等を的確に把握して取扱いにあたることが重要であり、少なくとも3年おきに講習を受けなければ十分な安全管理を行うことができない。 また、急速な科学技術の発展への対応や最新の事故事例、法令改正の講習を適時に受けるには少なくとも3年おきの講習が必要である。		高圧ガス保安係員の講習周期が5年に変更されていることを踏まえ、危険物取扱者免状所有者の講習周期が「3年」と「5年」の間で、安全性にどの程度の差があるとお考えか、具体的に示されたい。	c	-	昨今増加傾向にある危険物施設の事故発生原因のうち、人的要因による割合が火災事故約6割、漏えい事故約5割を占めている。 また、人的要因以外の物的要因である腐食等劣化・故障・施行不良等を危険物取扱者が早期に把握し、適切な措置を行うことが、事故の発生及び拡大を防止するために必要不可欠である。保安講習では、最新の事故事例及び法令改正の解説による保安情報の周知徹底はもとより、各事業所による自主保安体制及び事故時の措置等についても周知徹底するものであり、危険物施設における事故がきわめて増加傾向にある中、人的要因に起因する事故を減少させていくためにも、保安講習の周期を延長することは適当ではない。
z0400055	経済産業省、厚生労働省、環境省、総務省、国土交通省	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	消防法	化学物質の名称にCAS番号の併記は義務付けていない。	c	-	危険物の運搬容器等には化学名等を表示することとされており、法令上の目的を十分達しているが、CAS番号を併記することを妨げるものではない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400054	総務省	危険物取扱者免状所有者の法定保安講習周期延長	5089	50890001	11	社団法人 日本化学工業協会	1	危険物取扱者免状所有者の法定保安講習周期延長	保安監督者等の現行3年毎の保安講習を5年に変更		高圧ガス保安法での高圧ガス保安係員講習は3年毎から5年毎に変更されているが、大きな問題は発生していない。危険物についても同様に周期延長してほしい。	
z0400055	経済産業省、厚生労働省、環境省、総務省、国土交通省	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	5089	50890004	11	社団法人 日本化学工業協会	4	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	法律に規制されているリスト等に掲載されている化学物質の名称に必ずCAS番号を併記すること。対象の法律は化学物質名称を記載されている全ての法律である。	CAS番号併記により、化学物質の調査と検索が容易になり、調査時間の短縮とともに間違いが少なくなる。社内で化学物質一覧表等を作成し管理する場合、CAS番号を付与することで管理がし易く、間違いが少なくなる。	化学物質の名称表記は数文字の短い物質を除き1通りではなく幾つもある場合が多い。現在は化学物質名称だけで照合しており、化学物質の同定等の調査に長時間を要する上に間違いも発生している。他社も同じで、CAS番号併記ではないため調査・検索に苦労している。IT時代にCAS番号での検索は必須である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400056	総務省	緊急通報機関(119)への接続にかかるとシステム・対応の統一化	電気通信番号規則 別表第二 第5欄	0AB～J番号の指定においては、緊急通報実現が要件となっており、申請書等により緊急機関への接続を確認	b	(連絡会の開催)	0AB～J番号を利用した電話事業者と消防本部との119番接続を円滑に実施するために、消防庁、総合通信基盤局、消防関係機関、電話事業者からなる連絡会を、16年度中に消防庁に設置する。連絡会では、消防機関の窓口、情報通信審議会(緊急通報機能等高度化委員会)の答申を踏まえた受信システムの基本仕様、電話事業者接続要請に基づいた消防本部における基本的な接続手順、設備等にかかる責任の範囲と費用負担について調整する。		要望は、緊急通報機関(特に消防機関)について、電気通信事業者からの要望受付窓口の全国化、緊急通報システムの統一化、電気通信事業者から要請があった場合の接続義務化、接続にかかる費用負担方法の統一化の実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	(連絡会の開催)	0AB～J番号を利用した電話事業者と消防本部との119番接続を円滑に実施するために、消防庁、総合通信基盤局、消防関係機関、電話事業者からなる連絡会を、消防庁に設置している。連絡会では、消防機関の窓口、情報通信審議会(緊急通報機能等高度化委員会)の答申を踏まえた受信システムの基本仕様、電話事業者接続要請に基づいた消防本部における基本的な接続手順、設備等にかかる責任の範囲と費用負担について調整する。 国民の安全・安心を確保するためには、緊急通報機関(119)へ接続について早急に調整する必要があることから、日本テレコムも参加した連絡会において要望事項について検討中である。
z0400056	総務省	緊急通報機関(119)への接続にかかるとシステム・対応の統一化	電気通信番号規則 別表第二 第5欄	0AB～J番号の指定においては、緊急通報実現が要件となっており、申請書等により緊急機関への接続を確認	b	(連絡会の開催)	0AB～J番号を利用した電話サービス事業者と消防本部との119番接続を円滑に実施するために、消防庁、総合通信基盤局、消防関係機関、電話事業者からなる連絡会を、16年度中に消防庁に設置する。連絡会では、消防機関に関する情報の提供や、これらに変更された場合の情報共有の方法について調整する。		要望は、緊急通報(119番)機能の設置に関する情報を一元的に管理し、通信事業者に提供することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	(連絡会の開催)	0AB～J番号を利用した電話サービス事業者と消防本部との119番接続を円滑に実施するために、消防庁、総合通信基盤局、消防関係機関、電話事業者からなる連絡会を、消防庁に設置している。連絡会では、消防機関に関する情報の提供や、これらに変更された場合の情報共有の方法について調整する。 国民の安全・安心を確保するためには、緊急通報機関(119)へ接続について早急に調整する必要があることから、ソフトバンクBB株式会社も参加した連絡会において要望事項について検討中である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400056	総務省	緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化	5091	50910001	11	日本テレコム株式会社	1	緊急通報機関への接続にかかるシステム・対応の統一化	緊急通報機関(特に消防機関)について、電気通信事業者からの要望受付窓口の全国化、緊急通報システムの統一化、電気通信事業者から要請があった場合の接続義務化、接続にかかる費用負担方法の統一化を要望します。	N T T東西の交換機を利用しない直収電話サービスの提供を準備中(本年12月よりサービス開始予定)	0 A B ~ J 番号を利用した電話サービスを提供するにあたっては、緊急通報機関への接続が法令上の義務となっている。このため、サービス提供事業者は緊急通報機関との接続が必要となるが、下記の状況により準備に多大な労力・費用を要する。このため、緊急通報機関への接続が円滑に行われず、新規参入事業者にとって参入障壁の一つとなっている。 具体的事例：全国の消防本部と個別に協議及び契約を行う必要がある。各消防本部により利用するシステムが異なり、複数の方式に対応する必要がある。消防本部によっては、N T T東西以外の事業者からの接続に消極的である、接続に関する費用負担について消防本部により考え方が異なる。	
z0400056	総務省	緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化	5108	51080001	11	ソフトバンクBB株式会社	1	緊急通報(119番)機能の設置に関する情報の一元管理	緊急通報(119番)機能の設置に関する次の情報を一元的に管理し、通信事業者に提供していただきたい。例えば消防庁が情報を一元的に管理し、通信事業者からの照会に応える部署を設ける等していただきたい。 1. 折衝担当部署の名称、住所、電話番号、ファックス番号 2. 全国の緊急通報先となる消防機関ごとの管轄エリア 3. これらに変更された場合の変更情報		通信事業者が0AB-J番号を使ったサービスを提供する為には、法令(電気通信番号規則 別表第二(第15条第2項関係))により緊急通報への対応を義務付けられている。現在、緊急通報(119番)機能を設置するためには、通信事業者は消防機関(消防本部・分署・消防団)との間で個別に折衝を行わなければならない状況にある。その際、消防機関ごとの折衝担当部署、管轄エリア、およびそれらに変更された場合の変更情報を、全国の約1,300の消防機関について個別に把握する必要があるため、通信事業者にとって多大な労力と費用の負担となっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400056	総務省	緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化	電気通信番号規則 別表第二 第5欄	0AB～J番号の指定においては、緊急通報実現が要件となっており、申請書等により緊急機関への接続を確認	b	(連絡会の開催)	0AB～J番号を利用した電話事業者と消防本部との119番接続を円滑に実施するために、消防庁、総合通信基盤局、消防関係機関、電話事業者からなる連絡会を、16年度中に消防庁に設置する。連絡会において、費用負担、119番通報の受信回線種別、電話事業者と消防本部との119番接続に関する具体的な手順を調整する。		要望は、通信事業者との間で緊急通報(119番)機能を設置するための消防機関における統一基準を国のルールとして整備することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	(連絡会の開催)	0AB～J番号を利用した電話事業者と消防本部との119番接続を円滑に実施するために、消防庁、総合通信基盤局、消防関係機関、電話事業者からなる連絡会を、消防庁に設置する。連絡会において、費用負担、119番通報の受信回線種別、電話事業者と消防本部との119番接続に関する具体的な手順を調整する。 国民の安全・安心を確保するためには、緊急通報機関(119)へ接続について早急に調整する必要があることから、ソフトバンクBB株式会社も参加した連絡会において要望事項について検討中である。
z0400057	総務省(法務省)	プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求制度の改善	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条	1 プロバイダ責任制限法第4条においては、開示関係役務提供者が同条第1項の開示請求に応じないことにより生じた損害については、自己が発信者である場合を除き、故意又は重大な過失がある場合でなければ、損害賠償責任を負わない旨の免責規定が設けられている(第4項)。 2 一方、開示関係役務提供者が開示請求に応じた場合で、その後、当該判断が誤っていたことが明らかになった場合、開示関係役務提供者は発信者に対し、損害賠償責任を負う可能性がある。 3 現行法では、開示関係役務提供者が、侵害情報の流通により当該開示を請求する者の権利が侵害されたことが明らかであるか否か、当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか否かの各点についての判断を行うものとされている。 4 したがって、開示関係役務提供者は、上記各点について	c	発信者情報は、憲法第21条第2項を受けて電気通信事業法に規定されている通信の秘密として保護されるべき情報であり、また、当該情報の開示は、発信者のプライバシーや表現の自由という重大な権利利益に関する問題である。さらに、その性質上、いったん開示されてしまうとその原状回復は不可能であるため、裁判所の判断に基づく場合以外に開示を行うケースは例外的なものになると認識している。 発信者情報開示請求においては、実質的な利害を有しているのは請求者と発信者であるが、発信者の匿名性が維持されたままでの手続参加が認められない裁判制度の枠組みにおいては、開示関係役務提供者を通じて、請求者の権利実現及び発信者の手続保障を図ることが不可欠である。 プロバイダ責任制限法第4条第4項において、開示関係役務提供者が裁判外の開示請求に応じなかったことによる責任を負う場合、故意又は重大な過失がある場合に制限しており、また、今後、発信者情報開示請求訴訟に係る判例が蓄積されることにより、発信者情報開示の是非の判断が容易になっていくことが期待される。 発信者情報開示は、発信者の有するプライバシーや表現の自由という、憲法にその根拠を有する利益をどのような場合に制限できるかという点を判断するものである以上、非公開であり、かつ対審手続が採られない非訟手続によって開示の是非を決定するのは、裁判を受ける権利の保障との関係で憲法上の疑義があるといわざるを得ない。		回答では、開示関係役務提供者を通じて、請求者の権利実現及び発信者の手続保障を図ることが不可欠である理由に、「発信者の匿名性が維持されたままでの手続参加が認められない裁判制度の枠組み」を挙げ、裁判制度を所与のものとして扱われている点を踏まえ、裁判制度の枠組みそのものを含めた見直しを改めて検討され、示されたい。 また、現行の発信者開示請求制度を維持するのであれば、開示関係役務提供者の判断で発信者情報を開示した場合における免責規定の創設についても必要と考えられる。この点について、検討され、示されたい。	c	について (1) 特定電気通信役務提供者(以下「役務提供者」といふ)の応訴負担を軽減する観点から、原告を開示請求者、発信者を原告のまま被告とする発信者情報開示請求訴訟を創設することが考えられるが問題となる。しかしながら、そもそも民事訴訟手続は、相対する私人間の紛争を解決するために利用するものであって、誰と誰との間のどのような紛争について解決を求めるかを特定することは、訴訟手続を利用する原告の義務であり、このことは、上記の民事訴訟の機能から導き出される基本的な原則である。 また、実質的にも、当事者能力をはじめとして管轄、除斥、忌避などは当事者を基準として決定されるし、各種の訴訟行為の主体たる地位も当事者に認められており、そして判決の効力も当事者に及ぶが原則であり、当事者が誰であるかを確定することなくして訴訟手続を進め、あるいは判決の効力を考えることはできない。 しかるに、原告において被告を特定せずに訴訟進行を進めるのは、上記の民事訴訟の基本原則に反することになる(なお、原告において被告を特定することができるのであれば、そもそも訴訟の必要性はないので、発信者を被告とする訴訟の在り方が自体が不合理なものであるということができる)。 (2) 以上の点を踏まえて、前回の回答では、役務提供者を被告とせざるを得ない旨の回答をしたものであり、「発信者の匿名性が維持されたままでの手続参加が認められない裁判制度の枠組み」を見直すことは、民事訴訟の基本原則に反し、困難である。 について 開示関係役務提供者の判断で発信者情報を開示した場合における免責規定の創設が、開示の請求に応じたことにより発信者が生じた損害については故意又は重大な過失がある場合でなければ賠償の責めに任じないという趣旨の規定の創設を意味する。この前提をお答えする。発信者情報は、前回の回答にあるとおり、憲法第21条第2項を受けて電気通信事業法に規定されている通信の秘密として保護されるべき情報であり、また、当該情報の開示は発信者のプライバシーや表現の自由という重大な権利利益に関する問題である。そして、いったん開示されてしまうとその原状回復は不可能である。それゆえ、開示関係役務提供者は裁判外での開示請求について、慎重に対応することを要されている。それにもかかわらず、裁判外での開示請求に応じたことによつて生じた損害賠償の責任を原告の一般原則に従って開示関係役務提供者に帰するのは酷であるといえる。そこで、現行法においては、開示関係に、開示の請求に応じたことにより発信者が生じた損害については故意以上の点から、ご指摘のような免責規定を導入することは適切ではない		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400056	総務省	緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化	5108	51080002	11	ソフトバンクBB株式会社	2	通信事業者との間で緊急通報(119番)機能を設置する際の消防機関における統一基準の作成	次の事項について、通信事業者との間で緊急通報(119番)機能を設置するための消防機関における統一基準を国のルールとして整備していただきたい。 1. 通信事業者と消防機関の間の費用負担 2. 使用する回線種別 3. 必要書類と様式		通信事業者がOAB-J番号を使ったサービスを提供する為には、法令(電気通信番号規則 別表第二(第15条第2項関係))により緊急通報への対応を義務付けられている。現在、緊急通報(119番)機能を設置するために、通信事業者は消防機関(消防本部・分署・消防団)との間で個別に折衝を行わなければならないが、次に示す事項について 合意基準や、授受すべき書類の形式等が消防機関によって異なっており、また場合によってはこれらが定められていない場合がある。 1. 通信事業者と消防機関の間の費用負担をどうするか(消防機関建物内のMDF(配線架)から内部は消防機関の資産設備となるため、消防機関が費用負担することが原則であると考えが、現実には通信事業者が負担することが多い) 2. 緊急通報(119番)用の回線として、アナログ専用線とするのか、既設のINS回線とするのか、緊急通報用INS回線とするのか 3. 通信事業者から消防機関への緊急通報機能設置の申入書や合意書の書類の要否および様式 そのため、一消防機関ごとに5~10回の交渉が必要となり、交渉の開始から運用の開始までに半年ないし一年の長期間を要している。これを全国約1,300箇所の消防機関と行うため、通信事業者にとって多大な労力と費用の負担となっている。	
z0400057	総務省(法務省)	プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求制度の改善	5094	50940002	11	ソニー株式会社	2	プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求制度の改善	プロバイダ責任制限法に基づいて、開示請求者が発信者情報の開示請求を行なう場合、裁判所の許可を得た上で開示関係役員提供者に発信者情報の開示請求を行なうなど、同法第4条第1項の法定要件を満たすか否かの判断を開示関係役員提供者に課さない発信者情報開示請求制度に改められたい。		特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示請求が行われた場合、その都度、役務提供者は自ら、発信者情報の権利侵害の明白性、開示すべき正当事由の有無について判断せざるを得ない。この判断は憲法で保障された発信者の表現の自由やプライバシーという、重大な権利利益に関する問題である。いったん開示されてしまうと原状回復は不可能である。したがって裁判所の判断を得ずに一企業の独断で開示・非開示の決定を行うことは困難であるといわざるを得ない。(仮に役務提供者の判断で開示をし、後に裁判でその判断が誤りであったとされた場合、役務提供者は損害賠償責任を負わねばならない。免責規定なし。) その為、免責規定が設けられているという消極的な理由から、役務提供者は発信者情報の非開示を選択することになるが、当然に要求を満たされない開示請求者によって、発信者情報の開示を求める裁判が提起されることになる。役務提供者は被告となるが、裁判上何の反論もできず、ただ形式的に裁判に参加することになる(情報が発信された事実を知っているのみで、上記の要件については当事者間の問題であり、役務提供者にとっては不知)。 このように、個人の表現の自由に直接影響を及ぼす判断をせざるを得ない点、仮に役務提供者の判断で開示をした場合に免責されない点、紛争の当事者ではない役務提供者が過度の応訴負担を負う点などに鑑みると、上記の要件を満たしているかどうかの判断を役務提供者に課さない制度に改められることが切望される。 その例として例えば、開示請求者が非訟事件手続きなどの簡便な方法による裁判所の許可を得た上で、役務提供者に対し開示請求を行うなどの制度を設けることが考えられる。(この場合、裁判所において上記の判断がされ許可されている為、役務提供者が発信者情報を開示したことによる賠償の責めは負わないと推論される) 役務提供者に作為義務が生ずるのか否かが明確でなかった状況の中で、プロバイダ責任制限法の立法化により、役務提供者の作為・不作為義務にかかる一定の指針が与えられたことは評価されるが、一方で、上記の法定要件をあらかじめ裁判所で判断しない限り、迅速な開示要求に積極的に応じていくことは困難であり、プロバイダ責任制限法の立法趣旨にもそぐわないものと考えられる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400058	総務省	2400MHz帯小電力データ通信システム(Bluetooth)の完全相互認証の実現	相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定、電波法第38条の6第1項、第38条の24、第38条の31第1項	国内で使用される無線設備については、外国で製造される無線設備についても、国内法に規定する技術基準を満たすものであれば、認証を受けることができる。	d	-	無線設備の技術基準は、各国・各地域ごとに、電波事情等を勘案してそれぞれ定められていることから、国内で使用する際には、国内電波法に規定する技術基準を満たすことを確認する必要があるところ、Bluetoothが搭載されている無線設備についても同様である。 2400MHz帯小電力データ通信システム(Bluetoothが搭載されている無線設備を含む。)等の特定無線設備については、国内の電波法に規定する技術基準に適合しているものであれば、国内で認証を受けずとも、欧州等のMRAを締結している国において、MRAに基づく外国の適合性評価機関による認証を受けることにより、また、MRAを締結していない国においても、国内電波法に基づく外国の承認証明機関による認証を受けることにより、いずれの場合においても、当該無線設備を国内において使用することが可能である。 なお、無線設備については、規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)において、「輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する」こととされているところである。					
z0400059	総務省	小電力データ通信システムの無線局における、占有周波数帯幅の許容値の緩和	無線設備規則第六条、無線設備規則第四十九条の二十第一号、第三号、無線設備規則別表第二号第30	小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値について、2.4GHz帯の周波数の電波を使用するものは26MHz以下、5GHz帯の周波数の電波を使用するものは18MHz以下と規定している。	b		小電力データ通信システムについて、2.4GHz帯の周波数を使用するものは、無線LANをはじめ、移動体識別(構内無線局)等、既に幅広い分野で普及しており、無線LANの占有周波数を広帯域化した場合には、これらの設備の利用に影響を与える恐れがある。また、5GHz帯の周波数を使用するもの(無線LAN)は、情報通信審議会5GHz帯無線アクセスシステム委員会からの報告(諮問第2014号 平成16年11月29日)にあるとおり、現在IEEEで標準化が検討されているシステム(802.11n)への対応については、今後の課題の一つとされているところである。このため、本システムの占有周波数帯幅を広帯域化することにより高速化を実現する技術の導入にあたっては、国際的な標準化動向を踏まえること、他、周波数の効率的利用、既存システムとの共用など技術的妥当性を考慮することが必要であり、関係者を含めた慎重な検討を行っていく所存。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
z0400058	総務省	2400MHz帯小電力データ通信システム (Bluetooth)の完全相互認証の実現	5094	50940003	11	ソニー株式会社	3	2400MHz帯小電力データ通信システム (Bluetooth)の完全相互認証の実現			各国、各地域のいずれかで認証を取得すれば、他でそれが転用できるように、完全な相互認証を実現してもらいたい。	Bluetoothはほとんどの国、地域で同一周波数、同一規格で運用されているデータ通信システムである。しかし各国、各地域で認証方法の統一がなされていないため、同じ製品（搭載されているBluetoothも同じ仕様）にもかかわらず個別に認証取得する必要があるが生じている。 要望が実現によりコストが低減でき、Bluetooth製品の普及にもつなげることが可能となる。	
z0400059	総務省	小電力データ通信システムの無線局における、占有周波数帯幅の許容値の緩和	5094	50940004	11	ソニー株式会社	4	小電力データ通信システムの無線局における、占有周波数帯幅の許容値の緩和	占有周波数帯幅の許容値を下記のように緩和すべき。 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム OFDM、DS : 40MHz 5GHz帯小電力データ通信システム 40MHz		無線LANシステム（小電力データ通信システムの無線局）における技術基準において占有周波数帯幅の許容値が下記のように定められている。 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム OFDM、DS : 26MHz 5GHz帯小電力データ通信システム 18MHz 占有周波数帯幅の許容値が上述のように1チャンネル相当分に制限されているため、通信速度の高速化が図れない。また例えば諸外国には、米国等既に2チャンネル使用が認められ高速化通信が実用化されている国もある。要望が実現されることで高速化が図れると共に、次世代の規格（IEEE802.11nなど）にも道を開くものだと考えられる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400060	総務省	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証の廃止もしくは認証番号変更の廃止	電波法第2条第4号、第38条の6第1項、第38条の7第1項、第38条の24第1項、第38条の26、第38条の31第1項、第4項及び第6項 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第8条第1項、第20条、第27条、第36条	技術基準適合証明等を受けた無線設備について、変更の工事がなされた場合は、その変更前の認証等の効力を有しない。 また、技術基準適合証明等により表示が付された無線設備については、免許不要等の特例を受けることができる。	d	-	特定無線設備については、技術基準適合証明等を受けることにより、免許を要しない等の特例措置を受けることができるが、無線設備の変更の工事がなされた場合、変更の工事後の無線設備が技術基準に適合しているか否かを確認するため、再度、技術基準適合証明等を受ける必要がある。 今回の要望は、ノートPC内蔵の無線LANに係る一定の基準を満たす空中線の追加に係るものと認識しており、当初の認証の際に想定されていなかった空中線について、技術基準への適合性が確認できないことから、改めて認証を行うことが必要であるが、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて当初に認証を受けることにより、再度の認証を不要とすることが可能であり、番号についても、これを変更することなく付すことが可能である。					
z0400061	総務省	小電力データ通信システムの無線局における認証番号の表示の廃止	電波法第38条の7第1項、第38条の26、第38条の31第4項及び第6項 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第8条第1項、第20条、第27条、第36条	技術基準適合証明等により表示が付された無線設備については、免許不要等の特例を受けることができる。	c		技術基準適合証明等の表示における番号は、技術基準不適合機器が現われた場合に、他の無線局の運用を阻害するような混信等の妨害が生じたり、ネットワーク全体に甚大な悪影響を及ぼす可能性があることから、迅速かつ確実に製造業者、機種等を特定し、国として必要な措置を講じるために必要である。 今回の要望は、無線LANの空中線の追加に係るものであると認識するが、「小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証の廃止若しくは認証番号変更の廃止」という要望に対する回答で述べたとおり、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて当初に認証を受けることにより、再度の認証を不要にすることが可能であり、番号についても、当初の認証の際のものを変更することなく使用することが可能である。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400060	総務省	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証の廃止もしくは認証番号変更の廃止	5094	50940005	11	ソニー株式会社	5	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証の廃止もしくは認証番号変更の廃止	一定の基準を満たす空中線(例 EIRP100mW以下)の追加の場合には、追加申請自体を撤廃すべき が改善されない場合には、空中線追加申請毎に認証番号の変更を廃止とし不変なものとするべき		ノートPC内蔵の空中線は機種毎にその形状が異なっているのが実情であり、その都度変更申請を行う事により時間的にも工数的にも損失が発生する。多くの諸外国(アメリカ、韓国を除く)ではこのような変更申請が必要ないと聞く。 空中線の追加申請毎に認証番号が変更されることは珍しく、上述のアメリカと韓国においては追加申請が必要であるが認証番号は不変である。さらに日本では認証番号の全桁表示を義務付けられていることから機種ごとに異なった認証番号ラベルを用意する必要があり、ノートPCの量産性において大きな障害となっている。	
z0400061	総務省	小電力データ通信システムの無線局における認証番号の表示の廃止	5094	50940006	11	ソニー株式会社	6	小電力データ通信システムの無線局における認証番号の表示の廃止	無線LANシステム(小電力データ通信システムの無線局)における技術基準適合証明の場合、証明ラベル(マーク及び認証番号)の表示しなくてはならない。 空中線の追加申請毎に認証番号が変更されることは珍しく、アメリカと韓国においては追加申請が必要ではあるが認証番号は不変である。日本では認証番号の全桁表示を義務付けられていることから機種ごとに異なった認証番号ラベルを用意する必要があり、ノートPCの量産性において大きな障害となっている。		無線LANシステム(小電力データ通信システムの無線局)における技術基準適合証明の場合、証明ラベル(マーク及び認証番号)を表示しなくてはならない。 空中線の追加申請毎に認証番号が変更されることは珍しく、アメリカと韓国においては追加申請が必要ではあるが認証番号は不変である。日本では認証番号の全桁表示を義務付けられていることから機種ごとに異なった認証番号ラベルを用意する必要があり、ノートPCの量産性において大きな障害となっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400062	総務省	有線LAN(Ethernet)通信端末機器の電気通信端末認証・認定対象からの除外	電気通信事業法第52条、第53条第1項、第56条第1項 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条第1項	登録認定機関は、技術基準適合認定を受けようとする者から求めがあった場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器(総務省令で定める種類の端末設備の機器をいう。)が総務省令で定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合認定を行うものとする。	e	-	有線LAN通信端末がADSLモデムを介して電気通信事業者の電気通信回線設備に接続される場合であって、分界点が電気通信回線設備とADSLモデムとの間にある場合は、当該ADSLモデムにより端末機器の技術基準適合性が担保される限り、当該有線LAN通信端末は必ずしも技術基準適合認定又は設計認証を受ける必要はない。 なお、有線LAN通信端末が電気通信事業者の電気通信回線に直接接続される場合は、当該有線LAN通信端末は技術基準適合認定又は設計認証の対象となる。		有線LAN(Ethernet)通信端末が直接、電気通信業者の通信回線に直接接続される場合とはADSLモデム、ケーブルモデム等の回線終端装置も電気通信事業者の通信回線と解釈した場合であるが、ADSLモデム、ケーブルモデム等の回線終端装置自体が端末機器の技術基準適合性を担保していなければ、電気通信事業者の通信回線終端装置では在り得ないはずである。 従って、有線LAN(Ethernet)が回線終端装置を介して電気通信事業者の通信回線に接続される場合の分界点は常に電気通信回線設備と回線終端装置との間にあると考えるべきである。そのように考えた場合、有線LAN(Ethernet)通信端末が直接、電気通信業者の通信回線に直接接続される場合は有り得ないので、電気通信端末認証・認定機器の対象から除外されるべきである。	e	-	分界点の場所は、電気通信事業者自身が設備をどこまで事業用電気通信設備として扱うかによって異なり、実際、電気通信事業者によっては、モデム等の回線終端装置と有線LAN通信端末との間に分界点を設定している場合もある。 (上記のようなケースにおいては、有線LAN通信端末が電気通信事業者の電気通信回線設備に直接接続されることとなるため、当該有線LAN通信端末は技術基準適合認定又は設計認証の対象となる。)
z0400063	総務省	電気通信端末認証・認定におけるモデムのモジュール認証・認定適用範囲拡大	電気通信事業法第52条、第53条第1項、第56条第1項 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条第1項	登録認定機関は、技術基準適合認定を受けようとする者から求めがあった場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器(総務省令で定める種類の端末設備の機器をいう。)が総務省令で定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合認定を行うものとする。	c		取り外し可能なモジュール単体で端末機器の技術基準適合性が担保される場合とは異なり、取り外しが不可能であれば、全体が端末機器として技術基準適合認定又は設計認証の対象となるものである。		欧米諸国では技術基準適合認定、設計認証が非対象となっているように、モジュール単体で端末機器の技術基準適合性が担保されている事が証明されれば、取り外しの可・不可に関わらず、電気通信事業者の通信回線接続に対して、端末機器の技術基準適合性が担保されると考えるべきであるが、取り外しが不可であることだけを理由に、技術基準適合性が担保されないと考えることに対する合理的な回答を示されたい。	c		取り外しが不可能であれば、モジュール単体として確認することが不可能となるため、全体が端末機器として技術基準適合認定又は設計認証の対象となるものである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400062	総務省	有線LAN(Ethernet)通信端末機器の電気通信端末認証・認定対象からの除外	5094	50940007	11	ソニー株式会社	7	有線LAN(Ethernet)通信端末機器の電気通信端末認証・認定対象からの除外	有線LAN(Ethernet)通信端末は電気通信端末認証・認定機器の対象から除外すべきである。		<p>パーソナルコンピュータ等の有線LAN(Ethernet)通信端末機器は電気通信事業者の電気通信回線設備に接続される通信端末機器と見なされ、電気通信端末認証・認定機器として、各機種毎に書類等による審査を試験機関より受けなければならないとされている。</p> <p>有線LAN(Ethernet)通信端末は電気通信事業者の電気通信回線設備に直接、接続される事なく、ADSLモデム等を介して電気通信回線設備に接続される。従って、電気通信回線設備との分界点はADSLモデム側にあるとみなされる。よって有線LAN(Ethernet)通信端末は電気通信端末認証・認定機器の対象から除外されるべきである。</p> <p>要望が実現されることで、電気通信端末機器の認証・認定審査に必要な書類を作成するのに要する工数、審査費用を削減する事が出来る。</p>	
z0400063	総務省	電気通信端末認証・認定におけるモデムのモジュール認証・認定適用範囲拡大	5094	50940008	11	ソニー株式会社	8	電気通信端末認証・認定におけるモデムのモジュール認証・認定適用範囲拡大	モデムを搭載している通信端末機器においてモジュール認証・認定されているモデムを使用した時、ユーザーがモデムモジュールを取り外し不可能な構造の場合でもモジュール認証・認定適用範囲内と見なし、モデムに関する審査を省略すべきである。		<p>パーソナルコンピュータ等モデムを搭載している通信端末機器においてモジュール認証されているモデムを使用した時、ユーザーがモデムモジュールを取り外し可能な構造の場合は電気通信端末認証・認定におけるモジュール認証・認定が適用され、モデムに関する審査は省略されるが、ユーザーが取り外し不可能な構造の場合はモジュール認証・認定適用外と見なされ、モデムに関する審査が必要であるとされている。</p> <p>モジュール認証・認定されているモデムは、そのモジュール単体で通信端末機器の技術基準を満足して、技術基準適合認定を受けているので、ユーザーがモデムモジュールを取り外す事の可、不可をモジュール認証・認定適用範囲の条件にする事は適当ではない。</p> <p>アメリカ、ヨーロッパ等の諸外国ではユーザーがモデムモジュールを取り外す事の可、不可をモジュール認証・認定適用範囲の条件にはしていない(取り外しが不可能な構造でもモジュール認証・認定が適用される)。</p> <p>要望が実現されることによって、電気通信端末機器の認証・認定審査に必要な書類を作成するのに要する工数、審査費用を削減する事が出来る。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400064	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法第243条	地方税の徴収は、私人をして行わせてはならない。	c		地方自治法施行令第158条の2により地方税の収納を民間に委託する仕組みは導入されている。 一方、地方税の徴収は、滞納者の意に反して強制的に実施される公権力の行使の中でも国民の権利義務に直結した特に強力な権力行為を含むものであることから、私人に委託することは適切ではない。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 地方税の収納を民間に委託する仕組みを導入しているにもかかわらず、地方税の徴収は強力な公権力の行使に当たり私人に委託することは不適切、とする回答は矛盾しており、納得できるものではない。公権力の行使に当たるかどうかは相対的な問題であり、電話・文書催告、現地調査、訴状作成などの支援であれば、当たらないと考える。これらの業務が公権力の行使に当たると主張するのであればその根拠を説明していただきたい。これらの業務については、御指摘の委託の仕組みの中で対応するか、必要な法令改正をするかして、可能とするよう措置していただきたい。	c	-	電話や訪問による自主的納税の呼びかけ・説得であれば、公権力の行使には至らないと考えられるが、現地調査については、相手方の意に反して、家屋に立ち入ったり、関係書類を閲覧したりする行為が含まれ、これらについては、公務員でなければ行うことができない公権力の行使に当たると考える。また、公権力の行使に至らない行為であっても、課税団体の外部に対して、滞納者の住所・氏名や滞納税額についてのリストなどを提供して徴収に関する事務の一部を委託することについては、個人情報保護の面から問題があると考えられるところである。
z0400065	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	-	実施してない。 契約者(債主)に支払っている。	b		クレジットカード支払については、現行会計法規等を考慮し対応できるものから早期に検討を開始し、検討の結果対応し得るものについては、省内の訓令・通達等の整備等を行い、17年度中から導入していくこととしたい。		要望の趣旨は、職員の個人所有のクレジットカードの利用促進ではなく、貴省がカード会社と契約し、クレジットカードを職員に交付するまたはそのカードで物品購入を行うといった民間企業で使用されているいわゆる「コーポレートカード」の使用を求めているものである。 この点についても明示して回答願いたい。	b		会計機関等の保有するクレジットカードによる支払については、現行会計法規等を考慮し対応できるものから早期に検討を開始し、検討の結果対応し得るものについては、省内の訓令・通達等の整備等を行い、17年度中から導入していくこととしたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400064	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	5095	50950001	11	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	1	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法243条（私人の公金取扱いの制限）「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。また債権管理回収業に関する特別措置法第一章第二条（定義）についても弁護士法72条に対する配慮をお願いしたい。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	債権回収業者（サービサー）は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。現在は文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの支援を行いたくとも、地方自治法243条において「公金の徴収もしくは収納は私人に委任し、または私人をして行なわせてはならない」となっており行うことができない。よって、私人も行うことができるように緩和していただきたい。また、債権管理回収業に関する特別措置法第一章第二条（定義）についても現在定義にないで弁護士法72条に対してご配慮いただきたい。	
z0400065	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400066	財務省、総務省	国・地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	地方公共団体の財産は一定の場合に普通財産である土地に限って信託することが出来る。	c		地方公共団体の財産は、住民からの税金等を原資とするものであり、法律上特別に認められた方法、手続によって安全かつ確実に管理する必要があること、信託を行うと一時的にであれ信託財産の所有権が受託者に移転することから、その場合の法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があるため、引き続き慎重に検討をしていきたい。		回答では、法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があるが、対応不可とされているが、以下の諸点について回答いただきたい。 一部の地方公共団体において、その保有する金銭債権あるいは普通財産である土地・建物について、ローン・パーティシペーション方式あるいはセル&リースバック方式により、流動化、証券化を行い、資金調達を実施している実例が存在するところ、同等の経済的効果を実現することのできる信託方式が認められない理由について明確にされたい。 昭和61年5月30日付「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」では、地方公共団体が保有する普通財産である土地(又はその定着物)を信託に係る信託受益権の取得又は処分については、慎重に取扱うこととすべきである、とされている。斯かる通知を前提とした場合、国有財産については、普通財産である土地(及びその定着物)の信託に係る信託受益権については譲渡が可能であり、かつ譲渡した場合には信託契約の解除ができないこととなっているところ、地方公共団体の保有する財産について、これとは異なる規律を定めていることとなるが、斯様に規律を違えている理由を明確にされたい。あわせて、上記通知の現状における取扱いを明確にして頂きたい。 「引き続き慎重に検討していきたい。」としているところ、検討の場、検討内容及び検討終了の目途について、明確にされたい。	:c :d :c		について 地方公共団体の財産の信託は、地方自治法第238条の5第2項の規定により、普通財産である土地に限って認められていることから、他の財産については信託できない。 について 不動産の信託の受益権の取得又は処分については、権利関係の複雑化をもたらすおそれがあること等から、その取扱いについてはそれぞれの地方公共団体において慎重に対応すべきものである。 について 地方公共団体の債権や財産制度については、前回回答にある課題を踏まえながら、引き続き慎重に検討をしていきたい。
z0400067	人事院、総務省	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	国家公務員の部分休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第11条、人事院規則19-0(職員の育児休業等)第15条。地方公務員については、地方公務員の育児休業等に関する法律第9条。	国家公務員の部分休業については、職員(国家公務員)が3歳未満の子について、託児の態様、通勤の状況等に応じて、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間以内休業することができる制度。地方公務員についても、国の部分休業に準じた制度となっている。	b	国家公務員: III() 地方公務員: ()	(国家公務員について) 要望内容については、人事院において、本年7月の「多様な勤務形態に関する研究会」の中間取りまとめによる部分休業の弾力化の提言を受け検討が行われているところ、今後、人事院から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に関する意見の申出がなされた場合、その内容を踏まえ同法の改正を検討する。(地方公務員について)地方公務員の育児休業制度は、地方公務員の勤務条件は国との権衡を考慮して定めることとされており、国の育児休業制度に準じた制度となっているところであり、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて対応を行う。		現時点での検討の方向性 結論時期について具体的に示されたい。	b	国家公務員:III () 地方公務員:(I)	(国家公務員について)人事院から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に関する意見の申出がなされた場合、その内容を踏まえ同法の改正を検討し、必要な改正を行う。(地方公務員について)国家公務員における改正と同時期に、国家公務員における対応を踏まえて必要な改正等を行う。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400066	財務省、総務省	国・地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	5096	50960001	11	社団法人信託協会	1	国・地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権に分類される。また、地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類される。しかし、ともに、普通財産である土地（及びその定着物）以外を信託することは認められていない。 ・ また、普通財産である土地（及びその定着物）の信託についても、国・地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体の場合は公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 ・ そこで、国・地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産である土地（及びその定着物）以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に（普通財産である土地（及びその定着物）の信託も含めて）流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体いずれにおいても、早期の財政健全化の必要性が叫ばれている現在において、保有する財産の売却を中心に財政の健全化に向けた取組みがなされているところ、その財産によっては、購入に多額の資金を必要とするために、売却先が現れない場合も想定される。斯かる場合において、その保有する財産を流動化、証券化のために信託することにより、当該信託により生じる受益権を小口化し、多数の投資家に売却することで資金調達が可能となり、早期の財政健全化が図られることとなる。 ・ また、地方公共団体において、資金調達手段の多様化が図られることは、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。なお、一部の地方公共団体においては、保有する金銭債権をローン・パーティシペーション方式で流動化した実例が存在する。 	
z0400067	人事院、総務省	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	5097	50970001	11	岐阜県多治見市	1	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	1日2時間まで取得できる育児のための部分休業の時間数の弾力化	育児のための部分休業の時間数について、「勤務時間の始め又は終わりにおいての2時間」を例えば条例で定めるところにより「1週間を通じて20時間を超えない範囲内」などとし、制度の多様な活用を図る。	<p>子を養育する職員の育児・託児の態様から、1日2時間の部分休業形態は積極的な活用が図りにくいとの意見があること。育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（法律第85号）」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例（高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設）もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならぬとはいえないこと。</p>	構造改革特区第5次提案（規制特例提案事項管理番号16371010）

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400068	人事院、総務省、厚生労働省	育児休業期間の弾力化	国家公務員の部分休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第11条、人事院規則19-0(職員の育児休業等)第15条、地方公務員については、地方公務員の育児休業等に関する法律第9条。	国家公務員の部分休業については、職員(国家公務員)が3歳未満の子について、託児の態様、通勤の状況等に応じて、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間以内休業することができる制度。地方公務員についても、国の部分休業に準じた制度となっている。	b		(国家公務員について) 要望内容については、人事院において、本年7月の「多様な勤務形態に関する研究会」の中間取りまとめによる提言を受け、部分休業の弾力化の中で検討が行われているところ。今後、人事院から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に関する意見の申出がなされた場合、その内容を踏まえ同法の改正を検討する。 (地方公務員について)地方公務員の育児休業制度は、地方公務員の勤務条件は国との権衡を考慮して定めることとされており、国の育児休業制度に準じた制度となっているところであり、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて対応を行う。		現時点での検討の方向性 検討結論時期について具体的に示されたい。	b	i	(国家公務員について)人事院から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に関する意見の申出がなされた場合、その内容を踏まえ同法の改正を検討し、必要な改正を行う。(地方公務員について)国家公務員における改正と同時期に、国家公務員における対応を踏まえて必要な改正等を行う。
z0400069	総務省	地方自治法第96条第1項第12号の和解及び同項第13号の損害賠償の額を定めることに関する議会の議決範囲の緩和	地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号	普通地方公共団体の議会において、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて議決しなければならない。	c		損害賠償の額の決定について、議会の議決にかからしめようとする法律の趣旨は、執行機関の事務処理上、適正を欠くものがある場合に生ずる事件を議決事項とすることにより、執行機関を監視してその適正な事務処理を担保することにあることから、損害賠償の額が少額であることをもって議決事項から除くことは不適當であると考えられる。		要望者は以下の意見を提出しているところであり、要望者の意図も踏まえ、改めて検討されたい。 交通事故等に伴う損害賠償の小額なものは、地方自治体において地方自治法(以下「法」という。)第180条第1項の規定により長の専決処分としているものがほとんどである。同条第2項の規定により議会への報告義務はあるが、専決処分の報告時点で示談や賠償額の支払いが済んでおり、議会への報告が適宜を得たものとはいえない。 議会における報告で事件処理の適正性を問いただしたところで、示談を反故にする必然性が生じるとは考え難く、どちらかという住民監査請求の範囲に入るのではないかと。 また、本要望は基本的に法第180条第1項の規定による専決処分の範囲内における小額賠償額のみ限定するものであり、「適正を欠くものがある場合」の想定が及びにくいものとする。 なお、国においては、国家公務員による損害賠償事案について、議決事件に係る規定は存在せず、これを行政監察や会計検査の検査に付すると考えるならば、普通地方公共団体においても監査委員による監査が存在することから、これにより執行機関の適正な事務処理を担保できると考える。		前回答のとおり、損害賠償の額の決定について議会の議決にかからしめているのは、損害賠償の原因となった執行機関の不法行為を、住民の代表者で構成される議会が執行機関を監視してその適正な事務処理(交通事故等の再発防止等)を担保することにあることから、具体的な事件がある以上、損害賠償の額が小額であることをもって法律で一律に議会の関与を省略することは不適當であると考えられる。 また、ご指摘の監査委員の監査については、損害賠償の額の決定に係る議会の議決の趣旨・目的とはその性質を異にするものであり、これを代替措置とすることは不適當であると考えられる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400068	人事院、総務省、厚生労働省	育児休業期間の弾力化	5097	50970002	11	岐阜県多治見市	2	育児休業期間の弾力化	育児休業期間について、例えば1週間のうち2日間や隔日勤務などを可能にする育児休業形態の弾力化	育児休業は子が3歳になるまでの間で、「育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして承認の請求をするもの」とされており、継続的な休業制度から、例えば「1週間のうち2日間勤務」や「隔日勤務」などに変更するなど育児休業制度の多様な活用を図る。	承認された期間を継続的に休業する（断続的な勤務が認められない）ことから、職場復帰への不安が大きいとの意見があること。育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律の一部を改正する法律（法律第85号）」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例（高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設）もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならないとはいえないこと。	構造改革特区第5次提案（規制特例提案事項管理番号16371020）
z0400069	総務省	地方自治法第96条第1項第12号の和解及び同項第13号の損害賠償の額を定めることに関する議会の議決範囲の緩和	5097	50970003	11	岐阜県多治見市	3	地方自治法第96条第1項第12号の和解及び同項第13号の損害賠償の額を定めることに関する議会の議決範囲の緩和	地方自治法第96条第1項の議会の議決を受けるべき事項のうち同項第13号の「法律上その義務に属する損害賠償の額」については、「政令で定める金額以内で条例で定める金額を除く。」こととし、同項第12号の「和解」についても、「法律上その義務に属する損害賠償に関わるものについては、政令で定める金額以内で条例で定める金額を除く。」こととし、議会の議決を得る事項の緩和を図る。 なお、政令で定める金額は、100万円以内で条例で定める額とする。	交通事故等による小額な損害賠償については、保険で対応が可能であり、地方公共団体にとって異例の支出義務を負うものでないにもかかわらず、その都度同法180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告しなければならない。したがって、事務の合理化を図る観点から「政令で定める金額以内で条例で定める金額」については地方自治法第96条第1項第13号の議会の議決要件から除くこととする。また、「示談」に当たる同法第96条第1項第12号の「和解」についても同趣旨で、「法律上その義務に属する損害賠償に関わるものについては、政令で定める金額以内で条例で定める金額」を除くこととする。	昨年本市において、地方自治法180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告した損害賠償の額を定める件数は10件で、1件当たりの平均額は63,276円である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400070	総務省	勤務実績を反映した給与処遇制度の創設	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条同法第25条第3項同法第27条及び第28条	地方公務員法(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮して定めなければならない。 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。 第二十五条 (略) 2 (略) 3 給与に関する条例には、左の事項を規定するものとする	C	-	公務員は地位の特殊性と職務の公共性により労働基本権に一定の制限が加えられていることの代償として身分保障が認められており、行政の継続性と安定性を確保するために、任命権者が任意に職員に対して不利益な処分を行うことは否定されている。したがって、地方公務員法により、給与の減給は懲戒処分として法律及びこれに基づく条例によってのみ、降給については分限処分として条例で定めることのみ行うことができることと厳格に制限されている(なお、降給は国においても行われておらず、仮に条例によって定めるとしても、職員の身分保障の趣旨から、その事由をできる限り明確に規定する必要があること等に留意する必要がある)。 多治見市の要望のように、地方公共団体が、職員の給与決定にあたり、級・号給を変更することなく、勤務実績に基づき一定期間、一定割合の本給の減算を行うことは、実質的に給料の減給及び降給と同様の効果をもたらすことになると考えられ、このことは、地方公務員法が減給や降給について厳格に規定することにより確保しようとしている職員の身分保障の趣旨に抵触する。 また、給料表に基づく級・号給を変更することなく、給料を加算することは、一種の特別な手当的性格を有するとも考えられ、地方公務員に対して支給することができる手当を限定列挙することにより、給与体系の公明化を図り、手当が乱立することを防ぐとする地方自治法の趣旨に反する恐れがあるとともに、職務給の原則や均衡の原則といった地方公務員法の基本にも抵触する恐れがある。		要望における職務の級・号給を変更することなく、勤務実績に基づき、一定期間、一定割合の給料を加算することは「一種の特別な手当的性格を有するとも考えられ、地方自治法に規定する手当限定列挙の趣旨に反する恐れがある」、また、減算することは「実質的に減給及び降給と同様の効果をもたらすことになると考えられ、職員の身分保障の趣旨に抵触する」との指摘があったが、勤務実績に基づく加算はあくまでも「給料」であり「手当」ではないことから地方自治法の規定に反するものではないと考えられる。また、減算についても民間における成果主義導入の動向を踏まえ、民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮した上で、国家公務員における成果主義導入の動向を踏まえ、民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮した上で、国家公務員においても、毎年の勤務実績を反映する査定昇給の導入を検討中とのことであるが、給与処遇を見直す基本的な発想は同じである。以上を踏まえて、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	C	-	再検討要請によると、「勤務実績に基づく加算はあくまでも「給料」であり「手当」ではない」とのことだが、給料とは職員の正規の勤務時間の勤務に対する対価とされ、地方公務員法の基本的な原則である職務給の原則に則って、職員が任用され持っている職務の責任に応じて支給されるべきものであるのに対し、個々の職員の具体的な勤務実績の査定結果に応じた給与の加算は、その趣旨・性格において現行の勤給手当と何ら異なるものではない、このような加算が手当ではないとして支給されることは、地方自治法が手当を限定列挙し、それ以外のいかなる給付も禁止して、手当を公明化し、給与体系が混乱することを防ぐとする趣旨に反する恐れがある。 また、減算については「民間における成果主義導入の動向を踏まえ、民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮した上で、国家公務員における成果主義導入の動向を踏まえ、民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮した上で、国家公務員においても、毎年の勤務実績を反映する査定昇給の導入を検討中とのことであるが、給与処遇を見直す基本的な発想は同じである」とのことだが、国家公務員における査定昇給の導入については、あくまでも給料における職務給の原則を前提として、昇給制度とその運用のあり方を見直すというものであり、要望にあるような級・号給(号給)を変更することなく、本俸(給料)を勤務実績の査定結果によって加算、減算することを検討しているものではないと理解している。 なお、国家公務員においても、勤務実績の査定結果に基づいて、特別昇給や昇給遅滞、勤給手当に反映することとされており、地方公務員については地方公務員法第24条に体现されている均衡の原則に照らして、このような国の取扱いとの均衡が求められるものである。
z0400071	総務省	執行機関の条例による設置	地方自治法第138条の4第1項	普通地方公共団体の執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。	C		貴市が如何なる職務権限を持つオンズパースンの設置を検討しているのか定かでないが、地方自治制度上、公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政を確保するために、広く地方公共団体の事務の監査につき職務権限を有する執行機関として監査委員が既に設置されているところである。地方公共団体の執行機関の組織は、地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならぬのであって、各執行機関相互の間に所掌事務や権限の重複等のないようにすべきであり、オンズパースンはその性格上、監査委員と所掌事務と権限が重複すると考えられるものであるため、これを執行機関として認めることはできない。		要望者の検討しているオンズパースンの職務権限については、以下のとおりであり、本意見も踏まえ、改めて執行機関の設置の可否について検討されたい。 当市が想定しているオンズパースンの主な職務は、次のとおり。 (1)市民の市政に関する苦情を受け付け、その内容を調査し、簡易迅速に処理すること。 (2)申立てに係る苦情について、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告すること。 (3)苦情の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。 (4)勧告、意見表明等の内容を公表すること。 これらについては、市民の視点からの苦情に応え、行政の改善を進めていくものであり、適法・適正の確保を旨とする監査委員の職務(普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査(地方自治法第199条第1項)並びに普通地方公共団体の事務の執行についての監査(地方自治法第199条第2項))とは、その目的及び内容を異なると考える。 自治体は、多様化する課題に迅速に対応していくことが求められているところである。御省の御指摘のとおり「地方公共団体の執行機関の組織は、地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない」のであって、条例を以て明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関を定めることを可能とされたい。	C		長の権限の範囲内において長の附属機関として設置することは可能であるが、監査委員はその職務権限に「財務監査及び行政監査の実施(地方自治法第199条第1・2項)」「監査の結果に基づく意見提出(同法第199条第10項)」「監査の結果の公表(同法第199条第9項)」等が含まれているので、貴市が想定している執行機関たるオンズパースンと監査委員はその職務及び取り扱う案件等において重複があるものと考えられる。このようなオンズパースンについて、地方自治法上の執行機関として位置付ける以上は、監査委員との関係等の課題を整理する必要がある、慎重に検討すべきである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400070	総務省	勤務実績を反映した給与処遇制度の創設	5097	50970004	11	岐阜県多治見市	4	勤務実績を反映した給与処遇制度の創設	勤務評価結果に基づき、給料月額に一定割合を加算し、又は減額することができる制度の構築を提案したい。一定期間、一定割合の加算、減算を行うことにより、勤務成績を給料に柔軟に反映させることを目的とする。現行の給料表、給与体系を維持したうえで給料に勤務評価結果を反映させたい。	勤務評価結果に基づき、特に成績優秀であった者に対しては給料月額に一定割合を加算、また、成績が特に良くない者に対しては一定割合を減額することとし、次の評定期間の成績次第では本来受けるべき給料月額に戻ったり、又はこれに加算、減算されたりする制度を構築するよう提案したい。級・号給を変更することなく、法又は条例で定める一定期間、一定割合の加算、減算を行うことにより、勤務成績を給料に柔軟に反映させることを目的とする。現行制度において同様の効果を求めようとする、同一人に対して特別昇給や降給を繰り返すこととなり現実的ではない。あくまでも現行の給料表、給与体系を維持したうえで給料に勤務評価結果を反映させたい。	「働かなくても同じ給料」は是正すべき。職員が高い士気をもって働くためには、その「働き」を適切に給料に反映させることが必要。民間においても成果主義の給与体系が導入されつつあること。	構造改革特区第5次提案（規制特例提案事項管理番号16381010）。本提案の趣旨に鑑みれば一部の地域においてのみ適用されるより、むしろ全国的に実施することができるよう措置することが適当であると考えられることから、特区における規制の特例措置の提案ではなく、全国で実施すべき規制改革・民間開放要望において提案を行うものである。
z0400071	総務省	執行機関の条例による設置	5097	50970005	11	岐阜県多治見市	5	執行機関の条例による設置	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項によれば、普通地方公共団体の執行機関の設置は、法律によることとされている。本提案は、普通地方公共団体の執行機関を当該普通地方公共団体の条例により設置することができるものとするものである。	本市では、行政改革の観点から、苦情処理に限らず、行政改善の手法として、オンブズパーソンの設置を検討していくこととしており、市民からも設置すべきとの意見を頂いているところである。オンブズパーソンの実効性を高めていくには、高い独立性を持ち、独自の権限を持つ機関として設置する必要がある。しかしながら、現行法の枠組みでは、執行機関の附属機関として設置するしかなく、条例により執行機関として設置できることとするよう提案するものである。	オンブズパーソンの設置手法として、執行機関の附属機関と執行機関を比較すると次のとおりである。 (1) 執行機関の附属機関 附属機関は、執行機関に対して、拘束力を持たず、また、その運営についても、独立性が無い。 また、その設置目的については、調停、審査、諮問又は調査とされている。 (2) 執行機関の設置 執行機関は、その権限の範囲内で、自ら意思決定が可能であり、拘束力を持つことも可能であり、また、その運営についても、独立性が担保される。 そもそも、執行権限が一の機関に集中されることなく、複数の執行機関が設けられている趣旨は、権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期するとともに、住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保するためである。 本提案の趣旨も、これと異なることはない。 既に、多くの地方公共団体において、オンブズパーソン制度が確立されている。これらについては、現行法の制限により、執行機関として設置することができず、執行機関の附属機関として設置しているところであるが、独立性の確保については、その任命に当たり、議会の同意を要件とするなどにより担保してきているに過ぎない。 従って、執行機関に対する附属機関の意見の拘束力については、自ずから限界がある。 これらのことから、オンブズパーソンの実効性を高めていくため、執行機関としての設置が有効であると考えられる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400072	総務省	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を住民票に記載する特例制度	住民基本台帳法第7条第1号 住民基本台帳事務処理要領	氏名のローマ字表記は、住民票の記載事項となっていない。	C		住民基本台帳は、市町村の事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、併せて住民に関する記録の適正な管理を図るため、設けられている(法1条)。その記載事項は法定されているが(法7条)、ローマ字表記は記載事項とされていない。		要望は、氏名に関する住民の基本的権利がとりわけその欧文表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以って正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には、住民票にその個人の「氏名の欧文表記」として記載することを求めるものである。要望の趣旨等を踏まえ、再度検討し示されたい。なお、以下は要望者からの意見である。住民基本台帳法の運用目的はただ単に市町村の事務の簡素化のみならず、適正化を含むとの一次回答であるが、適正化とは、国と地方の行政事務の自己完結性の充足をもって定められべきではない。住民票の社会的役割は役所内にとどまらず、現代の市民生活に必要な不可欠な各種事業者(電気、ガス、電気通信、保険、医療、金融)などの取引をはじめ、就学・就労など、生活の全局面に及び、従って、同法の施行の指針も、国内にいたるまで、氏名の欧文表記が本人の許諾なしに住民基本台帳の閲覧者あるいは住民票の提出を受けた者により漏出され、Data base化される事態が防止できない現実に対応して、適宜改善されねばならない。本要請の準備段階での問い合わせに対し、同法は欧文表記の記載を排除しない旨の説明を受けたが、しからば、21世紀の社会的要請に開明的に対応し、「国内外を問わず、氏名を正し(呼称される権利)を認定した最高裁判決の指針に沿った事務処理基準を策定すべきである。和文に於いて戸籍には記載されていない「ふりがな」を「本人の申し立てどおりに記載する、事務処理を基準として明示している以上、「氏名の呼称の欧文表記」についても「本人の申し立てどおりに記載する」ことを基準として明示することが、最も整合性が高いことは自明である。ただし、混乱を懸念するならば、本要請が提案している基準と誓約手続きに限り、基準を策定し、電子化を含め、検索の確実性を確保すべきである。このための規制改革の意義は、専ら行政内部の自己完結性に委ねていたのでは21世紀の市民生活において、人権を確保し、国民一人一人の意思と能力と自己責任において最大限の活躍をさせざるを得ない現実を、より先んじて痛感している国民の提起により改革することである。その履行を求める。法改正を含め、策定にあたっては、欧文表記記載は本人の求めによることとし、望まぬ人に押し付けないことを基本とすべきである。	C		「ふりがな」については、窓口における呼称など、あくまでも、市町村が住民記録の整理のために必要であるということによって便宜的に記載されているものであり、市町村が氏名の読み方を認定するという性格のものではない。
z0400073	総務省(厚生労働省)	身体障害者等のNHK受信料減免手続の簡素化	放送法(昭和25年法律第132号)第32条第2項 日本放送協会放送受信料免除基準	NHKは、放送法第32条第2項の規定に基づき、総務大臣の認可を受けて「日本放送協会放送受信料免除基準」を定め、身体障害者等に対する放送受信料の免除を行っている。 例えば、要望事項に例示されている身体障害者に対する受信料免除制度のうち、「全額免除」に係るものについては、身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯のうち、同基準第1項第4号ただし書きの規定により「福祉事務所長または町村長が、生活保護法による保護の基準の最低生活費の額に身体障害者福祉法に基づく身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下と認める世帯」であることが対象とされているところ。 このため、放送受信料の免除を申請しようとする世帯については、同世帯が一定の生活状態以下にあること等の証明が必要であることから、福祉事務所長等による証明を求めているもの。	身体障害者等が福祉事務所等に出向く必要があることについて: d 押印事務の省略等市町村の事務の簡素化について: c NHKからの現状確認に係る個人情報に関する事項: c	身体障害者等が福祉事務所等に出向く必要があることについて: d 押印事務の省略等市町村の事務の簡素化について: c NHKからの現状確認に係る個人情報に関する事項: c	身体障害者等が福祉事務所等に出向く必要があることについて: d 押印事務の省略等市町村の事務の簡素化について: c NHKからの現状確認に係る個人情報に関する事項: c		身体障害者等の利便性から、郵送等による証明の受付・発送などが浸透するよう図られたい。	d		受信料免除手続に必要な証明書の申請・交付が郵送等の方法により可能であれば、申請者の利便に資するものであり、そのような申請・交付方法の可否については、地域の実情にあった方策がとられているものと認識している。 申請者の居住する地域の福祉事務所等において郵送等の方法による申請・交付が可能である場合には、その旨を申請者に対しお知らせすることが有効であることから、福祉事務所等による証明書類の申請・交付方法の多様化の状況や住民への周知の動向を見守ってまいりたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400072	総務省	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を住民票に記載する特例制度	5099	50990003	11	個人	3	氏名に関する人権侵害を防ぐ為に必要な欧文表記を住民票に記載する特例制度	氏名に関する住民の基本的な権利がとりわけその欧文表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以て正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には、住民票にその個人の「氏名の欧文表記」として記載する。かかる表記は元来の和文表記を駆逐するものではない。1. いわゆるローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2.本人が定める欧文表記の「本人にとり重要な欧文言語」による呼称が「住民票に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最も近似する場合にこれを認めるものとする。	国内外を問わず、氏名の人権侵害を甘受せずに生活し活躍できる社会基盤を構築する。1.報道(含外国語放送等)2.医療(CTなど欧文入力機器)3.保険・金融・通信等事業や資本の国際化に伴う顧客のdatabaseの欧文化4.知的所有権情報の国際化5.治安・税務情報の国際的共有化6.世界的電子通信網(Internet)による国際的な不特定多数による情報流布7.旅券や国際免許等、のすべてに亘り、故意に本人の意思に反する表記を成し流布する者に対し、不法行為法をもって保護される欧文表記を明示できるようにする。これにより、報道被害などの恐れから解放されて大胆に行動の自由、表現の自由を行使できるようになる。国際的な取引、役務提供、補償・賠償請求、婚姻、相続などで尊厳を確保し易くなる。	1. 1988年2月16日最高裁判所第3小法廷は「人はその氏名を正確に呼称されることについて不法行為法上の保護を受けるべき重大な利益を有する」と判決し、「出身国の内外を問わず」と認め、一方、「正しく読めない表記なら仕方ない」として賠償請求を棄却した。よって「欧文においても正しく呼称される表記で名乗り記す権利と責任があり、これを保証せず人権侵害を放置・誘発する行政は判決の趣旨に反し違法」である。2. 2004年7月28日の那覇地裁以来、性同一性障害者に戸籍の性別変更をも認める判決が続く。然らば性別錯誤を防ぐ為に本要望を実現することは緊要かつ妥当である。3. 1993年8月からの「悪魔くん」命名事件は「尊厳を毀損しうる名は受理を拒否してでも阻止」する前例となり、氏名の人権侵害防止のためには戸籍法はじめ諸法の施行に特例も有りうべきことを実証した。よって戸籍には記載されない振り仮名の記載も基本台帳法施行の通達で推奨する住民票に欧文氏名表記を記載する(右欄へ続く)	本要望は次項「内閣告示第一号の改正」および住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを目指し、他の要望の実現遅延をもって本要望の実現を遅延させるべきものではない資料として、本要望の詳細と各種関連事例を添付する。
z0400073	総務省(厚生労働省)	身体障害者等のNHK受信料減免手続の簡素化	5104	51040001	11	稲城市	1	身体障害者等のNHK受信料減免手続の簡素化	身体障害者等に対して、NHKの受信料減免の制度が用意されており、当制度においては障害者等がNHKに申請書を送付することになっているが、当該申請書に市町村の福祉事務所長等の押印を必要としているため、身体障害者等は市町村窓口に出向く必要が生じているので、これを例えば身体障害者手帳のコピーや課税証明書のコピーをNHKが直接受付することとし身体障害者等の利便の向上を図られたい。	市町村などにおける確認、押印作業を省略し、身体障害者等の利便の向上と市町村の事務の簡素化によるコスト低減を図りたい。また、個人情報の提供問題も解決したい。	NHKの受信料減免において要求している条件は身体障害者手帳等の提示で概ね確認できるはずであるにもかかわらず、NHKが直接に確認せず市町村に確認を求めているが為に身体障害者等は市町村に出向く手間が生じている。同様に市町村においても本来NHKの事務といえるものを負担し全体として非効率とも考えられる。また、市町村ではNHKから身体障害者等の現状を確認されることもあるが個人情報の提供に苦慮するところである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400074	総務省	業者登録制度の緩和	地方自治法施行 令第167条の5	普通地方公共団体の長は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。	c		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間で登録情報の共有化や基準の共通化等を自主的に行うのは望ましいことではあるが、国が制度として業者登録の集約化を行うことや、一定基準を満たした業者を全地方公共団体間で統一的に登録免除とすることはできない		入札に対する基準については、貴省回答にある事業の内容や地域の実情を踏まえるべきものであることも理解できるが、一方で共通化できる部分も多数あり、事業の効率化を考慮すると共通化する方向も検討すべきと考える。事業の効率化の観点から、ベース部分の共通化に向けた離型・フォーマット化やガイドラインの明示に関する対応を改めて検討をされ、示されたい。	c		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間で登録情報の共有化や基準の共通化等を自主的に行うのは望ましいことではあるが、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであると考える。
z0400075	総務省	周波数割当て方針の透明性の確保	(1)該当法令なし (2)電波法(昭和25年法律第131号)第99条の2及び第99条の3	(1)割当方針については、800MHz帯における周波数の円滑な再編を促進するために、使用期限が設定された現在の周波数に変わる移行先の周波数について一定の方向性を示すことで既存免許人の代替周波数への移行の誘導を図るものである。 (2) 電波監理審議会の委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。(電波法第99条の3第1項) 電波法第99条の3第3項においては、電波監理審議会の委員の欠格事由が規定されており、例えば放送事業者、電気通信事業者及び無線機器製造業者は委員となることができない等、公正中立性が担保されている。	(1)e (2)c	-	(1)割当方針は法令上の根拠に基づいて作成されるものではなく、行政としてのビジョンを示したものに過ぎないため、電波法の必要的諮問事項とすることはできない。 (2)現状において、電波監理審議会の公正中立性は、委員の任命手続及び任命の際の欠格事由の審査等によって十分担保されている。		要望は、将来的には周波数割当審査業務を総務省とは独立した中立性を担保できる新組織に移行することにより、周波数割当審査の透明性を確保することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	e	-	総務省は事業者からも独立した規制機関であり、かつ、周波数割当計画の作成・変更や無線局の免許が審議会への諮問事項とされているなど、現状においても周波数の割当等については公正中立性が十分担保されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400074	総務省	業者登録制度の緩和	5105	51050001	11	株式会社ノヴァ	1	業者登録制度の緩和	<p>民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の集約化、または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。</p> <p>【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけております。 添付の資料のように、各自治体が求める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。 事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることにすれば、地域の実状を踏まえる事も可能です。</p>	<p>現状の業者登録は、官民ともに非常に手間とコストがかかる仕組みになっており、実質的に登録の制限につながっております。具体的には、各市区町村ごとに必要な書類が異なる、書類の書式が異なる、自治体によっては、申請書を現地に購入に行かねばならない、申請書交付時期、提出期間が各市区町村ごとに異なり、企業自ら常に確認しなければならない、約半数の自治体は、申請書を現地に提出に行かねばならない、多くの自治体は当日の書類提出に、半日を要する、以上を2年に一度行わなければならないという現状です。先々(向こう2年間)の受託の可能性を考えれば、すべて登録を行いたいところですが、手間とコストを考えると登録を見合わせる結果となります。地方公共団体による事業は、全て公益的な事業であり国民の税金を有効に活用するために、入札等において、それぞれの事業に適した企業がより容易に参加できるよう登録の仕組みを改善すべきであると考えます。</p> <p>東京都下では次年度より、49自治体が参加する協議会で業者登録情報の共有が行われます。企業は、同時に複数の自治体へ業者登録の申請を行うことができます。その場合、複数の自治体の中から1つ、「審査担当自治体」が選ばれるので、企業はその自治体のみ必要な情報を送ります。他の自治体は、「審査担当自治体」に送られた情報を元に、登録の可否を決定します。</p> <p>結果として、企業は、実質的には1つの自治体へ登録する手順で複数の自治体への登録作業が行えるため、より多くの自治体への登録が可能となります。自治体も、情報の収集・審査にかかるコストを削減することができます上、入札等に際してはより多くの企業の中から、最も費用対効果のよい企業が選定されることが期待できます。</p> <p>こうした取り組みが既に行われている現状をふまえ、仮に全国規模で業者登録の管理業務を集約すれば、現在、各市区町村個別に行っている業者登録管理コストが激減します。仮に1市区町村平均で2人・年分の経費が削減できるとして計算すると、400万円×2×約3000自治体=240億円のコスト削減となります。また、企業側にも同様の経費削減効果が見込め、公共事業への参加が容易になることから、ビジネスの活性化が見込めます。</p>	(株)ノヴァ調査『業者登録内容の調査』(2004.6.29)を添付。	
z0400075	総務省	周波数割当て方針の透明性の確保	5108	51080003	11	ソフトバンクBB株式会社	3	周波数割当て方針の透明性の確保	<p>次の事項を実現することにより、周波数割当て審査の透明性を確保願いたい。</p> <p>1. 周波数割当て方針を電波法の必要的諮問事項に追記し、割当て方針を電波監理審議会に諮問すべき 2. 将来的には周波数割当て審査業務を総務省とは独立した中立性を担保できる新組織に移行すべき</p>	<p>電波法第9条の11(必要的諮問事項)に周波数割当て方針についての記載が含まれていないため、総務省総合通信基盤局の担当部署が行政裁量の範囲内で周波数を割当てする事業者を事実上内定している。この制度を改め、電波監理審議会で審議の上、電波割当て方針を決定する仕組みに変更すべきである。また、中長期的に考えると、周波数割当て審査業務全体を総務大臣の諮問機関である電波監理会審議会から切り離し、行政とは独立した中立性を担保できる新組織に移行すべきである。</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400076	総務省	指定管理者団体に対する企業会計原則の義務付け等に関する提案	地方自治法第244条の2第3項	普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(指定管理者)に当該公の施設の管理を行わせることができる。	c		<p>現行の地方自治法においては、以下のような規定が整備されている。</p> <p>指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出することとされている。</p> <p>地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることとされている。</p> <p>監査委員又は外部監査人が、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができ、その結果については公表することとされている。</p> <p>このように、指定管理者に対するチェック体制は、現行法において十分に担保されているところであり、御要望にあるような通達はいらない。</p>		<p>要望者からの次の意見に対する見解を伺いたい。『貴省からのご回答は、指定管理者に対するチェック体制は、地方自治法242条の2に定める各項目によって担保されているというものでした。しかし、かかる制度のみでは、自治体と関係が深い公益法人等が指定管理者に指定された場合には、当該団体に対するチェックが厳正になされることは期待できません。よって、企業会計原則を導入して公認会計士が会計監査することで客観性と公正性を担保する必要があります。また、についても、企業会計原則を用いなければ事業効率性を検証する指標が存在せず、地方財政規律の確保という指定管理者制度の導入の趣旨を貫くことができません。従って、地方自治法242条の2に定める制度とは別途に指定管理者に対する企業会計原則の導入が必要と考えます。なお、企業会計原則に基づく民間事業主体と、これに基づかない公益法人等では、運営の透明性や事業効率性、公的財政への貢献のいずれの面でも大きな違いがあります。従って、指定管理者制度等に基づく公的施設の委託状況については、両者を「民間」とひとくくりせず、分けて統計を取っていただきたいと考えます。』</p>	c		<p>の「自治体と関係が深い公益法人等が指定管理者に指定された場合には、当該団体に対するチェックが厳正になされることは期待できない」という御指摘には根拠がない、と考える。特に、地方公共団体の長から独立した機関である監査委員又は外部監査人は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができ、その結果については公表することとされていることから、現行の制度においても、第三者による厳正なチェック体制が整備されているところである。</p> <p>の「事業効率性を検証する指標が存在しない」という御指摘にも根拠がない、と考える。指定管理者から毎年度終了後に提出される事業報告書には、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであり、事業効率性についても十分に検証することができるものである。</p>
z0400077	総務省、財務省、文部科学省	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	地方税法第25条、第72条の5、第73条の4、第348条、第701条の34第1項、第2項及び第3項第3号、地方税法施行令第56条の22	学校法人に対しては、収益事業を行わない法人の道府県民税、収益事業以外の所得に対する事業税、直接教育の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税、学校法人及び学校教育法第102条の規定により設置された幼稚園に係る事業所税、学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産に係る固定資産税について、非課税措置を講じている。	f		<p>当要望は単に税の特例措置を求めたものであり、要望として不相当である。</p> <p>なお、まずは学校法人との整理を行うべきものと思量する。</p>		<p>要望者からの再意見によれば、本要望は、株式会社に特典を付与すべきという税の特例措置を求めるものではなく、現在不利益に扱われている株式会社によって設立運営されている大学を学校法人によって設立運営されている大学と、平等に扱うべきというものです。学校法人大学と株式会社大学を同じ土俵で競争させ、イコールフットING実現の一環として、今回は特に税法関連分野についての不平等項目を取り上げ、暫定的な措置を講じることを求めるものです。同じ競争条件を整えてこそ、初めて、大学教育における民間開放ひいては、民間の教育ノウハウによる大学教育改革・職業教育改革を、真に実現することができると思量する。再度ご検討をお願いします。</p>	f		<p>先に回答したとおり、当要望は税の特例措置を求めるものであり、要望として不相当である。まずは学校法人との整理を行うべきものと思量する。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400076	総務省	指定管理者団体に対する企業会計原則の義務付け等に関する提案	5113	51130003	11	(株)LEC東京リーガルマインド	3	指定管理者団体に対する企業会計原則の義務付け等に関する提案	指定管理者に対して、法人の種類・規模を問わず、以下の2点を義務付けることを通達として指示されることを要望いたします。 企業会計原則の導入 公認会計士による定期的な会計監査の導入 監査結果の住民への公表	左記事項を導入した場合、以下の効果が期待できます。 税制優遇や補助金を受けている公益法人のアカウントビリティがより明確になる 貸借対照表を活用して財政状況を把握することで借金の状態を明らかにしたり無駄な投資を排除したりすることが可能になる 公的部門の会計につき株式会社との比較が容易になる 公認会計士が入ることで監査の有効性が高まり適正な会計を担保することができる これにより、地方財政の健全化という指定管理者制度の趣旨を実現できると考えます。	現在、指定管理者に関して多くの場合、従前の委託先である公益法人が引き続き指定管理者として指定されていますが、指定後についても指定を受けた公益法人が企業会計基準を適用する例が殆どないため、事業が効率的に運営されているかチェックしたり、適正な会計が行われていることを担保する制度が存在しないため問題です。このように異なる会計基準が適用されるのであれば、株式会社と公益法人とのサービスや事業の効率性を通じた真の競争の実現から遠ざかってしまいます。	添付資料あり(『指定管理者団体に対する企業会計原則の義務付けに関する提案書』)
z0400077	総務省、財務省、文部科学省	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	5113	51130004	11	(株)LEC東京リーガルマインド	4	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	株式会社大学にも学校法人と同様の私学助成と優遇税制を適用するべく、構造改革特別区域法第12条を改正すること	株式会社大学と学校法人大学の競争条件同一化による学校教育の活性化	現在株式会社大学は、「株式会社」であるがゆえの義務の上に「大学」であるがゆえの過大な義務が課せられ、かつ、「大学」であるがゆえに「株式会社」としての権利・自由を制限され、かといって「大学」であるが故の権利と自由を殆ど享受できず、教育理念の実現を大きく阻害されているのが現状です。最終的には学校法人大学がその質的向上を目指すためには、株式会社と同様、自由競争原理の下に置かれなければならない。しかし、その実現にはかなりの時間がかかることが予想されます。とするならば、現段階で、可及的に学校法人大学と株式会社立大学とを同じ土俵で競争させるよう、暫定的な措置を講じる必要があると考えます。	添付資料あり(特区法12条改正提言書、特区法12条改正案、税制比較表)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400078	総務省、環境 省	不正軽油対策	地方税法第700 条の22の2、22 の3等	軽油を製造するとき、軽油に軽 油以外の炭化水素油を混和す るときは、原則として都道府県 知事の承認を受けなければなら ない。 違反した者は、5年以下の懲 役若しくは500万円以下(法人: 3億円以下)の罰金に処し、又は これを併科する。 違反して製造された軽油等を 情を知って譲り受けるなどした 者は、2年以下の懲役若しくは2 00万円以下(法人:1億円以下) の罰金に処し、又はこれを併科 する。	d	-	要望に掲げられている「不正軽油 の製造の禁止」の内容が必ずしも 明らかでないが、地方税法で、税の 賦課徴収に直接関係のない硫酸 ピッチの生成行為そのものを禁止し たり、軽油以外の炭化水素油(ガソ リン、重油、灯油、潤滑油、グリス など)の製造について広く規制を 行ったりすることは、困難である。た だし、軽油引取税の適正な賦課徴 収の観点から、軽油を製造する とき、又は軽油に軽油以外の炭化水 素油を混和するときは都道府県知 事の承認を受けなければならないも のとしており、硫酸ピッチが生成さ れるような手法による場合には承認 を与えていない。この意味におい て、いわゆる不正軽油の製造は、地 方税法上、既に禁止されている。 特に、平成16年度税制改正にお いて、軽油引取税を脱税した者や 都道府県知事の承認を受けずに軽 油を製造した者等に対する罰則の 大幅な引上げ、不正軽油を譲り受 けるなどした者に対する罰則の創 設等の対策を講じたところであり、 平成16年6月1日の施行以来、全 国で積極的な取締りが行われてい る。今後とも各都道府県において改 正法を積極的に適用し、不正軽油 防止対策を一層推進されるものと 考えている。		要望者より以下の通り意見が提 出されており再検討願いたい。 廃棄物処理法や地方税法の 改正による罰則等の規制強化 については評価できる。しかしな がら、不正軽油及び硫酸ピッチ による環境悪化を根絶するため には、抜本的な対策が必要であ り、新たな法制度による対応(硫 酸ピッチ生成行為そのものの禁 止)を含め、より踏み込んだ対策 の検討を依頼する。	d	-	地方税法で、税の賦課徴収に 直接関係のない硫酸ピッチの生 成行為そのものを禁止すること は困難である。 不正軽油防止対策は、軽油引 取税の保全上だけでなく、国民 の健康と生活環境を守る観点か らも重大な問題と認識しており、 「より踏み込んだ対策の検討」の 内容として具体的にどのような 対策が考えられるのか、改正法 の適用状況や効果、不正軽油を 取り巻く状況を踏まえた上で、必 要に応じ検討していきたいと考 えている。
z0400079	総務省	行政財産に対する制限の緩和	地方自治法第2 38条の4第1 項、第4項	行政財産は、原則として、交換 し、売り払い、譲与し、出資の目 的とし、若しくは信託し、又はこ れに私権を設定することができ ない。行政財産は、用途又は目 的を妨げない範囲で使用を許可 することができる。	空床 の貸 付け: c 余剰 容積 率の 有効 利用: d		民間事業者に対する庁舎の空 床の貸付については、地方自治 法第238条の4第4項の規定に より、その用途又は目的を妨げ ない限度においてその使用を許 することができるが、行政財 産の貸付の可否についても今後 検討していきたい。余剰容積率 を活用して収入を得ることにつ いては、地方自治法上特に制限 はなく、可能である。		回答にある行政財産の貸付に 関する具体的な検討状況、今後 のスケジュールについて回答い ただきたい。また、容積率の移 転は、行政財産への私権の設 定に当たらないといえるのかあ わせて回答いただきたい。 さらに、余剰容積率について は、要望者より以下のとおり再 意見がきており、この点につ いても、貴省からの回答をいた だきたい。 「余剰容積率については、財産 としての明確な位置づけがなく 地方自治法で議論できない点に ついては理解できるものである が、行政財産の有効活用を図る ためには地方自治法の枠を越 えた検討が必要であり、今後所 管省庁を定め、財産としての位 置づけを図るべく、考え方の構 築及び必要な法整備に向け、再 度検討を依頼する。」	空床 の貸 付け: c 余剰 容積 率の 有効 利用: d		行政財産の貸付の可否につ いては、今後とも検討を進めてい きたい。 余剰容積率については、財産 としての明確な位置づけがない ため、容積率の移転は行政財産 への私権の設定にはあたらな い。余剰容積率について法整備 等については、地方自治法で議 論できない内容であるため、当 省では回答いたしかねるもので ある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400078	総務省、環境 省	不正軽油対策	5117	51170018	11	東京都	18	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講じること。		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 しかし現行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。 	
z0400079	総務省	行政財産に対する制限の緩和	5117	51170021	11	東京都	21	行政財産に対する制限の緩和	<p>自治体が所有する公有財産のうち、行政財産については法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付け、容積率の移転等ができないなどの制約がある。</p> <p>公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、地方自治法の規定を改正し、法律による一律の規制を見直すべきである。</p>	<p>民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け組織の統廃合により、未利用・低利用の施設も多く見られ、行政需要もない空床も増加している。これらの空床を民間事業者に貸し付けて、財産的収入を確保する。</p> <p>余剰容積率の有効活用 低利用の行政財産については、容積率に余剰が生じている。こうした余剰容積率について、隣接地に移転するなど有効活用することにより、財産的収入を確保する。</p>	<p>例外的に行政財産の貸付けが認められる場合として、PFI事業における選定事業者に対する行政財産の貸付けや、地方公営企業法による民間事業者に対する行政財産である土地の貸付けがあるが、自治法では行政財産を民間事業者に貸し付けることは認められておらず、行政財産をその目的外に使用する場合は、使用許可として処理されている。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限に留められるため、財産を有効活用する手段としては限界がある。</p> <p>したがって、庁舎の一部の空床を民間事業者に対して貸付けするには法律の規定の整備を要する。</p> <p>また、余剰容積率を隣接地に移転する方法で有効活用するためには、行政財産に対する制限を緩和するなど法律の規定の整備を要する。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400080	総務省	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	地方公共団体の財産は一定の場合に普通財産である土地に限って信託することが出来る。	c		地方公共団体の財産は、住民からの税金等を原資とするものであり、法律上特別に認められた方法、手続によって安全かつ確実に管理する必要があること、信託を行うと一時的にであれ信託財産の所有権が受託者に移転することから、その場合の法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があるため、慎重に検討していきたい。		要望者は以下のとおり意見を提出しているところであるので、要望者の意図も踏まえ、改めて検討されたい。 基金に属する有価証券の信託による運用は、元本の保証が確実な有価証券について、受託者である信託銀行の固有財産との分別保管を前提とし、安全性が確認できる金融機関等に貸し出すものである。 預金と同様、各自治体の自己責任において取り組むものであり、次期法改正の機会に、本信託の実施が可能となるよう検討していただきたい。	c		地方公共団体の債権や財産制度については、前回回答にある課題を踏まえながら、引き続き慎重に検討していきたい。
z0400081	総務省	消防用無線機の型式検定基準の緩和	- (該当法令なし)	-	e	-	現在、消防無線等の陸上業務関係の無線設備については、無線機器型式検定規則に係る規定はない。 【参考】 平成12年1月1日に無線機器型式検定規則の一部改正(平成11年10月13日郵政省令第81号)が施行され、陸上業務関係の無線設備の規定は、無線機器型式検定規則から削除されたところである。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400080	総務省	地方公共団体の基金の運用に関する 規制の緩和	5117	51170022	11	東京都	22	地方公共団体の基金の運用に関する規制の 緩和	地方公共団体の基金に属する有価証券につ いて、信託銀行等に対する信託を可能とす ること。	運用有価証券信託による基金の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・運用有価証券信託は、保有する国債等の 有価証券から金利収入を得ることに加え、 当該有価証券を貸出し、手数料を得るこ とを目的として信託するものである。 ・現状では、地方自治法により基金に属す る有価証券を信託することは認められてい ないが、より効率的な運用を図るため、こ れを信託銀行等に対して信託することを可 能とするよう法改正を要望する。 	本有価証券信託は、機関投資家における運 用方法として増加傾向にある。(別添資 料)
z0400081	総務省	消防用無線機の型式検定基準の緩和	5118	51180002	11	埼玉県草加市	2	消防用無線機の型式検定基準の緩和	業務用無線機として、消防用無線機に義務 づけられている防水・耐震・耐衝撃性能等 の技術基準をアマチュア無線機と同程度に 緩和する。	<p>消防用無線機について、その型式上の 技術基準をアマチュア無線機と同程度のも のまで規制緩和することにより、機器本体 を量産品とする。</p> <p>これに消防用無線機の周波数帯を組み 込むことにより、廉価に消防用無線機を調 達する。</p> <p>無線機購入単価を下げるにより無 線機配備台数を増やし、消防活動の機動性 を高める。</p>	<p>消防無線機は、無線機器型式検定規則別表 に定められる特別の基準を満たすこととさ れているため、アマチュア無線機の3～4 倍の価格となっている。しかし、一般のア マチュア無線機の機能、耐久性の向上は著 しく、この面で消防活動上の不都合はない と考えられる。従って、機器本体はアマ チュア無線機器と共用化し、別途、周波数 帯のみ消防用周波数帯を使用できる機能を 持たせることにより、十分、長期の使用 に耐えられると考えられる。限られた予算 のもとで、機動的消防活動に必要な無線機 器を整備するため、規制緩和を要望するも のである。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0400082	総務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制度の導入)	統計法、地方自治法、地方財政法等 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、公職選挙法、地方財政法	統計法、地方自治法及び地方財政法の規定により、国がもっぱらその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費については、国が措置すべきものとされており、具体的には委託費取扱要綱(大臣決定)に基づき、調査ごとの適正な配分基準に基づき都道府県、市区町村に交付されているところ。剰余金が生じた場合は、返還されている。国の事務に属する選挙、審査及び投票の執行に当たり、公職選挙法及び地方財政法の規定により国が当然に負担すべき経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で基準が定められており、この基準に沿って、執行委託費が都道府県、市区町村に交付されているところ。剰余金が生じた場合は、返還されている。	C	I	統計調査委託費は、もっぱら国の利害に關係する事務に要する経費は当然に国が負担すべきものであることを踏まえ、国において委託費として交付しているものであり、交付金化になじむものではない。また、国が委託費として交付したものを、他の用途に充てることは適当でない。なお、当該統計調査の実施に要する経費に充てられる限り、弾力的な執行が可能となっている。選挙執行委託費は、国会議員の選挙や国民審査といった専ら国の利害に關係する事務に要する経費は当然に国が負担すべきものであることを踏まえ、国において委託費として交付しているものであり、交付金化になじむものではない。また、国が委託費として交付したものを、他の用途に充てることは適当でない。なお、国会議員の選挙や国民審査に要する経費に充てられる限り、用途に特段の制限はなく、弾力的な執行が可能となっている。		要望より以下の通り意見が提出されており再検討願いたい。当提案は、委託金が交付金かの種別上の問題を言っているのではなく、実額精算方式の廃止を求めるものである。地方公共団体は、政府が推進する三位一体改革に対応し、創意工夫による自立的行財政運営への努力を重ねている。しかし精算方式の国委託事務事業は、こうした努力へのインセンティブを持たず、結果として膨大な国費が非効率的に費消されていると言わざるを得ない。 回答は「弾力的執行が可能」と言うが、あくまでその委託事務の範囲であり、狭い使用範囲での「使い切り」となっている現状は否定できない事実である。また回答は、「国が委託費として交付したものを他の用途に充てることは適当でない」としているが、節約により生じた剰余を一般財源化することが不適当とする根拠がどこにあるのか伺いたい。事実そのように国の委託事業全般が実額精算されているとすれば、民間事業者等は、国から事業受託することは極めて困難となる。 国税の多くは、補助負担金、交付金等を通じて地方公共団体において執行される。国民の負担する血税を最も有効に活用するため、地方の自助努力、創意工夫を生かす制度への改革をあらためて強く求める。	C	I	指定統計調査地方公共団体委託費(以下「委託費」という。)は、地方財政法第10条の4の規定により国庫が負担することとされており、指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱(総務大臣決定、以下「委託費取扱要綱」という。)に基づいて、交付しているものである。この経費を目的外に支出することは許されないものであり、交付額に不要分が生じた場合は、委託費取扱要綱第9条により返還することとなるものである。このような委託費の性格をまずは御理解いただきたい。 また、買付指拂のとなり、税金を有効に活用することは当然のことであり異論はないが、各地方公共団体の創意工夫により節約された上記委託費の剰余の額は、そもそも国の財源として国の事業に有効に活用されるべきものであり、委託費については、これまでそのように取り扱われてきたものと理解している。 指定統計調査の結果はGDPの推計や地方交付税の算定に用いられるなど各種行政施策の実施に必要不可欠なものであり、今後も、指定統計調査の実施には万全を期していただくとともに、委託費が適切に執行されるようお願いしたい。 国政選挙に関する費用は、公職選挙法第263条、地方財政法第10条の4の規定により国庫が負担することとされており、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「基準法」という。)に規定する基準額に基づいて、算定交付しているものである。この経費を目的外に支出することは許されないものであり、交付額に不要分が生じた場合は、基準法第18条第3項により返還することとなるものである。このような選挙執行委託費の性格をまずは御理解いただきたい。 また、買付指拂のとなり、税金を有効に活用することは当然のことであり異論はないが、国政選挙に関する事務を法定受託した各地方公共団体の創意工夫により節約された剰余の額は、そもそも国の財源として国の事業に有効に活用されるべきものであり、選挙執行委託費については、これまでそのように取り扱われてきたものと理解している。 国政選挙の事務は是の許されないものであり、今後も選挙の管理執行には万全を期していただくとともに、選挙執行委託費が適切に執行されるようお願いしたい。
z0400083	財務省(A~D)、総務省(E)	連結決算制度の改善	地方税法23条4の2、53条、72条の23、292条4の2、321条の8、	連結納税制度については、地方税は採用していない。	f		地方公共団体の行政サービスの財源である地方税は、地方公共団体の行政サービスによる受益への対価としての本質を有しているところである。また、地方団体全体の赤字は累計204兆円にも上り、行政サービスのコストを賄うための地方税の充実確保が喫緊の課題であることから、税を単純に投資コストとして捉え、ビジネスコスト削減や規制緩和の観点からのみ議論することは適当ではない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400082	総務省、文部 科学省、経済 産業省、農林 水産省	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交 付金制度の導入)	5118	51180003	11	埼玉県草加市	3	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制 度の導入)	国による市町村への委託事務に係る委託金 (交付金)について、市町村の経費削減努 力に報い、かつ国費の有効活用をはかるた め、これを精算なしの「渡しきり交付金」 へと改めることを提案する。	国指定統計調査事務、国政選挙事務等、国 の委託事務については、国が標準的な仕 様、単価等をもとに算出した委託金を、受 託市町村等に渡しきりとする。市町村 等は、この仕様の範囲内で受託事務を遂行 し、残余が生じたときは、当該年度または 翌年度に繰り越して、別途の費目に充当す ることができるものとする。 これにより、 受託市町村の経費削減努力を促し、当 該事業の効率的な執行が期待できる。 「使い切り主義」による冗費の発生を 抑止でき、残余金を市町村が有効活用す ることを通じて結果として国費の有効活用と なる。 市町村の創意工夫を通じて、国は委託 事務の仕様等を改善することができる。 国、都道府県、市町村それぞれに生じる 精算事務をなくせる。	国による市町村への委託事務は、国政選挙 や各種の統計調査事務等、多数にのぼる。 その経費を国が交付しているが、事務終了 後に精算する方式をとっているものが多 い。特殊な場合を除き、不足した場合に交 付金が増額されることはないが、使い残し が生じたときは全額を返還しなければなら ない。このため節減意欲が働きにくく、委 託事業の限定された用途の範囲で、全額を 使い切ることが慣行化している。 この点について、委託事務の効率的執行を 促し、かつ国費の有効な活用をはかる観点 から、「渡しきり交付金制度」への転換を 提案する。 「渡しきり交付金」については、中央省庁 等改革の推進に関する方針(平成11年4 月27日、中央省庁等改革推進本部決定) の中で、独立行政法人の事業運営のための 交付金制度として導入がはかられたところ であり、用途の内訳を細かく特定せず、か つ予定以外の用途に充てることや、翌年度 繰越を認めたものとなっている。 この方式を市町村への委託事務にも適用す ることにより、節減努力を促し、結果とし て国費の最も有効活用がはかれる。またこの ことは、市町村、都道府県、国それぞれに 生じる精算等事務の合理化にもつながる。 間近に迫った国勢調査には巨額の国費が投 入される。国政選挙に投じられる国費も大 きなものがある。これらを有効に活用し、 かつ地方のコスト意識や創意工夫力を高め るためにも、「渡しきり交付金方式」への 転換を実現したい。	
z0400083	財務省(A~ D)、総務省(E)	連結決算制度の改善	5120	51200004	11	欧州委員会(EU)	4	連結決算制度の改善	4. EUは、日本政府が産業界の関心事項に 対応し、企業が連結納税制度を効果的に活 用できるよう、以下の措置を取ることを要 請する。 a. 100%出資子会社のみが連結納税の対象 となるという要件を50%にまで引き下げる こと。 b. 連結グループに入る際、会社の連結前 の欠損金は通算されないとする制度を廃止 すること。 c. 連結グループ加入のためには課税対象 資産の再評価を受けなければならないとい う要件を廃止すること。 d. 連結納税制度を採用するためには 100%子会社のすべてを連結の対象としな なければならないという要件を廃止す ること。 e. 連結には地方税も含めること。法人住 民税と法人事業税関連の税制は可能な限り 簡素化され、それにより関連地方税申告の 準備に要する行政負担が軽減されること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表 部) 1.1企業の構造改革と関連税制措置 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400084	総務省	パブリックコメント制度の見直し		<p>・ 総務省は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、当該制度の実施状況を毎年調査・監視しており、その結果は公表されている。</p> <p>また、閣議決定では、意見募集期間は「意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として」定めることとされている。</p> <p>・ 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定)の考え方では、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると行政機関が判断した場合を除き、提出された意見はすべて公にすることとしている。</p>	(a)について d	-	<p>(a)について 制度の現状に記載のとおり、総務省は各府省による制度の活用を監視しているところ。また、意見募集期間については、3か年計画において、「現在、「1か月程度を一つの目安」として、各案件については各府省の裁量にゆだねている意見・情報の募集期間について、原則30日間を確保することとし、例外的にそれを下回る期間を設定する場合には、その理由を募集の周知と同時に公表する。」とされている。</p> <p>(b)について 意見募集期間終了時から最終的な意思決定までの期間を具体的にどの程度確保すべきかについては、案件の内容等により異なってくるものと考えられる。また、制度の現状に記載のとおりであるが、さらに、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、「提出意見・情報について、可能な限り、各府省のホームページ上でその全文を公表する」としている。</p>	-				
z0400085	総務省、財務省	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)		<p>行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月27日閣議決定)によれば、行政機関による法令適用事前確認手続(いわゆる日本版ノーアクションレター制度)とは、民間企業等が、その事業活動に係る具体的な行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうか、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に文書で確認し、その行政機関が文書回答を行うとともに、当該回答を公表する手続である。</p> <p>また、総務省は、閣議決定及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。</p>	につ いて d	-	<p>制度の現状に記載のとおり、総務省は各府省による制度の活用を監視しているところ。また、各府省の細則は、閣議決定の範囲内でのみ定めうるものであり、既に閣議決定という一貫した基準が用いられている。</p> <p>拘束力とはどのようなものを意味しているか定かではないが、回答はあくまでも情報提供であり、これが法的な意味で実際の行政機関の行為を決定するようなことは適切でない。ただし、回答内容が公表されることから、照会と同一条件である限り、事実上、申請に対し回答と異なる行政行為をとることは抑制されることが想定される。</p>	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400084	総務省	パブリックコメント制度の見直し	5120	51200005	11	欧州委員会（EU）	5	パブリックコメント制度の見直し	<p>1. パブリックコメント制度に関し、EUは日本政府に実行面での前進を求め、さらに以下を要請する。</p> <p>a. 各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に30日の意見募集期間が全省庁で有効に適用されるようにすること。</p> <p>b. および必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案および報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリックコメントはすべて公表すること。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部）</p> <p>1.2透明性と予測可能性による。</p>	
z0400085	総務省、財務省	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	5120	51200006	11	欧州委員会（EU）	6	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	<p>2. 「ノーアクションレター」(NAL)制度(そして同様に国税庁の「回答文書」制度)に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。</p> <p>要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。</p> <p>「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部）</p> <p>1.2透明性と予測可能性による。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400087	国土交通 省、総務 省、財務省、 国土交通省、 総務省、財 務省、e環境 省、f外務省	政府調達 の透明化の 推進	地方自治法 施行令第167 条の5	普通地方公共 団体の長は、 必要があると きは、一般競 争入札に参 加する者に 必要な資 格として、あ らかじめ、契 約の種類及 び金額に応 じ、工事、製 造又は販売 等の実績、従 業員の数、資 本の額その 他の経営の 規模及び状 況を要件と する資格を 定めること ができる。	c	-	地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間で登録情報の共有化や基準の共通化等を自主的に行うのは望ましいことではあるが、国が制度として業者登録の集約化を行うことや、一定基準を満たした業者を全地方公共団体間で統一的に登録免除とすることはできない。 地方自治法上、予定価格の作成方法等について特段の規定はなく、その具体的な作成方法の決定は各地方公共団体に委ねられている。 また、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度については、地方自治法施行令に規定されているものの、これらの制度を採択するか否かは、個々の契約の内容又は目的に沿って、各地方公共団体が判断することになるため、制度上、自動的に低価格な入札を排除するものではない。 以上のように、提案にあるようなことについて地方自治法又は地方自治法施行令の規定が妨げになるものではない。 なお、予定価格は、国と同様に議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために設けられるものである。					
z0400088	総務省	NTT法の 廃止	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、別途欧州委員会に提出する書面回答を参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400087	国土交通 省、総務省、 財務省、国土交 通省、総務 省、財務省、e環 境省、f外務省	政府調達 の透明化の推進	5120	51200010	11	欧州委員会（EU）	10	政府調達の透明化の推進	<p>国土交通省の認定制度に加えて、EUは経 済の評価の一環としてまた資格審査段階に おいて、発注機関が外国における経験を直 接認定できるようにすることを提案する。 国内・国外の経験を一切区別せず、平等に 考慮すべきである。</p> <p>経営事項審査制度において、主要な財務 および技術に関する能力について、下限指 標の導入をEUは提案する。EUは、企業が入 札に先んじて経営事項審査を受ける義務を 撤廃し、発注機関自体が各々の調達手続に おいて、企業能力の評価を行うことを提案 する。</p> <p>EUは、登録義務を撤廃するか、MLITにお ける統一登録に代替し、それを日本全国の 発注機関において有効とすることを提案す る。</p> <p>EUは、現行の予定価格制度を廃止する か、EUで適用しているものと同様の制度、 すなわち各契約のために指定された予算の 提示、に切り替えることを提案する。いず れにせよ、異常に低い価格の応札を自動的 に拒絶すべきではない。その代わりに、入 札者にそのような低価格で応札した理由と 正当性を説明する機会を与えるべきであ る。</p>	<p>(具体的要望内容より続き)</p> <p>e. EUは、技術仕様 の設計あるいは記述的 特性に合致してはいないが、その要件に明 らかに適合しており、発注の目的とニーズ を満たしているような「同等性のある」手 法に基づく応札については、発注機関がそ れを考慮できるようにすべきと提案する。 EUは、日本に対して、硬直的な技術仕様へ の代替案として、革新的な技術手法を考慮 することを奨励する。 この観点において、EUは日本が環境物品の 調達に係る技術的要件を見直し、「同等性 のある」生産手法を受け入れることを要請 する。 f. EUは、日本では事業所を設立してはい ないが、公共調達への参加を希望している ような企業のために、政府調達セミナーの 際に全省庁から配布および説明が行われる その年度に予定されている調達の全リスト を、外務省・総務省のホーム・ページに掲 載することを提案する。 また、このセミナーの対象範囲を拡大し、 当該年度内に実施されるすべてのインフ ラ事業を対象とするよう提案する。</p>	<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表 部) 2.1政府調達 による。</p>	
z0400088	総務省	NTT法の廃止	5120	51200011	11	欧州委員会（EU）	11	NTT法の廃止	<p>a. 電気通信規制当局は事業の供給者から 完全に独立し、公正であるべきである。そ して日本市場における競争の促進に専念す べきである。規制当局は規制（競争、ユニ バーサルサービス、ライセンスの促進） にのみ関わり、事業者の経営管理に関 して干渉しない、ということを法的文書に 明記することが重要である。それゆえ、EU は、電気通信事業法（適宜改定）に鑑みて ユニバーサルサービスの支配的な供給者に 対してあらゆる必要な規制管理が行われ べきなので、NTT法は廃止されなければな らず、国家もしくは公的な株式保有者が通 信分野において他の分野とは異なる扱いを 受けてはならない、と考える。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表 部) 2.2情報社会 による。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400089	総務省	接続料金に関するLRICモデル の見直し	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、別途欧州委員会に提出する書面回答を参照されたい。					
z0400090	総務省	電気通信サービスの技術的に 中立な規制枠組みの確立	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、別途欧州委員会に提出する書面回答を参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400089	総務省	接続料金に関するLRICモデルの見直し	5120	51200012	11	欧州委員会（EU）	12	接続料金に関するLRICモデルの見直し	b. 接続料金に関するLRICモデルの適用は、NTT西日本・東日本の競合他社にとって結果としてより高いコストにつながるような、通信量に関係しない要素（NTS）の不適当な配分を是正する方向で、見直されるべきである。同様に、トラフィックの減少によって生ずる収入の潜在的損失を補填するために確立された清算メカニズムを撤廃すべきである。EUの昨年の規制改革提案と一貫して、EUは、料金モデルからNTS要素を撤廃し、最新の通信量情報に基づいて計算を行うことを提案する改正を全面的に支持する。さらに、NTT西日本・東日本には、NTS要素を完全に吸収することを要請し、そのコストを加入者線を通じて提供される小売業務から回収することを許可することで、NTTの非効率率がその競争相手に引き継がれないようにすべきである。このようなNTS要素の撤廃は、現在の市場の歪曲をさらに悪化させないために、1年以内に実施されるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	
z0400090	総務省	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立	5120	51200013	11	欧州委員会（EU）	13	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立	c. ローカルおよび/もしくは長距離の有線市場および無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得るようにするために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立する。まさしく支配的事業者の指定はすべてのサービス市場（長距離有線市場を含む）で技術的に中立に行われるようにすべきである。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない。EUは、日本における指定事業者（固定有線市場を除く）のための現在の規制枠組みの基本的構造はいまだに、透明、客観的かつ非差別的条件に基づいていないと考える。「市場の失敗」を是正するためのあらゆる手段が、あらゆる関連市場における支配的事業者を律する法によって、利用できるようにすべきである。また、この点に関して、法はあらかじめテクノロジーによる差別をしてはならない。「市場の失敗」を是正するための規制政策はこのような「失敗」に実質的に対応すべきである。そのために、提案された競争評価の枠組みについては、反競争的状況を効果的に改善するための政治的措置、関連市場における競争状態、およびビジネス政策の関係という側面において、説明が待たれている。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400091	総務省	電気通信事業における共同支配の概念の取込み	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、別途欧州委員会に提出する書面回答を参照されたい。					
z0400092	総務省	第 種指定事業者の卸および小売料金告知用件の存続	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、別途欧州委員会に提出する書面回答を参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400091	総務省	電気通信事業における共同支配の概念の取込み	5120	51200014	11	欧州委員会（EU）	14	電気通信事業における共同支配の概念の取込み	d. 現在は改正電気通信事業法には含まれていないが、共同支配の概念も日本の規制枠組みにおいて考慮されるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	
z0400092	総務省	第 種指定事業者の卸および小売料金告知用件の存続	5120	51200015	11	欧州委員会（EU）	15	第 種指定事業者の卸および小売料金告知用件の存続	e. 市場において重要な力をもち、かつ／あるいは基本的設備を管理する事業者に対しては、卸しおよび小売料金告知要件を存続すべきである。最近のTBL改正は、第I種指定事業者が卸しおよび小売料金を告知する義務を撤廃したことによって、規制当局が、支配的事業者の料金行為を監視し、略奪的料金行為を行うことのないよう確保することを妨げるものである。日本の新たな改正枠組みにしたがって、第I種指定事業者は、こうして例えば、選択的に競合他社に損害を与えるために、値引きをしたり、あるいは料金圧縮戦略をとったりすることができるのである。料金告知と会計分離の義務は、非支配的事業者も含むあらゆる事業者の「ユニバーサルサービス」として分類されるサービスに対して、継続して適用されるもの、とEUは理解している。非対称規制および比例の原則に沿って、非支配的事業者もしくはユニバーサルサービス提供者として選ばれていない事業者には、これらの義務が撤廃されるべきである、とEUは考える。なぜなら、そのことが、これらの事業者が指定事業者と有効的に競争する能力に影響を与え、不当なコストの発生を招くからである。また、このことは公正かつ効果的な競争環境を損なうような不必要な手続きをも巻き込むものである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400093	総務省	東西NTT間での平均システムの見直し	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、別途欧州委員会に提出する書面回答を参照されたい。					
z0400094	総務省	周波数帯割当ての見直し	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、別途欧州委員会に提出する書面回答を参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400093	総務省	東西NTT間での平均システムの見直し	5120	51200016	11	欧州委員会（EU）	16	東西NTT間での平均システムの見直し	f. ユニバーサルサービスは、通常の商慣習によって網羅されないコストに対応するために、必要に応じてのみ実施されるべきである。日本国内における単一料金設定の目的は、ユニバーサルサービス基金の確立によって達成されるべきであり、特に、透明性、非差別および競争的中立の原則を充足しなければならない。EUは、日本全国で均一料金を維持することは、政治的に微妙な問題をはらむことを十分認識しているが、現在行われているように、接続料の適用を通じてこの目標が達成されていることは、不適切であるとみなす。国内に（収益の少ない地域も含む）単一料金を確保するためのユニバーサルサービスを提供するためのコストは、それよりもLRICに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益（ネットワーク外部性、ブランド名およびプレゼンス）は、費用の計算に十分考慮されるべきである。現行の東西NTT間での平均化システムは、NTT東日本とNTT西日本間内部の相互補助につながり、憂慮すべき問題である。NTT東日本とNTT西日本は組織的には分離されている。十分は会計分離を確保するために、双方が競争的保護を課す形がそうした行為に走ることは原則的に妨げられている。こうした状況の結果、接続料金はもはやコスト指向ではなくなっている。これは、WTO/GATS参照文書に定められているコスト指向の原則に反するものである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	
z0400094	総務省	周波数帯割当ての見直し	5120	51200017	11	欧州委員会（EU）	17	周波数帯割当ての見直し	g. 第3世代移動体通信システムにIMT-2000帯域を割り当てる補足的な周波数帯の分配は、差別を防止するため、競争に対して中立的に、そして、世界無線通信会議で達成された合意に基づいて行われるべきである。そのために、将来的に周波数帯の割り当てに関する提案は、800 MHz帯のみに焦点を当てるのではなく、複数の選択肢（例えば1.7 GHzなど）を検討すべきである。周波数帯の追加は、すべての第3世代移動通信システム事業者による今後の要請を考慮して行われるべきである。従って、800 MHz帯を自動的にDoCoMoとKDDIに再分配するという現在の提案は、競争を歪曲し、他の事業者を不当に冷遇するものであり、放棄すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400095	総務省	供給者規格適合性宣言制度の 適用拡大	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改 革対話において協議されてい るところであり、 別途欧州委員会に提出する書 面回答を参照されたい。					
z0400096	警察庁、総務 省、法務省	プリペイド携帯電話の容認	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改 革対話において協議されてい るところであり、 別途欧州委員会に提出する書 面回答を参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400095	総務省	供給者規格適合性宣言制度の適用拡大	5120	51200018	11	欧州委員会（EU）	18	供給者規格適合性宣言制度の適用拡大	h. 市場アクセスの規制を可能な限り貿易を制限しないものにするという、TBT協定の義務を満たすため、日本はその供給者規格適合性宣言（SDoC）制度をすべての種類の無線機器にも適用することを検討すべきである。それによって、日本は、他の経済圏に対しても、同種の製品の市場アクセス改善の先例を作ることにもなり、それは日本と欧州双方の製造業者の利益となる。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	
z0400096	警察庁、総務省、法務省	プライベート携帯電話の容認	5120	51200019	11	欧州委員会（EU）	19	プライベート携帯電話の容認	i. EUは、プライベート携帯電話を禁止することを目的としたいかなる提案にも反対する。その種の電話は全世界に存在し、顧客の適切な身元証明により、加入契約による使用と同じように確実に、利用者の身元を明らかにすることが可能である。また、プライベート携帯電話は低所得者による携帯電話の使用を可能とさせるという意味でも、社会的役割を果たしている。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 2.2情報社会 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400097	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	共済への民間保険会社と同様の 規制制度の適用(認可共済)	地方自治法第2 63条の2	普通地方公共団体は、議会の 議決を経て、その利益を代表す る全国的な公益的法人に委託 することにより、他の普通地方 公共団体と共同して、火災、水 災、震災その他の災害に因る財 産の損害に対する相互救済事 業を行うことができる。 相互救済事業で保険業に該当 するものについては、保険業法 は、これを適用しない。	C		地方自治法第263条の2に基 づき、全国的な公益的法人が、 当省の指導・監督の下で行う相 互救済事業は、民間営利法人 の事業とは異なり、自発的な共 助を基本とした非営利事業で あることから、必要以上の規制を 課すことはその自主性や自立性 を損なうこととなるため適当では ない。		「保険」であっても「共済」であ っても、一般消費者から見れば、 万一の場合の経済的備えに対 する期待は同じであり、契約者 保護の重要性に変わりはない。 保険・共済契約は商品内容が無 形で複雑、長期にわたり保険金 等の支払の確実性を確保するこ とが必要といった特性があるた め、各監督官庁において契約者 保護のためのルールが整備さ れているところであり、「自主性 や自立性を損なう」ことをもっ て、契約者保護のためのルールが 保険業等と異なるままでよいと する理由にはならないと考える。 共済事業の大規模化、共済商 品の多様化といった実態を踏ま えれば、その財務の健全性等に ついて、組合員自らが判断する ことは困難な状況となっており、 財務の健全性等を確保する ルールについては、保険業法等 と整合的なルールを整備するこ とが必要と考えられる。上記を 踏まえ、保険業等と整合的な契 約者保護ルールの整備につい て、改めて検討されたい。		C	地方自治法第263条の2に基 づき、全国的な公益的法人が、 当省の指導・監督の下で行う相 互救済事業は、民間営利法人 の事業とは異なり、自発的な共 助を基本とした非営利事業で あって、契約者は地方公共団 体に限られていることから、一般消 費者としての契約者を保護する という観点からのルールは必要 ない。 なお、財務の健全性等につい ては、「公益法人の指導監督体 制の充実等について」(平成13 年2月9日公益法人等の指導監 督等に関する関係閣僚会議幹 事会申合せ)に基づき、当省に おいて、定期的に検査を実施す るとともにその結果を公表してい るところ。
z0400098	総務省	投資顧問業者の選定プロセスに 関する客観的かつ透明な基準 の確保	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改 革対話において協議されてい るところであり、別途欧州委員会 に提出する書面回答を参照され たい。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400097	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用(認可共済)	5120	51200026	11	欧州委員会(EU)	26	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用	3a. 共済は、免許を受けた民間保険会社と同じ規制制度を適用すべきであり、新規引き受け業務を展開するために規制および課税に関する特権的な地位を利用することを控えるべきである。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券) による。
z0400098	総務省	投資顧問業者の選定プロセスに関する客観的かつ透明な基準の確保	5120	51200033	11	欧州委員会(EU)	33	投資顧問業者の選定プロセスに関する客観的かつ透明な基準の確保	2d. 自由かつ透明な競争入札を保障するために、次回の投資顧問会社の選別プロセスが客観的かつ透明な基準に基づくことを日本郵政公社が保証することを我々は奨励する。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.4郵便サービス-日本郵政公社 による。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400099	総務省	タンクコンテナに係る届出制度 の徹底及び廃止	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改 革対話において協議されてい るところであり、その回答を参照さ れたい。					
z0400099	総務省	タンクコンテナに係る届出制度 の徹底及び廃止	-	-	-	-	本件は、本年度の日EU規制改 革対話において協議されてい るところであり、その回答を参照さ れたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400099	総務省	タンクコンテナに係る届出制度の徹底 及び廃止	5120	51200056	11	欧州委員会（EU）	56	タンクコンテナに係る届出制度の確実な実施	a. 短期的には、港を所管する各消防署が改正規則の文言と精神を実施することを確実にするよう、EUは消防庁に要請する。つまり、書類の物理的な提出を求めず、ファクスや電子メールのみによる真の意味での届け出のみの制度(必要ならば、受領を知らせる返信を伴う)の実施。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.3国際基準の促進/タンクコンテナ による。	
z0400099	総務省	タンクコンテナに係る届出制度の徹底 及び廃止	5120	51200057	11	欧州委員会（EU）	57	タンクコンテナに係る届出制度の廃止	b. 中期的には、届出制度を撤廃すること。必要ならば、タンクコンテナがIMDGへの順守を示す正式書類を携帯していることを確認する無作為検査を実施することもできる。IMDGコードへの順守に加えて、追加的な要件(例えば、届け出)は不要である。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.3.3国際基準の促進/タンクコンテナ による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400100	総務省	接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)	接続料規則第6条第1項、同第3項、別表第1の1	現行の接続料規則において、NTSコストは従量制接続料の原価算定の対象となっており、交換機の費用に含めて算定する規定となっている。(平成16年度に適用されている従量制接続料についても、適正かつ透明な手続きを経た上で、NTSコストを含むものとして認可済み)	a		平成16年10月19日付け情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」において、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除くことが適当とされており、現在、上記答申を踏まえた接続料規則の改正案を情報通信審議会において審議中。本審議会の答申を得た上で、本年度内を目途に改正接続料規則を公布・施行する予定。					
z0400101	総務省	接続料基準に関する研究の実施	-	-	d	-	-	接続料についての調査を行うことについては、これまで必要に応じ実施し、情報通信審議会答申等により公表してきている。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0400100	総務省	接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)	5121	51210016	11	オーストラリア	16	接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)	(i) 日本は、接続料が適切なコストに基づいて算定され、無差別な方法で、競争する電気通信事業者に課されることを明確にすべきである。LRICモデルにおいて、NTT東会社とNTT西会社の接続料の中で多くを占めているNTSコストを接続料の計算から除外すべきである。 (ii) 更に、総務省は、下記のように、幅広い接続や卸のサービスについて、日本と国際的な接続料金を比較する接続料基準に関する研究を毎年行い、公表すべきである。 a. 固定間の接続 b. 固定と移動の接続 c. 移動と移動の接続 d. 地域回線のアンパドル e. 距離による45Mbpsと155Mbpsの専用線 • 100Kms • 500Kms この様な接続料基準の研究で比較根拠を明確に定めることは重要である。例えば、もし東京のデータ サービスが一般的にバンド幅・スピードがニューヨークよりも増していれば、スピードの増している分の価値を説明すべきである。		過剰に高い接続料は、依然として日本の電気通信分野に残る心配事である。日本の接続料は、日本の電気通信市場には規制された卸売り接続料というものが無いので高額である。その結果、事業者は他の事業者から小売りベースでの容量の購入を余儀なくされている。その上、接続料は世界水準を遥かに上回っている。現在の料金は効率的費用モデルを基準にすると正当とは認められない。 我々は、WTOの義務に関連して、日本の過剰に高い接続料を懸念している。1997年に、日本は電気通信基本サービスについてのWTOのリファレンス・ペーパーに含まれた規制原則に従うことを合意している。リファレンス・ペーパーの第2.2項は、主な供給事業者との接続は、透明性があり、無差別かつ合理的な、コストに基づいた料金で行わなければならないとしている。2002年に、情報通信審議会は長期増分費用(LRIC)モデルの見直しを行ったが、その結果、2003年度と2004年度に適用される平均接続料が約5%上がった。 また、情報通信審議会が、NTT東会社とNTT西会社間の競争を促進させるために、夫々のコストに基づく異なった接続料を適用すべきであるとされた以前の提言にも拘わらず、総務省は市場を支配する両社に対し同じ接続料を導入することを決めた。総務省は、ユニバーサル サービスとして国民に等しく電気通信サービスを提供すべきであると主張している。これらの動きは電気通信産業の競争を促進させる日本の政策を逆行させるものである。 更に、接続料金を設定する際にユニバーサルサービスを考慮に入れることが出来るのはリファレンス・ペーパーの第3項の要件を満たしている場合のみである。オーストラリアは、日本の現在の取り決めが十分な透明性を持って、リファレンス・ペーパーの要件に合致しているかどうかについて疑問を持っている。接続に関する取り決めの際、ユニバーサル サービス条項に影響する不透明な施策を取り入れることは好ましくないとする。WTO(2004)メキシコ	
z0400101	総務省	接続料基準に関する研究の実施	5121	51210016	21	オーストラリア	16	接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)	(i) 日本は、接続料が適切なコストに基づいて算定され、無差別な方法で、競争する電気通信事業者に課されることを明確にすべきである。LRICモデルにおいて、NTT東会社とNTT西会社の接続料の中で多くを占めているNTSコストを接続料の計算から除外すべきである。 (ii) 更に、総務省は、下記のように、幅広い接続や卸のサービスについて、日本と国際的な接続料金を比較する接続料基準に関する研究を毎年行い、公表すべきである。 a. 固定間の接続 b. 固定と移動の接続 c. 移動と移動の接続 d. 地域回線のアンパドル e. 距離による45Mbpsと155Mbpsの専用線 • 100Kms • 500Kms この様な接続料基準の研究で比較根拠を明確に定めることは重要である。例えば、もし東京のデータ サービスが一般的にバンド幅・スピードがニューヨークよりも増していれば、スピードの増している分の価値を説明すべきである。		過剰に高い接続料は、依然として日本の電気通信分野に残る心配事である。日本の接続料は、日本の電気通信市場には規制された卸売り接続料というものが無いので高額である。その結果、事業者は他の事業者から小売りベースでの容量の購入を余儀なくされている。その上、接続料は世界水準を遥かに上回っている。現在の料金は効率的費用モデルを基準にすると正当とは認められない。 我々は、WTOの義務に関連して、日本の過剰に高い接続料を懸念している。1997年に、日本は電気通信基本サービスについてのWTOのリファレンス・ペーパーに含まれた規制原則に従うことを合意している。リファレンス・ペーパーの第2.2項は、主な供給事業者との接続は、透明性があり、無差別かつ合理的な、コストに基づいた料金で行わなければならないとしている。2002年に、情報通信審議会は長期増分費用(LRIC)モデルの見直しを行ったが、その結果、2003年度と2004年度に適用される平均接続料が約5%上がった。 また、情報通信審議会が、NTT東会社とNTT西会社間の競争を促進させるために、夫々のコストに基づく異なった接続料を適用すべきであるとされた以前の提言にも拘わらず、総務省は市場を支配する両社に対し同じ接続料を導入することを決めた。総務省は、ユニバーサル サービスとして国民に等しく電気通信サービスを提供すべきであると主張している。これらの動きは電気通信産業の競争を促進させる日本の政策を逆行させるものである。 更に、接続料金を設定する際にユニバーサルサービスを考慮に入れることが出来るのはリファレンス・ペーパーの第3項の要件を満たしている場合のみである。オーストラリアは、日本の現在の取り決めが十分な透明性を持って、リファレンス・ペーパーの要件に合致しているかどうかについて疑問を持っている。接続に関する取り決めの際、ユニバーサル サービス条項に影響する不透明な施策を取り入れることは好ましくないとする。WTO(2004)メキシコ	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400102	総務省	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入	電気通信事業法第32条、第33条第1項、同第2項	電気通信事業法第33条により、加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークは、他事業者の事業展開上不可欠であり、利用者の利便性の増進の観点から極めて重要であることから、加入者回線の50%以上を有する事業者のネットワークを第一種指定電気通信設備として指定し、接続約款の認可・公表、認可接続約款による接続協定の締結等を義務付けている。	d	-	制度の現状と同じ					
z0400103	総務省	電気通信市場における競争政策の推進	電気通信事業法第20条、第29条	本年4月の改正電気通信事業法施行後も、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであって、他事業者による代替的なサービスが十分に提供されていないこと等を助案して定めるサービスについては、契約約款の届出が義務付けられている。 なお、仮に電気通信事業者が届出を要しないサービスについて不当な料金・提供条件を設定した場合であっても、業務改善命令により、是正を求めることが可能である。	d		本年4月の改正電気通信事業法施行後も、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであって、他事業者による代替的なサービスが十分に提供されていないこと等を助案して定めるサービスについては、契約約款の届出が義務付けられている。 なお、仮に電気通信事業者が届出を要しないサービスについて不当な料金・提供条件を設定した場合であっても、業務改善命令により、是正を求めることが可能である。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400102	総務省	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入	5121	51210017	11	オーストラリア	17	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入	(i) 地域回線以外のボトルネック回線機能やサービスをアンバンドル化させれば、サービス提供における競争が高まる。また、日本も、ボトルネック サービスの適正な価格を定め、それを明確にする規制体制を導入すべきである。		NTTは、他の電気通信事業者に対して地域回線へのアクセスをアンバンドル化しているが、その他のボトルネック回線機能やサービスもアンバンドルする必要がある。もし満足出来るような商業上の取り決めが電気通信事業者間で果たされなければ、規制により、買い手に対する標準的な条件を定めたサービス制度(declared service regime)も必要である。規制においては、地域回線や電話通信の問題を越えて、その他の競争的なボトルネックが有るかどうかの判断も必要である。規則に関しては、ボトルネックが単に技術的なインターフェイスでなく、運用上のプロセスの問題で有りうることも認識しなければならない。オーストラリアは、運営上のボトルネックに関する多くの問題を解決するために、産業機関であるオーストラリア電気通信産業協会(ACIF - http://www.acif.org.au)のような、産業界との協議や自主規制の仕組みを、適切に利用することを奨励している。競争する事業者がエッセンシャル施設へアクセス出来ることは、自由な競争体制にとつての基本原則である。例えば、オーストラリアでは、競争推進の公的機関であるオーストラリア公正取引委員会により、エッセンシャル サービスであると“宣言”(declaration)する制度がある。“宣言”されたサービスは、本質的にボトルネックや独占的なサービスで、それらにアクセス出来なければ、新たに参入する事業者は競争的なサービスを提供することが出来ないものである。これらのサービスがエッセンシャルと“宣言”されると、電気通信事業者やそのサービスを中継する電気通信事業者は“宣言”されたサービス	
z0400103	総務省	電気通信市場における競争政策の推進	5121	51210018	11	オーストラリア	18	電気通信市場における競争政策の推進(CPS制度とNP制度の普及促進)	携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会の提言と同じく、我々は、第3世代向けのNPを導入することにより、第3世代の携帯電話サービスでの競争が高められるように、日本が携帯電話の番号ポータビリティを出来早く導入することを要望する。 更に、日本はNTTが非競争的な行為をしないように、NTTに対し料金登録要件を復帰させるか、類似した効果的なメカニズムを確立すべきである。		電気通信市場における競争拡大を図るための主要な前提条件の一つは、消費者に負担を掛けずに、消費者の能力をもって選択を可能にさせることである。従って、固定やフリーダイヤル(1800)や携帯電話にとって、電話会社事前登録制(優先接続:CPS)と電話番号の移動制度(Number Portability: NP)の二つの主要な選択肢が存在する。CPSは現在日本では「マイライオン」サービスとして提供されている。しかし、NPは導入されていない。NPにより、多くの費用や不便を掛けずに、消費者が電話会社の変更が出来るので、NPは同様に重要である。NPにより、事業者が製品のマーケット・シェアを競うので、より競争を促進させる。NPはより大きな革新や製品開発を促す。 更に、NTTは最近料金の登録義務を免除された。これらの登録によって確保されていた料金の透明性が欠如し、NTTが非競争的な行為に携わっていないことを明確にするメカニズムが不明である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400104	総務省	MNP制度の導入	-	-	b	-	携帯電話の番号ポータビリティについては、「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」において、「導入することが適当」との報告書が取りまとめられた。 この報告書を受け、総務省では、「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」を作成、公表し、平成18年度から導入できるよう取り組んでいる。					
z0400105	総務省	電気通信に係る規制機関の独立性の担保	-	WTOリファレンスペーパー第5条に規定される電気通信事業者からの独立性の確保について、総務省はいかなる電気通信事業者からも完全に分離されており、既に実施済。各々の規制の制定・改廃については、パブリック・コメント手続や審議会における議論を通した透明な手続により行っており、「政策」と「規制」の責任の明確化についても確保されているところ。豪州側要望は杞憂と考えられる。	e	-	WTOリファレンスペーパー第5条に規定される電気通信事業者からの独立性の確保について、総務省はいかなる電気通信事業者からも完全に分離されており、既に実施済。各々の規制の制定・改廃については、パブリック・コメント手続や審議会における議論を通した透明な手続により行っており、「政策」と「規制」の責任の明確化についても確保されているところ。豪州側要望は杞憂と考えられる。	総務省は事業者から独立した規制機関として、公正競争に必要な条件を整備し、競争的な市場創出に成功している。我が国のインターネット接続サービス、IP電話サービス等については、2004年6月19日に発表されたOECD対日規制改革フォローアップ審査報告書にも、OECD加盟国の中でも最も低廉な料金で提供されている旨記載されたところ。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400104	総務省	MNP制度の導入	5121	51210018	21	オーストラリア	18	電気通信市場における競争政策の推進(CPS制度とNP制度の普及促進)	<p>携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会の提言と同じく、我々は、第3世代向けのNPを導入することにより、第3世代の携帯電話サービスでの競争が高められるように、日本が携帯電話の番号ポータビリティを出来早く導入することを要望する。</p> <p>更に、日本はNTTが非競争的な行為をしないように、NTTに対し料金登録要件を復帰させるが、類似した効果的なメカニズムを確立すべきである。</p>		<p>電気通信市場における競争拡大を図るための主要な前提条件の一つは、消費者に負担を掛けずに、消費者の能力をもって選択を可能にさせることである。従って、固定やフリーダイヤル(1800)や携帯電話にとって、電話会社事前登録制(優先接続:CPS)と電話番号の移動制度(Number Portability: NP)の二つの主要な選択肢が存在する。CPSは現在日本では「マイライン」サービスとして提供されている。しかし、NPは導入されていない。NPにより、多くの費用や不便をかけないで、消費者が電話会社の変更が出来るので、NPは同様に重要である。NPにより、事業者が製品のマーケット・シェアを競うので、より競争を促進させる。NPはより大きな革新や製品開発を促す。</p> <p>更に、NTTは最近料金の登録義務を免除された。これらの登録によって確保されていた料金の透明性が欠如し、NTTが非競争的な行為に携わっていないことを明確にするメカニズムが不明である。</p>	
z0400105	総務省	電気通信に係る規制機関の独立性の担保	5121	51210019	11	オーストラリア	19	電気通信に係る規制機関の独立性の担保	<p>日本は、電気通信を所管する規制当局が、公平かつ迅速に行動できるように法的な責任を持ち、法的にも機能的にも独立すべきである。もし日本が総務省の中で現在の政策と規制機能を統合したアプローチを継続するのであれば、外国の電気通信事業者が内国民待遇を受けられるように、総務省は国内の電気通信事業者に対する独立性を確保する明確な施策が行われていることを概説すべきである。</p>		<p>市場参入を援助し、競争や末端消費者の利益を保護する制度的に独立した電気通信機関を持つことは、他の市場で電気通信部門の促進に成功した際の主要点になっている。事実、国際電気通信連合(ITU)の「世界電気通信開発報告;テレコムの再発見2002年」(World Telecommunications Development Report; Reinventing Telecoms 2002)は、民営化、競争、および独立した規制を改革の3つの基本要素として挙げている。</p> <p>日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の所管となっている。最近の改革によって日本市場はある程度開放されてきたが、今でも総務省は、国内の電気通信市場を厳しく規制し、間接的に、NTT(東と西)やKDDI、日本テレコム、ドコモのような既存の電気通信事業者が市場を継続的に支配出来るようにさせている。ほとんどのOECD加盟国は、独立した規制機関が電気通信分野の競争を促し、競争を確かなものとする最も有効的手段であると考えている。</p> <p>無差別で透明なプロセスを確保するためには、完全に独立した規制機関が必要である。日本では、サービスの提供は政策の促進や規制から分離しているが、規制部門の能力を持って、政策部門から独立して運営されていることが明らかになっていない。このことは公平性についての疑問を提起する。</p> <p>WTOリファレンス・パーパ-の5条には、規制機関はあらゆる基本電気通信サービスの供給者から独立し、それらに対し説明責任が無いという義務原則を設定している。規制機関による決定や行使される手続は市場に参加する全ての事業者に対し公平でなければならぬ。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400106	総務省	電気通信政策の見直しにかかる 審議会等の透明性・開放性の改 善	情報通信審議会 議事規則 第5 条	審議会は、その調査審議に当 たり、必要と認めるときは、当該調 査審議事項と関連する利害関 係者その他の参考人から公聴 会その他の方法により意見を聴 取し(第5条第1項)、また、国民 生活と密接な関係を有する事項 を調査審議するに当たり、必要 と認める時には、広く国民から 意見を募集し(第5条第2項)て いる。	d	-	利害関係者による公開ヒアリン グを、必要に応じて実施するほ か、総務省のホームページ上 で意見募集をしており、広く意 見を出すことができるようにして いる。					
z0400107	総務省	電気通信における規制の独立 性の強化	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400106	総務省	電気通信政策の見直しにかかる審議会等の透明性・開放性の改善	5121	51210020	11	オーストラリア	20	電気通信政策の見直しにかかる審議会等の透明性・開放性の改善	日本政府は、政府の見直し、特に電気通信分野の見直しへの参加を、影響を受ける関係者に拡大すべきであり、総務省は、提案されている改革により影響を受ける関係者からのより積極的にコメントを集めることにより、より大きな透明性と影響を受ける関係者の参加を可能にすべきである。		日本政府は、折に触れて電気通信政策の様々な観点からの規制を見直している。見直しに関する多くの情報は情報通信審議会を通じて流れ、審議会への参加は制限されている。アメリカ、イギリス、オーストラリアなど他の国では、潜在的に影響を受ける関係者が見直しの過程で有益な意見を提出出来るような、開放的な取り組みを行っている。例えば、オーストラリアでは規制制度の詳細を進展させるために、全ての関係者は意見を述べる事が出来る。	
z0400107	総務省	電気通信における規制の独立性の強化	5122	51220001	11	米国	1	電気通信における規制の独立性の強化	日本が規制の独立性を強化するために以下の措置を取ることを提言する。 規制機能を政治的に直接コントロールされやすい省庁の権限から切り離し、完全なる独立機関へ移行する計画を策定する。 日本政府が特定数のNTT株を保有すること、外国資本による株式保有、あるいは経営参加への制限等の要件を廃止する。 事業計画や人事決定を含むNTTの運営に関する政府の干渉を排除する。 反競争的行動を処罰するための有意義な制裁権限（罰金を科し、損害の支払いを命じ、免許を差し止めるなど）を確立し、実行する。 1) 日本の電気通信事業紛争処理委員会の運営、実効性及び権限が強化されるよう、紛争処理を行う際の透明性の最大化を含め、方策を講じる。2) 総務省の産業振興プログラムの恩恵を受けている企業が、規制の特権的な待遇を受けることがないよう、産業振興と規制措置を明確に分け隔てる垣根を設定する。		総務省は長年、規制決定プロセスから党派的な影響力を排除することに苦慮してきた。政府とのつながりを長年維持してきた大企業を優遇し、新規参入企業を犠牲にした過去の決定案件は、規制の独立性及び説明責任を改善する方策が必要であることを裏付けている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400108	総務省	電気通信における規制の説明 責任の強化	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400109	総務省	電気通信分野における支配的 事業者規制及び競争セーフガー ド	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0400108	総務省	電気通信における規制の説明責任の強化	5122	51220002	11	米国	2	電気通信における規制の説明責任の強化	<p>規制の説明責任を強化するために、米国は日本に、決定された規制の再検討と法的側面からの見直しに向けて具体的に取り組み、規制と司法の両機関が適切な時間内に問題に効果的に取り組めるよう資源の確保を確保することを提言する。</p> <p>決定及び決断事項を裏付ける全ての公開される記録が存在する事及び特別な利益団体が法規制の構築プロセスに接近を許される様なことのないことを保証するために、透明性ある手続を導入かつ公表する。</p> <p>関心を有する全ての利害関係者が参加の機会を与えられるように、総務省が主催する作業部会のメンバー選出プロセスを公開する。</p>		総務省は長年、規制決定プロセスから党派的な影響力を排除することに苦慮してきた。政府とのつながりを長年維持してきた大企業を優遇し、新規参入企業を犠牲にした過去の決定案件は、規制の独立性及び説明責任を改善する方策が必要であることを裏付けている。	
z0400109	総務省	電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガード	5122	51220003	11	米国	3	電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガード	<p>支配的事業者規制および競争セーフガード 米国は改正電気通信事業法下の規制や省令で、日本市場において支配的な地位を保持する事業者に特定の義務を課し、適当な機関にこれらの義務を守らせる権限を与え、これを保証するよう提言する。特に米国は日本に以下の措置を取ることを提言する。</p> <p>2005年3月までに、その市場支配力と妥当な改善措置について再考すべき全ての市場と下位市場を特定し、例えばEUのような他市場の政策立案者及び規制当局者の経験を参考に、かかる調査が迅速に実施されるよう計画を策定する。</p> <p>電柱、管路、とう道、線路施設権への非差別的でコストに基づいたアクセスを法律あるいは規則、あるいはその双方により保証し、それらのアクセスに透明な価格設定方法を提供する。</p> <p>データサービス同様、音声サービスについても、支配的事業者による価格設定の濫用を評価する方法(例:インビュテーションテスト)を確立する。</p> <p>毎年、NTT東西が新規ビジネスへの展開の規定条件を満たしているか否かを見直す際、ネットワークアクセスや優遇措置が施された競合する事業者に関する定量的データを公開する。</p> <p>競合する事業者が利用するNTT東西の専用回線が妥当かつ競争的な料金によって提供されているか否かを、公表される情報に基づいて評価する、透明な方法を確立する。</p> <p>支配的事業者が、規制を受けていないサービスを補てんするために、規制を受けているサービスからの収入を反競争的に利用することがないよう、規則(例えば、関係会社との分離取引ルール)を設ける。</p> <p>報告義務を含め、競争関係実施測定基準および基準不履行に対する金銭的罰則を整備する。このような基準は、必要なすべてのネットワークサービスおよび施設提供、サービスの質および修理や保守において、支配的事業者が自社あるいはその関係会社への扱いと競合事業者への扱いを同等にすることを確保するためのものである。</p> <p>支配的事業者が従来から独占的に提供するサービスの他に新たなサービス展開を試みる場合、適当なセーフガードの実施によりその市場での独占的な立場を利用して反競争的な効果が望めないよう保証する。</p>		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競合事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保証する措置を講じる事をすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400110	総務省(国土 交通省)	電気通信分野における固定系 相互接続	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400110	総務省(国土 交通省)	電気通信分野における固定系 相互接続	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400110	総務省(国土交通省)	電気通信分野における固定系相互接続	5122	51220004	11	米国	4	電気通信分野における固定系相互接続	<p>固定系相互接続 情報通信審議会は2004年7月に、2005年度から3年間適用されるよう改定された相互接続料金算定モデル(長期増分費用方式或いはLRIC)の提案書へのパブリックコメントを募集した。米国は提案書を相互接続料金が受け入れ可能なレベルまで引き下げられる為の適当な措置として歓迎し、様々な利害関係者の意見を反映した上で2004年10月に発表される改定された提案書に期待している。米国は総務省が改定されたモデルの実施省令を起草する際に次の提案を真摯に検討するよう提言する。</p> <p>NTSコストの除去 米国は日本に、移行期間を設けずに2005年度の従量接続料金からNTSコストを取り除く事を提言する。</p> <p>NTT基本料の見直し NTT東西の月額基本料を最大490円まで値下げする決定を受けて、総務省はNTT東西に以下の項目を透明で検証可能な方法で文書化し公開するよう求めることを提言する。1)正確にどのコストが月額回線使用料から回収されているのか。2)先頃発表された小売サービスの月額基本料の値下げと卸売料金(相互接続料金)の値上げの動きが機動的、排他的と目されない理由。3)卸売サービス(ドライカッパー)の月額使用料が小売料金の値下げ分に比例して引き下げるべきではない理由。4)月額基本料のコストがどのように特定され、異なるサービス間(ISDN、DSL、専用回線等)でどのように配分されているのか。5)基本料のコスト回収の前提、特に既に施設設置負担金で回収されているコスト(加入権利もしくは施設設置負担金)、減価償却率と償却方法、許容範囲の利益マージンはなにか。</p> <p>NTT東西間の交付金の廃止 米国は日本に以下の措置を提言する。</p> <p>1)NTT東西が日本のWTO義務に従って、各地域によって異なるコストを考慮しつつ、コストに基づいた相互接続料金を設定し、反競争的な値下げの危険性(及び防止する手段)を検討しつつ、必要に応じて、各社が異なる料金を設定する事を許可する。2)接続料収入をNTT東西間の交付金の収入源とする現在の用途を廃止し、必要と目された交付金は競争上の中立性を保持するユニバーサルサービス基金から拠出する。</p> <p>新しい市況への適用 競争と技術革新の促進によって日本の固定系通信分野の構造が著しく変化の中で、米国は日本に以下の措置を提言する。1)「ビル・アンド・キープ」コスト回収方法への移行を、出来る限り広範囲のネットワークアクセス機能について検討する。2)アナログシステムとIPネットワーク</p>		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保証する措置を講じる事をすべきである。	
z0400110	総務省(国土交通省)	電気通信分野における固定系相互接続	5122	51220007	11	米国	7	電気通信:道路工事規制の緩和	<p>パブリックコメントを経て、通信インフラの新規設置に要するコストと時間を削減するために緩和或いは廃止可能な規則を特定する目的で、全ての道路工事規制の見直しを実施する。</p>		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保証する措置を講じる事をすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400110	総務省(国土 交通省)	電気通信分野における固定系 相互接続	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400110	総務省(国土 交通省)	電気通信分野における固定系 相互接続	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400110	総務省(国土交通省)	電気通信分野における固定系相互接続	5122	51220008	11	米国	8	電気通信:アンバンドル化について	アンバンドル要件の廃止に先駆けて、市場力とボトルネック管理に関する事例を評価するために、パブリックコメントの結果を盛り込みながら競争原理の政策に則り市場を再調査する。		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保证する措置を講じる事をすべきである。	
z0400110	総務省(国土交通省)	電気通信分野における固定系相互接続	5122	51220009	11	米国	9	電気通信:サービスの質における非差別化	アンバンドル化が求められる施設においては、米国は日本がNTT東西に対して、以下の措置を取ることを提言する。 NTT東西がサービスの混乱や質の悪化に対応しなければならない期間を特定して、小売顧客へ提供されているサービスと同様のサービス水準合意(SLA)を、その接続約款に盛り込むこと。 施設への適切なアクセスを条件として、卸売顧客が自ら施設を保守する選択権を容認する。		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を保证する措置を講じる事をすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400111	総務省	移動体通信市場における着信料金への取組及び競争の促進	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争施策イニシアティブ」の4年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2005年に公表される報告書を参照されたい。					
z0400111	総務省	移動体通信市場における着信料金への取組及び競争の促進	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争施策イニシアティブ」の4年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2005年に公表される報告書を参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400111	総務省	移動体通信市場における着信料金への取組及び競争の促進	5122	51220005	11	米国	5	電気通信分野における携帯着信料金について	<p>携帯着信料金 米国は日本に以下の措置を提言する。</p> <p>支配的な無線ネットワークへの競争的な接続料金を保証する日本の電気通信事業法と2002年の取り決めに従い、携帯電話の着信料金がコストに基づく水準に設定されているか否かを評価する為に客観的で透明な方法を規定し、また交渉が妥結されない場合はこれを仲裁手段の根拠とする。</p> <p>携帯電話事業者との相互接続を求める固定通信の事業者のために、小売料金の設定時における携帯電話事業者による差別的な扱いを許している現在の慣行を排除することで競争上の中立性を確保する。</p> <p>携帯電話市場におけるNTTドコモの支配的な立場を分析すると同時に、全携帯電話事業者が下位市場において携帯着信料金に対してどの程度の市場力を発揮しているのかを分析する。</p>		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を確保する措置を講じる事をすべきである。	
z0400111	総務省	移動体通信市場における着信料金への取組及び競争の促進	5122	51220006	11	米国	6	電気通信:携帯電話市場における競争の促進	<p>非常に普及率が高く、小売料金の高い日本の携帯電話市場において、2010MHz及び800MHzの周波数帯を含めた市場へ新規事業者が参入できる機会を広げることを検討するように米国は日本に提言する。既存事業者が周波数の有効利用を怠っていたり、利用者を異なる周波数帯の新サービスへ移行させる過程に在ったりする場合、総務省は移行する周波数帯を他の利用者へ技術の中立性を保ちつつ割当ててることを考慮すべきである。</p>		電気通信事業法が2004年4月に改定されたことにより、競争的通信事業者の規制緩和において日本は大きな成果をあげた。しかしながら、施設ベース・サービスベースの競争促進のためには、ボトルネック設備へ競争事業者がアクセス出来る事が今もって必要不可欠であって、それが日本政府の主要な目標である。総務省は、支配的事業者への規制を強化し、固定系通信サービスの相互接続料金を低く抑え、更にその他の競争的環境を改善する事によって電気通信分野における競争を確保する措置を講じる事をすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの 促進措置	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの 促進措置	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの促進措置	5122	51220010	11	米国	10	電気通信分野における免許登録が必要な周波数帯の柔軟な利用	免許登録が必要な周波数帯の柔軟な利用効率的で革新的な電波利用を更に促進する為、米国は日本へ以下を提言する。 免許を付与された事業者に賃貸、転貸及び他サービス事業者との周波数帯の交換を促進する方策を講じる。 免許付与の政策は技術的に中立な立場をとるよう明確に規定し、事業者が選択する技術が可能な限り周波数の割当て及びサービス免許付与手続きに左右されないよう設定する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。	
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの促進措置	5122	51220011	11	米国	11	電気通信分野における新規技術への周波数割り当て	米国は日本へ以下の措置を提言する。 革新的な無線LAN技術、固定系及び移動系MANサービス、その他標準化されていない技術に供する周波数帯の特定、割当てを開始する。 可能であれば、このような技術に供される周波数帯は、免許不要とする。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの 促進措置	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの 促進措置	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの促進措置	5122	51220012	11	米国	12	電気通信分野における新規技術の試験手順	予備免許付与手続きを手順の合理化と透明性の向上に向けて見直し、既存事業者が競合技術の試験を妨害しないよう手続上のセーフガードを規定する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。	
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの促進措置	5122	51220013	11	米国	13	電気通信分野における電波利用料制度	総務省が電波有効利用政策研究会の報告書を見直し、最終決定を行う際、米国は総務省に以下を提言する。 免許不要局やサービスに利用料を課さないようにする。 免許不要局の新しい形態として帯域占有型を導入する前に、帯域非占有型として取り扱えるか否かを十分かつ透明性を持って検討する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度のICT政策が「u-Japan構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの 促進措置	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの 促進措置	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの促進措置	5122	51220014	11	米国	14	電気通信における小電力無線システムによる周波数利用	既存利用者の利益に配慮しながらも小電力無線 I C タグが免許不要局として電波を利用できるよう、2004年度及びそれ以降の規制改革の審議過程が時宜に合った、客観的且つ透明性あるものであるよう保証する事を、米国は日本政府に提言する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度の I C T 政策が「u-Japan 構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。	
z0400112	総務省	高度無線技術及びサービスの促進措置	5122	51220015	11	米国	15	電気通信分野における民間部門からの情報提供	米国は、電気通信作業部に講演者として政府及び民間部門から専門家を招き見解を共有することで、協議が一層促進することを歓迎する。		総務省は2004年版情報通信白書「世界に広がるユビキタスネットワーク社会の構築」において、日本でブロードバンド技術および無線技術が融合し、「いつでも、どこでも、誰でも情報を自由に交換できるユビキタスネットワーク」が実現しつつある現状を説明した。その上で、2004年8月に総務省は、2005年度の I C T 政策が「u-Japan 構想」に焦点をあわせると発表した。これらの目標と一貫して、日本が技術革新、競争、透明性そして有効な周波数利用を促進するために、更に柔軟に周波数帯の規制に取り組むよう米国は提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400113	総務省、外務省	電気通信・通信機器の貿易促進	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらの基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争施策イニシアティブ」の4年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2005年に公表される報告書を参照されたい。					
z0400114	総務省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらの基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争施策イニシアティブ」の4年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2005年に公表される報告書を参照されたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400113	総務省、外務省	電気通信:通信機器の貿易促進	5122	51220016	11	米国	16	電気通信:通信機器の貿易促進	通信及びIT機器の分野でより効率的な貿易が促進されるよう米国と日本は試験及び認証の要件を相互に承認する方策を講じてきた。この精神の下、米国は日米両政府が2004年度末までに電気通信作業部会を通して電気通信機器の具体的要件及び電磁両立性(EMC)の一般的要件に関する相互承認協定(MRA)を締結するよう提案する。		通信及びIT機器の分野でより効率的な貿易が促進されるよう米国と日本は試験及び認証の要件を相互に承認する方策を講じてきた。この精神の下、米国は日米両政府が2004年度末までに電気通信作業部会を通して電気通信機器の具体的要件及び電磁両立性(EMC)の一般的要件に関する相互承認協定(MRA)を締結するよう提案する。	
z0400114	総務省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	21	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 ISP責任・インターネット・サービス・プロバイダー責任制限法等のデジタル・コンテンツの著作権侵害を防止するための現行の措置を包括的かつ積極的にモニター強化する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400115	総務省	官民による電子商取引の利用 の促進: スパム	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果について は、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400116	総務省、財務 省、経済産業 省	情報システムの調達改革促進	-	「情報システムに係る政府調達 制度の見直しについて」(平成1 4年3月情報システムに係る政 府調達府省連絡会議了承、14 年4月、15年3月、16年3月改 定)に列挙されている措置を各 府省は可能な案件から逐次実 施することとしている。	d	-	「情報システムに係る政府調達 制度の見直しについて」は、既 にホームページ等を通じて公表 しており、いつでも意見を提出で きるようになっている。また、「規 制改革推進3か年計画」の改定 等の際には、日本経団連等の 民間部門から、情報システムに 係る政府調達の改善の取組に ついて、定期的に進捗状況を把 握すべきなどの要望を受け、 フォローアップを実施している。 さらに、情報システムの調達を 含む政府調達に関する自主的 措置の実施状況については、 「アクション・プログラム実行推進 委員会」の下の「政府調達の自 主的措置に係る自主的レビュー 会合」において定期的に内外の 供給者から要望を聴取してい る。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400115	総務省	官民による電子商取引の利用の促進: スパム	5122	51220032	11	米国	32	官民による電子商取引の利用の促進:スパム	迷惑メールいわゆるスパムは、多くの場合、オンライン詐欺行為に関連し、悪質なコードを拡散し、企業や消費者に負担と経費を強いている。拡大するスパム問題に対処しなければ、電子商取引の発展は脅かされる。米国はスパム問題に効果的に対処するには、消費者や企業に対する啓蒙活動、効果的な法律の執行、技術的基準、ベストプラクティス等を組み合わせた総合的な取り組みが必要であると確信する。よって米国は、日本に下記の事項を要請する。 スパム問題の解決に向け、技術革新を通じて民間が中心的役割を果たし、また民間が独自に技術選択することを確認する。 消費者意識を高め、効果的に法律を執行する手段を明らかにし、スパム対策の中に自主規制の原則を取り入れる。		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。	
z0400116	総務省、財務省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	11	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各省庁が採択した了解書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 了解書に沿って実施されている情報システム調達手続の改善方法に関して、2004年度内にパブリックコメントを通じて民間の意見を聴取する。知的財産権の所有権や損失に対する責任の明確化といった検討中の事項もこのパブリックコメントの対象とする。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400117	総務省、財務 省、経済産業 省	情報システムの調達改革促進	-	「情報システムに係る政府調達 制度の見直しについて」(平成1 4年3月情報システムに係る政 府調達府省連絡会議了承、14 年4月、15年3月、16年3月改 定)に列挙されている措置を各 府省は可能な案件から逐次実 施することとしている。	d	-	情報システムの政府調達につ いては、極端な安値落札の防止等 の観点から、自主的な取組とし て、入札の評価における将来の 運用コストの反映、著しい安値 入札があった場合の調査の徹 底等の方策を講じていくとしてい る。こうした取組みを通じて、透 明で公平な情報システムの調達 に努めている。本取組みは、「情 報システムに係る政府調達制度 の見直しについて」に基づき、2 002年3月以降、可能な案件か ら逐次実施されているものであ り、今後、各府省における取組 みが一層推進されることが期待 されるが、情報システムに係る 政府調達府省連絡会議事務局 (総務省、経済産業省、財務省) において本取組みのフォロー アップ調査を毎年度実施してお り、今後とも継続的に実施してい きたいと考えている。					
z0400118	総務省、財務 省、経済産業 省	情報システムの調達改革促進	-	情報システムに係る政府調達事 例データベースは、平成16年4 月から運用している。	d	-	「情報システムに係る政府調達事例データ ベース」は、本年4月から運用を開始して おり、各府省における調達案件のデータを同 データベースに順次蓄積しつつ、蓄積された 調達案件に係る落札者情報等をインターネット 上で公表している。 1)一般入札と随意契約の比率 公共事業を除く物品・サービスにおける、物 品・サービス別、契約形態別調達割合につ いては、別紙のとおりである。この情報につ いては、総理官邸のホームページ等を通じて 公表している。 (別紙の「物品・サービス別、契約形態別調 達割合について」を参照) 2)ライフサイクル・コストや総合評価落札方式 (OGVM)といった新しい評価方法の採用に ついて 「情報システムに係る政府調達制度の見直し について」の「フォローアップ調査結果(平成 14年度における実施状況)」によると、単年 度契約におけるライフサイクルコストベース での価格評価を実施した実績は無かった が、評価の実施手法の具体例について、昨 年度末に府省間で情報共有した状況であ り、今後、当該評価の実施が期待される。ま た、加算方式によるOGVMについては、9府 省40案件で実施されている。 3)複数年契約といった新しい契約方法の採 用について 「情報システムに係る政府調達制度の見直し について」の「フォローアップ調査結果(平成1 4年度における実施状況)」によると、国庫債 務負担行為を活用した複数年度契約は、1 府省41案件で実施されている。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400117	総務省、財務 省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	21	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各省庁が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 極端に低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
z0400118	総務省、財務 省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	31	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各省庁が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 2004年4月に構築された情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充に向け、全省庁は情報システムの調達に係る落札の具体的事例情報を提供する。米国政府は、日本政府がこれらの情報を分析し、情報システム調達の全体的傾向を示す統計を公表することを推奨する。それには、以下の事項を含む。1) 一般入札と随意契約の比率。2) ライフサイクル・コストやOGVMといった新しい評価方法の採用。3) 複数年契約といった新しい契約方法の採用。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400119	総務省	情報システムの調達改革促進 の追加的措置	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を 行い、これらの基づき「成長のた めの日米経済パートナーシップ」 における 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は当該対日要望と同じも のである。対話の成果については、 2005年に公表される報告書を 参照されたい。					
z0400120	総務省	地方自治体レベルでの談合へ の取り組み	-	-	c	-	公共工事の入札及び契約の適 正化の促進に関する法律第10 条において、地方公共団体が実 施する公共工事の入札において 談合等の不正行為があると疑う に足りる事実があるときは、地 方公共団体の長は公正取引委 員会にその事実を通知しなけれ ばならない旨が規定されてお り、適切に処理しているところ である。 また、地方公共団体に対して は、同法の規定により公共工事 に係る入札及び契約に関する諸 情報を公開することが義務付け られており、談合等の不正行為 が生じにくい体制づくりの推進が 図られているところである。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400119	総務省	情報システムの調達改革促進の追加的措置	5122	51220034	21	米国	34	情報システムの調達改革促進の追加的措置	政府の情報システム調達に関するさらなる改革を断行するため、以下の措置を含め、追加的措置を実行する。 外国企業や中小企業に対する障壁を除去するため、資格審査制度を改革する。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
z0400120	総務省	地方自治体レベルでの談合への取り組み	5122	51220106	11	米国	106	地方自治体レベルでの談合への取り組み	地方自治体レベルで談合と戦うために、総務省に談合疑惑情報を公取委に伝えることを義務付ける政策の採用を含め、地方政府の契約の談合を減らすための付加的処置を講じさせる。		談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利益を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するため、米合衆国は日本に以下のことを要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400140	総務省、国土 交通省	制裁の透明性の向上	-	-	c	-	地方公共団体における談合情報の公表については、各地方公共団体において自主的に行われるべきものであり、各地方公共団体に一律に義務付け、総務省において一括して取りまとめることは適当でない。					
z0400121	総務省	パブリックコメントの手続について	-	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定)によれば、意見募集期間は「意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として」定めることとされている。	c	-	制度の概要のとおりであるが、さらに、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、意見募集期間については原則30日間を確保することとしている。一口に規制の設定改廃といっても、その内容は千差万別であり、これらについて、一定の意見募集期間を義務付けることは、行政機関が迅速な意思決定を行う必要がある場合にその障害になりかねず、目安として示すことが適当と考える。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400140	総務省、国土 交通省	制裁の透明性の向上	5122	51220107	11	米国	107	制裁の透明性の向上	国交省、総務省および他の関係政府機関が前年中に談合に従事したと確定した各社を載せた、またそれら各社に課された行政制裁および各社が談合活動による損害に対して政府へ支払った賠償額を明記した報告書を毎年公表すべきである。		談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。	
z0400121	総務省	パブリックコメントの手續について	5122	51220111	11	米国	111	パブリックコメントの手續について	緊急を要する案件以外は60日間の意見募集期間を標準とするか、最低30日間の意見募集期間を義務付ける。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用の問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400122	総務省	パブリックコメントの手続について	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、意見・情報の募集期間が30日間を下回る期間を設定する場合には、その理由を公表することとしている。	d	-	制度の概要に記載のとおり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、意見・情報の募集期間が30日間を下回る期間を設定する場合には、その理由を公表することとしている。また、総務省は、本制度の実施状況調査において、意見募集期間が30日間を下回った理由を把握し、公表している。	-				
z0400123	総務省	パブリックコメントの手続について	-	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月25日閣議決定)によれば、最終的な意思決定を行う前に、その案等を公表することとされている。	c	-	案の公表をできる限り早い時期に行うことは、一般的には望ましいものと言える。しかしながら、早い時期に案を公表するため、行政機関としての十分な検討を経ていない案や、具体性を有していない案を公表することとなつては、意見を提出する側にとつても十分な検討ができず、その結果として有益な意見の提出につながらないおそれがある。要は、行政機関として十分な検討を行った案を、意見を提出する側が必要な検討期間をとれるよう、可能な限り早く公表するよう、することが重要と考える。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400122	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220112	11	米国	112	パブリックコメントの手続について	緊急を要する案件の場合、なぜ意見募集期間を短縮しなければならないか、急を要する理由を公表するよう省庁に義務付ける。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	
z0400123	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220113	11	米国	113	パブリックコメントの手続について	草案をできるだけ早急に公表することを義務付け、問題を分析し意義ある意見を準備するための十分な時間を関係者に与える。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400124	総務省	パブリックコメントの手続について	-	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月26日閣議決定)では、案等を公表した行政機関は、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととされている。	c	-	意見募集期間終了時から最終的な意思決定までの期間を具体的にどの程度確保すべきかについては、案件の内容等により異なってくるものと考えられる、	-				
z0400125	総務省	パブリックコメントの手続について	-	電子政府の総合窓口(e-Gov)に、各府省が実施しているパブリック・コメント手続案件及びその結果が掲載されている。	d	-	制度の現状に記載のとおり、既に、国民が一層容易にパブリック・コメント手続案件を一覧できるように、パブリック・コメント手続に付されている案件の一覧を電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載するという取組を進めているところである。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400124	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220114	11	米国	114	パブリックコメントの手続について	意見をきちんと反映できるよう、省庁が意見募集期間の締め切りと規制の最終決定までの間に十分な時間を設けることを確保する。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	
z0400125	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220115	11	米国	115	パブリックコメントの手続について	一般市民が容易に（パブリックコメント手続きの適用対象の当否にかかわらず）審議会、研究会、勉強会およびその他の検討会による意見募集案件を含む、すべての省庁からの意見募集案件と結果を1カ所で知ることができる中央システムを構築する。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400126	総務省	パブリックコメントの手続について	-	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)別紙3「審議会等の運営に関する指針」によれば、「審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認める時には、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努める」旨を規定している。	d	-	制度の現状に記載の閣議決定に基づき、各審議会において適切に対応しているものと認識している。	-				
z0400127	総務省	パブリックコメントの手続について	-	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月27日閣議決定)では、意見・情報の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を案等の公表時に明示することとされている。	e	-	閣議決定では、枚数の制限や80字以内の要約等の要件を課していない。 また、個別の案件においても、そのような例があるとは承知していない。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400126	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220116	11	米国	116	パブリックコメントの手続について	外国の業界団体が専門家あるいは関係者として審議会で見解を表明する機会を増やす。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	
z0400127	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220117	11	米国	117	パブリックコメントの手続について	パブリックコメントの提出にあたり、枚数の制限や80字以内の要約等の過度に厳しい要件ならびに同手続きの趣旨に反するその他の要件を課すことを禁止する。		日本のパブリックコメント手続は1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400128	総務省	パブリックコメントの手続について	-	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月28日閣議決定)によれば、いわゆる特殊法人、認可法人等が法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合、パブリック・コメント手続に準じた手続を経よう、その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導することとしている。	d	-	「政府設立機関」及び「認可自主規制機関」が何を意味するか不明であるが、制度の現状に記載のとおり、いわゆる特殊法人、認可法人等が法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合とこののであれば、閣議決定において、パブリック・コメント手続に準じた手続を経よう、その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導することとしている。	-				
z0400129	総務省	パブリックコメントの手続について	-	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月29日閣議決定)によれば、案を公表した行政機関は、提出された意見・情報に対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表することとされている。また、閣議決定の考え方では、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると行政機関が判断した場合を除き、提出された意見はすべて公にすることとしている。	d	-	制度の概要に記載のとおりであるが、さらに、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、「提出意見・情報については、可能な限り、各府省のホームページ上でその全文を公表する」としている。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400128	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220118	11	米国	118	パブリックコメントの手続について	政府設立機関や認可された自主規制機関によって提案された規制・規則等はすべてパブリックコメントに付され、提出された意見が最終案に適切な限り反映されるよう義務づける。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用の問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	
z0400129	総務省	パブリックコメントの手続について	5122	51220119	11	米国	119	パブリックコメントの手続について	各省庁に提出された意見の全文、それに対する公式回答と提出者名、ならびにどのように意見が取り入れられたのか、また取り入れられなかった場合はその理由を公表しウェブサイトに掲載するよう義務づける。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用の問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400130	総務省	パブリックコメントの手続について	行政手続法	(該当制度なし)	b	-	「規制改革・民間開放推進3か 年計画」、「経済財政運営と構造 改革に関する基本方針2004」 (平成16年6月4日閣議決定)に おいて、政省令等の行政立法手 続の法制整備を検討することと され、その際、パブリック・コメン ト手続の法制化についても検討 することとされている。 総務省は、上記を踏まえ、総務 大臣の下に本年4月から行政手 続法検討会を開催し、これらに ついて鋭意検討しているところ。	-				
z0400131	総務省	郵便金融機関の透明性	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を行い、 これらに基づき「成長のための 日米経済パートナーシップ」にお ける 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は、当該対日要望と同じ ものである。 対話の成果については、2005 年に公表される報告書を参照さ れたい。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400130	総務省	パブリックコメントの手續について	5122	51220120	11	米国	120	パブリックコメントの手續について	パブリックコメント手続きを、行政手続法に取り入れ、単なる指針から法制化して強化する。		日本のパブリックコメント手続きは1999年に導入されたが、本来の趣旨である透明性と、より公平で開かれた規制制度の推進を支える形で実施されていないことが度々ある。総務省が2004年8月に再び公表した実施状況調査では、依然として同手続きの活用に問題があることが明らかになった。同調査によると、2003年度のパブリックコメントの案件で、閣議決定を要する規制の改訂の約半数は意見募集期間が28日未満で、1%未満の回答がより妥当期間60日に近かった。また、大半の最終規制が、提示された意見を取り入れていないことが調査で明らかになっている。同手続きを有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府がパブリックコメント手続きの欠陥を除去することを求める。したがって、パブリックコメント手続きの改善にむけて2004年度に提案を検討することを含んだ規制改革・民間開放推進3ヶ年計画の閣議決定を米国は歓迎する。米国は、日本がパブリックコメント手続きの改正を進めるにあたり、下記のような措置を講ずることを提言する。	
z0400131	総務省	郵便金融機関の透明性	5122	51220126	11	米国	126	郵便金融機関の透明性	簡保商品および日本郵政公社による元金無保証型の「郵貯」投資商品の販売または元受けにかかわる法律の改正案の策定につき、米国政府は、日本政府の関係省庁等が、関連分野における民間企業の運営に影響を及ぼしうるあらゆる面について、国民一般（外国保険会社も含む）への十分な情報提供および意見の収集を行う方策をとることを求める。それは、保険業界や他の民間利害関係者（国内外の両方）が、以下の事項に関し意見を述べ、また関係する日本政府の職員と意見交換を行なう有意義な機会を提供する事を含む。 国会提出前の提案プランや法案。 パブリックコメント手続きの最大限の活用と実施を伴う、実施段階前のガイドライン原案や他の規制措置。		郵便金融機関（郵便貯金「郵貯」、簡易保険「簡保」）が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について、日本経団連やその他の機関が表明している懸念を米国政府は引き続き共有する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400132	総務省	郵便金融機関の同一基準及び 拡大抑制	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府 間で対日要望と対米要望の交 換を行い、 これらに基づき「成長のための 日米経済パートナーシップ」にお ける 「規制改革及び競争施策イニシ アティブ」の4年目の対話が行わ れている。 本要望は、当該対日要望と同じ ものである。 対話の成果については、2005 年に公表される報告書を参照さ れたい。	-				
z0400133	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	根拠法のある共済について	地方自治法第2 63条の2	普通地方公共団体は、議会の 議決を経て、その利益を代表す る全国的な公益的法人に委託 することにより、他の普通地方 公共団体と共同して、火災、水 災、震災その他の災害に因る財 産の損害に対する相互救済事 業を行うことができる。 相互救済事業で保険業に該当 するものについては、保険業法 は、これを適用しない。	C		地方自治法第263条の2に基 づき、全国的な公益的法人が、 当省の指導・監督の下で行う相 互救済事業は、民間営利法人 の事業とは異なり、自発的な共 助を基本とした非営利事業であ ることから、必要以上の規制を 課すことはその自主性や自立性 を損なうこととなるため適当では ない。			C		地方自治法第263条の2に基 づき、全国的な公益的法人が、 当省の指導・監督の下で行う相 互救済事業は、民間営利法人 の事業とは異なり、自発的な共 助を基本とした非営利事業で あって、契約者は地方公共団 体に限られていることから、一般消 費者としての契約者を保護する という観点からのルールは必要 ない。 なお、財務の健全性等につい ては、「公益法人の指導監督体 制の充実等について」(平成13 年2月9日公益法人等の指導監 督等に関する関係閣僚会議幹 事会申合せ)に基づき、当省に おいて、定期的に検査を実施す るとともにその結果を公表してい るところ。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400132	総務省	郵便金融機関の同一基準及び拡大抑制	5122	51220127	11	米国	127	郵便金融機関の同一基準及び拡大抑制	米国は日本に対し、民営化の章のII.A.1.で挙げている措置に従い、郵便金融機関に民間の競合会社と完全に同一の競争条件を確保するよう求める。さらに、米国は日本に対し、同一の競争条件が確保されるまでは、民間が提供可能ないかなる新規または変更された保険商品の引き受け、或いは新規の元金無保証型の投資商品の元受けを、郵便金融機関が提供する事を禁ずるよう求める。		郵便金融機関（郵便貯金「郵貯」、簡易保険「簡保」）が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について、日本経団連やその他の機関が表明している懸念を米国政府は引き続き共有する。	
z0400133	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	根拠法のある共済について	5122	51220132	11	米国	132	共済について	全ての共済に民間競合会社と同一の法律、税水準、セーフティネット負担条件、責任準備金条件、基準および規制監督を適用することにより、共済と民間競業会社の間同一の競争条件を整備する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済（無認可共済）もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400133	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	根拠法のある共済について	地方自治法第2 63条の2	普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。	C		地方自治法第263条の2に基づき、全国的な公益的法人が、当省の指導・監督の下で行う相互救済事業は、民間営利法人の事業とは異なり、自発的な共助を基本とした非営利事業であることから、必要以上の規制を課すことはその自主性や自立性を損なうこととなるため適当ではない。		「保険」であっても「共済」であっても、一般消費者から見れば、万一の場合の経済的備えに対する期待は同じであり、契約者保護の重要性に変わりはない。保険・共済契約は商品内容が無形で複雑、長期にわたり保険金等の支払の確実性を確保することが必要といった特性があるため、各監督官庁において契約者保護のためのルールが整備されているところであり、契約者保護のためのルールが保険業等と異なるままでよいとする理由にはならないと考える。共済事業の大規模化、共済商品の多様化といった実態を踏まえれば、その財務の健全性等について、組合員自らが判断することは困難な状況となっており、財務の健全性等を確保するルールについては、保険業法等と整合的なルールを整備することが必要と考えられる。上記を踏まえ、保険業等と整合的な契約者保護ルールの整備について、改めて検討されたい。	C		地方自治法第263条の2に基づき、全国的な公益的法人が、当省の指導・監督の下で行う相互救済事業は、民間営利法人の事業とは異なり、自発的な共助を基本とした非営利事業であって、契約者は地方公共団体に限られていることから、一般消費者としての契約者を保護するという観点からのルールは必要ない。 なお、財務の健全性等については、「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、当省において、定期的に検査を実施するとともにその結果を公表しているところ。
z0400134	総務省	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	-	行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月27日閣議決定)によれば、行政機関による法令適用事前確認手続(いわゆる日本版ノーアクションレター制度)とは、民間企業等が、その事業活動に関係する具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうか、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に文書で確認し、その行政機関が文書回答を行うとともに、当該回答を公表する手続である。	C	-	本制度は、制度導入後3年半を経過したばかりであり、実績の蓄積を図っていくことが重要と考えているところ。また、法制化に当たっては、処分の事前手続としてとらえ得るか否か、回答の法効果をどのように考えるか等様々な整理すべき問題が多くあり、慎重な検討が必要である。法的拘束力については、それがどのようなものを意味しているか定かではないが、回答はあくまでも情報提供であり、これが法的な意味で実際の行政機関の行為を決定するようなことは適切でない。ただし、回答内容が公表されることから、照会と同一条件である限り、事実上、申請に対し回答と異なる行政行為をとることは抑制されることが想定される。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400133	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	根拠法のある共済について	5122	51220133	11	米国	133	共済について	米国政府は、現在、金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、無認可共済にかかわる議論が行われていることを歓迎するとともに、根拠法を有する共済に関しても早い時期に同様の見直しを開始されるよう求める。米国政府はさらに、これらの議論および関係省庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者（外資系を含む）が議論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済（無認可共済）もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	
z0400134	総務省	法令適用事前確認手続（ノーアクション レター制度）	5122	51220134	11	米国	134	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター 制度）	閣議決定の下で制定された日本のノーアクションレター制度の要件を行政手続法に組み込み、同制度に法的拘束力を与える。		行政機関の法律や規則の解釈の明確化を求める機会を制規企業に与える日本のノーアクションレター制度の効率性を高め、活用を増やすために、日本がさらなる措置を講じることを米国は提言する。より効果的なノーアクションレター制度に寄与する対策は以下の事項を含む。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400135	総務省	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	-	行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月28日閣議決定)によれば、行政機関による法令適用事前確認手続(いわゆる日本版ノーアクションレター制度)とは、民間企業等が、その事業活動に關係する具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうか、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に文書で確認し、その行政機関が文書回答を行うとともに、当該回答を公表する手続である。	前文 e d 1) c 2) c 3) c	-	(前文)「行政機関の各々のノーアクションレター制度に適用される要件に関して」の「より詳細な省庁横断的なガイドライン」とはどのようなものを指しているのか不明であるが、現行の閣議決定に盛り込まれている内容は、まさに、各行政機関のノーアクションレター制度の運用に関するガイドラインであると考えている。 ()平成16年3月の閣議決定改正において、ノーアクションレターを補完する関連情報の提供等について、「各府省は、民間における団体からその所属する個別企業を代表した照会を受けた場合にも、できる限り具体的に回答するものとする。」と規定したところである。 (1)、2))各府省がそれぞれの事務体制や所掌分野に応じ適宜対応すれば足りるものであり、一律に閣議決定において規定する必要性はないと考えている。 (3))照会の方法は、照会者が個別事案に応じ適切に選択すべきものであり、特定の方法に限定することは適切でないと考え	-				
z0400136	総務省	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	-	行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月29日閣議決定)によれば、行政機関による法令適用事前確認手続(いわゆる日本版ノーアクションレター制度)とは、民間企業等が、その事業活動に關係する具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうか、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に文書で確認し、その行政機関が文書回答を行うとともに、当該回答を公表する手続である。	d	-	「フォーラム」とは具体的にどのようなものを想定しているのかが不明である。ノーアクションレター制度について企業等から意見があれば、各府省において適切に対処しているものと理解している。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400135	総務省	法令適用事前確認手続(ノーアクション レター制度)	5122	51220135	11	米国	135	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター 制度)	暫定的な措置として、行政機関の各々の ノーアクションレター制度に適用される要 件に関して、より詳細な省庁横断的なガイ ドラインを閣議決定により規定し、それら のノーアクションレター制度を設ける期限 を定める。具体策として以下の事項を含 む。 ノーアクションレターの要望を受ける単 一の「窓口」を各機関に開設する。 ノーアクションレター制度のより積極的 な活用を促進させるため以下に挙げるもの を含む方策を採用する。1)ノーアクション レター制度を通じて日本の法律や規則の 明確化を求めることができることを規制業 界の企業に知らせる行政機関のアウトリー チの努力。2)企業グループおよび業界団 体は、特定企業に代わってノーアクション レターを提出する事ができる旨を公表す る。3)定まった政策の事柄の問題につい ての法律や規則の非公式な口頭解釈を求め る個々の企業や関係団体からノーアクション レターを積極的に求めるよう、行政機関 の職員を促す内部システムを構築する。		行政機関の法律や規則の解釈の明確化を求 める機会を制規企業に与える日本のノーア クションレター制度の効率性を高め、活用 を増やすために、日本がさらなる措置を講 じることを米国は提言する。より効果的な ノーアクションレター制度に寄与する対策 は以下の事項を含む。	
z0400136	総務省	法令適用事前確認手続(ノーアクション レター制度)	5122	51220136	11	米国	136	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター 制度)	さまざまな政府行政機関のノーアクション レター制度をどのように改善させるかに関 して、民間からのインプットを求めるため の省庁横断的なものと行政機関ごとの両方 のフォーラムを構築する。		行政機関の法律や規則の解釈の明確化を求 める機会を制規企業に与える日本のノーア クションレター制度の効率性を高め、活用 を増やすために、日本がさらなる措置を講 じることを米国は提言する。より効果的な ノーアクションレター制度に寄与する対策 は以下の事項を含む。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400137	総務省	郵便保険と郵便貯金	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争施策イニシアティブ」の4年目の対話が行われている。本要望は、当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2005年に公表される報告書を参照されたい。	-				
z0400138	総務省	郵便保険と郵便貯金	-	-	-	-	2004年10月15日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争施策イニシアティブ」の4年目の対話が行われている。本要望は、当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2005年に公表される報告書を参照されたい。	-				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400137	総務省	郵便保険と郵便貯金	5122	51220142	11	米国	142	郵便保険と郵便貯金	日本政府が、民間で元受けをする元金無保証型投資商品を日本郵政公社で取り扱うことを許可する計画を進めるにあたり、それらの商品の選択が公平で透明性のある形で行われるよう保証する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競争会社と比した優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットリング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。	
z0400138	総務省	郵便保険と郵便貯金	5122	51220143	11	米国	143	郵便保険と郵便貯金	日本郵政公社において販売される民間企業元受けの保険商品の選択が、公平で透明性がある形で行われるよう保証する。		日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競争会社と比した優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国系企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットリング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0400139	財務省、総務 省	クレジット/デビットカードおよび ATMサービスと受け入れの促 進	地方自治法243 条、地方自治法 施行令第158 条、第158条の 2	地方公共団体の公金について は、法令で特別の定めがない限 り、私人に公金の取扱いを委任 することができない。	c		現時点において実施時期等を 示すことはできないが、今後、現 行制度の検証を含め、提案の趣 旨を十分踏まえて検討を進めた いと考えている。		クレジットカードによる公金納入 を可能とすることは納入義務者 (納入者)の利便に資するもので あり、改めて実施に向けた具体 的な対応策及び実施時期を検 討され、示されたい。 なお、納入者がクレジット会社を 通じて指定金融機関等への口 座振替により納入期限までに一 括して納入を行う(この場合、納 入者が支払いを遅延する等のリ スクは、納入者から分割払い等 の後払いで返済を受ける形でク レジット会社が負担する。)仕組 みを採れば、指定金融機関等に 対する払込みという点において 現行と変わらないと考えられる。		b	今後、クレジットカードによる使 用料等の収納に関する研究会 を開催し、現行制度の検証、関 係業界や提案主体に対するヒア リング等を行った上で、提案の 趣旨を十分踏まえ、第三者弁済 によるクレジットカードの導入に ついて早急に検討を始めたいと 考えている。当面、早ければ1月 中にも第1回研究会を開催し、 その状況を踏まえ、年度内にも 方向性を出してまいりたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400139	財務省、総務 省	クレジット/デビットカードおよびATM サービスと受け入れの促進	5122	51220174	11	米国	174	クレジット/デビットカードおよびATMサービス と受け入れの促進	ビジネスによるクレジット/デビット カードの利用と、政府サービスへの支払 いに対するカード利用を促進。		世界的に見て、クレジットカード、デビッ トカードおよびATMカードの利用は急速 に増加している。米国、欧州、カナダにお いて全店舗の90%はクレジットカードある いはデビットカードを取り扱い、全購入の 3分の1以上がこれらのカードでなされ る。日本では昔からの店舗やATMでの カードの受け入れが低い率であることは、 日本に居住する人々にとって不都合であ り、また海外から日本を訪問する人たちの 共通の不満である。米国は約100の日本の 公立病院がクレジットカードおよびデビッ トカードの支払いを受け付けている、ある いはその準備中であると聞いている。E- Japan戦略IIイニシアティブおよび小泉首 相の海外から日本への旅行者を2010年まで に倍増するという精神に鑑み、米国政府は 日本国政府に対して以下を要望する。	